

中世城館遺跡(甲南地域)調査報告書

甲賀市甲南町杉谷・新治

望月城遺跡・望月支城遺跡・杉谷砦遺跡・寺前城遺跡
村雨城遺跡・新宮城遺跡・新宮支城遺跡・竹中城遺跡

2008

甲賀市教育委員会



杉谷・新治地域（南西から）



寺前城・村雨城



新宮城・新宮支城



竹中城

序

滋賀県の東南部に位置する甲賀市は気候温暖な自然豊かな町で、国指定史跡「紫香楽宮跡」や「垂水頓宮跡」などの歴史資産にも恵まれています。また関西圏と中部圏の中間にあり、新名神高速道路が市内を横断したことで、今後市の発展も期待されるところです。

身近にある里山には、木々に埋もれるように中世城館遺跡が眠っており、規模は小さいものの、その数は市内で200箇所を越え、日本有数の城の密集地帯でもあります。戦国時代に先人が築いたこうした城が、今日まで完全に残ってきたことは驚くべきことです。また中世の甲賀武士たちの結束の力が今日まで連綿と受け継がれ、その団結の強さが甲賀市民の誇りのひとつとなっています。道路網が整備され、生活が便利となる一方で、地域の開発から、貴重な文化財や豊かな自然を守ることもまた、教育行政の大きな責務であります。

教育委員会では平成11年度から、城の形態がたいへん良好に残る甲南町杉谷、新治地域の城館遺跡を測量調査し、記録保存に努めてきました。調査結果をまとめた本報告書が、今後の中世城郭研究の一助になれば幸いです。今まであまり知られていなかったこの地域の城館遺跡を今後、地元の皆様とともに守り、地域づくりの資産として活用していきたいと考えています。

最後になりましたが、調査にご協力を賜りました関係各機関に対しまして、厚く感謝を申し上げます。

平成20年(2008年)3月

甲賀市教育委員会

教育長 宮 木 道 雄

例 言

1. 本書は滋賀県甲賀市甲南町杉谷、新治に所在する中世城館遺跡の測量調査の報告書である。
2. 調査は平成11年度から実施し、平成17年度まで行った望月城、望月支城、杉谷砦、寺前城、村雨城、新宮城、新宮支城、竹中城の8箇所の中世城館遺跡を収録している。
3. 平成11年度から平成16年9月までは旧甲南町教育委員会が調査主体として実施し、市町村合併により、平成16年10月以降、平成17年度は甲賀市教育委員会が実施した。
4. 調査は、文化庁記念物課、及び滋賀県教育委員会文化財保護課の指導を得て実施した。
5. 報告書に載せる個々の城郭については、平成15年度7月30日文化庁で開催された「中近世城郭遺跡保存検討会」で検討され評価を得たものであり、国の史跡指定を受けることを目的に調査を実施した。
6. 調査に係る経費は、国宝重要文化財等保存整備費補助金（国庫補助金）及び、滋賀県文化財保存事業費補助金（県費補助金）を得た。
7. 本書で使用した方位は座標方位（国土調査法第Ⅵ座標系）に基づき、標高については東京湾の平均海面を基準としている。
8. 原図は縮尺1：250（2城集合図の場合は1：500）で作成したが、報告書の遺構測量図は縮尺1：800で載せている。
9. 本書で使用する「甲賀郡」という用語は、歴史的な用語として使用したものである。
10. 現地調査は歴史文化財課調査管理係長峰 透（平成11年度～17年度）が担当し、本書の執筆、編集は長峰（第1～3章執筆）、前川（史料編執筆）が行なった。
11. 報告書作成に際し、村田修三氏より論文（第4章）を賜った。厚く感謝を申し上げる。
12. 現地調査及び本書の作成に際しては、下記の諸氏、関係機関から貴重な指導、助言、協力を得た。記して厚く感謝を申し上げる。（順不同）磯村幸男（元文化庁主任文化財調査官）、伊藤正義（元文化庁主任文化財調査官）、坂井秀弥（文化庁主任文化財調査官）、山下信一郎（文化庁文化財調査官）、大沼芳幸（滋賀県教育委員会事務局文化財保護課）、木戸雅寿（財団法人滋賀県文化財保護協会）、松下 浩（滋賀県立安土城郭調査研究所）、村田修三（元奈良女子大学・元大阪大学教授）、中井 均（米原市教育委員会）、藤岡英礼（財団法人栗東市文化体育振興事業団）、振角卓哉（日野町立図書館）、福永清治（野洲市教育委員会）
13. 記録した写真及び図面類は、甲賀市教育委員会で保管している。
14. 事務局体制は次のとおりである。

甲南町教育委員会

教育長 田中光郎（平成11年度～平成14年7月）

教育長 宮木道雄（平成14年8月～平成16年度9月）

甲賀市教育委員会（平成19年度事務局体制）

教育長 宮木道雄 ・ 局長 竹崎文雄 ・ 次長 中島芳幸、田中里美

歴史文化財課長 雲林院治夫 ・ 課長補佐 林口幸治

係長 長峰 透（調査管理係）、鈴木良章（埋蔵文化財係）

主査 前川友秀（調査管理係）

目 次

口 絵	
序	
例 言	
第1章 調査の目的と方法	
第1節 調査の目的	1
第2節 調査の方法	1
第2章 遺跡の位置と歴史的環境	
第1節 遺跡の位置	3
第2節 歴史的環境	
第1項 杉谷・新治地域周辺の遺跡	3
第2項 甲南町域の中世城館の分布	4
第3節 城館遺跡の歴史的背景	
第1項 六角氏と長享の乱	7
第2項 甲賀郡中惣について	8
第3項 戦国期の甲賀武士の動向	10
第4項 望月氏について	11
第3章 城館遺跡の構造	
第1節 望月城遺跡・望月支城遺跡	
第1項 位 置	14
第2項 遺構の概要	
1 望月城遺跡	16
2 望月支城遺跡	18
第2節 杉谷砦遺跡	
第1項 位 置	22
第2項 遺構の概要	22
第3節 寺前城遺跡・村雨城遺跡	
第1項 位 置	24
第2項 遺構の概要	
1 寺前城遺跡	26
2 村雨城遺跡	26
第4節 新宮城遺跡・新宮支城遺跡	
第1項 位 置	32
第2項 遺構の概要	
1 新宮城遺跡	32
2 新宮支城遺跡	34
第5節 竹中城遺跡	
第1項 位 置	36
第2項 遺構の概要	36
第6節 まとめ	40
第4章 特 論 甲賀の城と甲賀郡中惣 村田 修三	
第1節 はじめに	44
第2節 同名中の城の分布	45
第3節 同名中をこえた城	47
第4節 望月氏関連の城館の縄張り	50
第5節 おわりに	53
第5章 史料編	68
図 版	69

第1章 調査の目的と方法

第1節 調査の目的

滋賀県甲賀地域（甲賀市・湖南市）の城館遺跡については、昭和57年より10年間かけて滋賀県教育委員会が実施した「滋賀県中世城郭分布調査」の中で取り上げられた。調査報告書の第2巻「甲賀の城」をはじめ第1、3、4巻に甲賀の城館遺跡の縄張図と分布地図が載せられており、おおよその規模や形状、分布の状況などの概要が明らかにされた。一方、平成13年度の「滋賀県遺跡地図」には城跡、館跡、陣屋跡として載せられている中近世城館の遺跡数は、甲賀市水口町36、土山町23、甲賀町77、甲南町51、信楽町17箇所、総数204箇所に達し、甲賀市の遺跡総数522箇所の内39%が城館遺跡で占めており、とりわけ甲賀、甲南、水口町に多いことが分かる。

このような密集した城館構成は、中世の地侍・土豪の地域支配のあり方が反映したものとされてきたが、概略図が作成された次の段階として、より詳細な地形測量、遺構測量を行うことにより、小規模城館の正確な規模や構造を把握することが必要となってきた。

さらに城郭研究においても、甲賀地域が従来のように単郭方形型城館の密集地帯という捉え方から脱皮して、さまざまな発展形態があることが明らかになってきており、個別の詳細な調査により、この地域の城館構成を見直そうという動きがある。

加えて、新名神高速道路が甲賀市内を横断し、特に甲南インターチェンジ周辺では今後開発が進むことが予想され、遺跡を保護する上でも、早急に現状を記録に留める必要が出てきた。このため平成11年度より国庫補助事業として測量調査を実施したものである。

第2節 調査の方法

調査を実施した城館遺跡は甲賀市甲南町地域のものであり、甲南町域にあった51箇所の城館遺跡の中でも保存状態が良好で特徴ある遺構を有し、地域的なまとまりをもって存在する甲南町杉谷、新治地域の城館遺跡を測量調査した。

調査年次と遺跡の概要は以下に示すとおりである。

調査年度	遺跡名	所在地	立地	現状
平成11年度	望月城遺跡	甲南杉谷字廣谷、字古門、字中ノ切	山麓	竹林・山林
	望月支城遺跡	甲南町杉谷字廣谷	山麓	山林
平成12年度	杉谷砦遺跡	甲南町杉谷字東出	山麓	竹林
平成13年度	寺前城遺跡	甲南町新治字寺前城	山麓	山林
平成14年度	村雨城遺跡	甲南町新治字寺前城、字池ノ谷、字水谷	山麓	山林
平成15年度	新宮城遺跡	甲南町新治字大門	山麓	山林
平成16年度	新宮支城遺跡	甲南町新治字山口谷	山麓	山林
平成17年度	竹中城遺跡	甲南町新治字熊尾	平地	竹林

城館遺跡の現状、規模、遺構の残存状況を把握し、これを現状のまま記録することを目的としたため、測量調査を主として行い発掘による地下調査は実施していない。

測量調査はすべて業者委託により実施した。その主な仕様は以下のとおりである。

図面の縮尺 1 : 250

(近接して2城がある場合は、別に2城集合図を1 : 500で作成する)

基準点測量 国土調査法第VI座標系にもとづき、3級基準点、4級基準点を置く。ただし3級基準点が近くにあり、遺跡から3級基準点が視準できる場合は、4級基準点のみを置いた場合もある。

水準点測量 2級基準点をもとに、当該遺跡の標高(東京湾平均海面)を測量する。

図面作成 1 地形測量図
2 遺構測量図
3 縦・横断図 を作成した。

等高線間隔 主曲線2.5m 補助曲線 0.5m とする

本報告書の遺構測量図表現方法は次のとおりとする。

本報告書に載せる図面の縮尺は1 : 800とする。

・明確に遺構の肩が残る場合。

実線ケバ 

・遺構の肩がやや不明瞭な場合。あるいは斜面の角度が変わる場合。

破線ケバ 

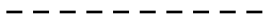
・遺構の肩がさらに不明瞭の場合

点ケバ 

・上場線

実線 

・下場線

破線 

第2章 遺跡の位置と歴史的環境

第1節 遺跡の位置

甲賀市は平成16年10月に水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の5町が合併して誕生した町であり、総面積は481.69平方キロメートルで、滋賀県の東南部に位置する。北は日野町、東近江市に、西は湖南市、大津市、京都府に、南部や東部は三重県伊賀市や亀山市に接し、東北部に標高1212mの御在所岳を主峰とする鈴鹿山脈が南北方向に連なる。市内には鈴鹿山脈を水源とする野洲川と南鈴鹿山脈を源とする杣川が西北方向に貫流し、両河川により「入」字のような谷を形成し、三雲付近で合流する。西南部は花崗岩を主とする信楽山地となり、その基盤岩を覆うように市内中央部から南部そして伊賀市にかけて、古琵琶湖層群が広く分布している。これら粘土層による丘陵は小河川等の浸食を受け、樹枝状に複雑な開析谷が発達し、本市の地形的特長となっている。丘陵の標高は概ね200m～300m前後を測る。甲南町域では河川により開けた谷底平野が杣川本流沿いとその支流流域沿岸に広がり、杣川沿岸の平野部は幅500m足らずと狭い。その両岸には河岸段丘が広がり、段丘面での標高は180m～190m前後である。

当報告書に載せる杉谷の望月城、望月支城、杉谷砦はそれぞれ西部山地の山麓部分に位置し、また新治の寺前城、村雨城、新宮城、新宮支城は西部山地から派生した尾根の先端部に、また竹中城は杉谷川の河岸段丘上に位置する小丘陵の、端部に立地する。いずれも古琵琶湖層をベースに築かれている。

第2節 歴史的環境

第1項 杉谷・新治地域周辺の遺跡

寺前城遺跡、村雨城遺跡の東側に位置する寺山遺跡からは平成14年度の発掘調査で、茅山下層式や条痕文系土器、石鎌、スクレイパーなど縄文早期後葉、早期末～前期前葉～中期にわたる多様な土器と石製遺物などが出土している。また新治幕山地先では縄文草創期の有舌尖頭器が表採されており、段丘上の微高地に縄文人による一定期間の定住があったとみられ、甲賀市内では土山町野上野遺跡や甲賀町油日遺跡に次ぐ縄文時代の遺跡となる。

弥生時代の遺跡は確認されておらず、土山町山女原遺跡の土器片が知られるのみであるが、平成17年には新治畦ノ平遺跡より弥生時代の甑と見られる土器片が採集された。

古墳時代中期になると、水口の平野部を中心に開発が進み甲賀を代表する首長墓群である泉古墳群が築造され、また飯道山麓には後期古墳の群集墳である岩坂、高山古墳群が築かれたが、杣川流域、特に甲南町域に入ると古墳の数は極端に減少し、杉谷では望月城の北東400mに位置する杉谷古墳が知られるのみである。5世紀中頃の遺跡では大型倉庫群が出土した水口町の植遺跡が代表的であり、甲南町域においても池田大鳥居遺跡の溝遺構より6世紀中～後葉の須恵器が発見され、倉暦道の通る杣川流域にも古墳時代の集落が存在する可能性が出てきた。

古代より信楽山系及びその東山麓一帯は良材の産出地で甲賀杣と呼ばれていたが、平成17年から18年にかけて畦ノ平遺跡（村雨城遺跡の西約200mの地点）より、新名神高速道路の建設に伴い大量の出土木が発見され、その中には金属性斧や楔痕など明らかに人工的に加工した痕跡が多数みられた。いずれも杉材であり、その内の3本を年輪年代測定によってみると630年、664年、

そして678年に伐採されたものであることが判明した。杣川の支流である新治水谷川流域も木材を搬出する地域であったと考えられ、今後この地域で甲賀杣と関連した遺跡の発見が期待される場所である。

平安末期にはこの地域にも天台宗の教線が拡大して宗教文化が浸透し、矢川神社には矢川寺が建立され、その対岸にあたる新治地先もまた有力な社寺が栄えた。平安末期の仏像の優品を多く所蔵する臨済宗正福寺は、中世以前は新宮神社の北西に位置する堂ノ本地先に天台宗寺院として寺域を有していたとされ、また新宮神社境内の北側には神宮寺があったとされるから、新宮神社周辺は矢川と並んで杣庄地域における天台文化の中心地であったと考えられる。正福寺寺伝では「元龜、天正の乱に信長の兵火にかかり、七堂伽藍ことごとく灰塵に帰した」とあり、甲賀郡志では新宮神社一宮も元龜2年の兵火で焼失したといい、兵火による焼失は信じ難いものの戦国期にこの地域に軍事的緊張があったことが想定できる。新宮神社表門は文明17年(1485)の建立、中世の優美な建築様式を残す建造物として国の重要文化財に指定されており、また元龜2年の「郡中惣異見条々案」(山中文書)に「新宮矢河両衆徒中」とみえる。新宮社や矢川社のような鎮守社が当時の甲賀侍衆たちの精神的な絆を深め、結束を固める重要な場であったことが窺え、こうした領主層が神事や祭祀にも深く関与していたのだろう。

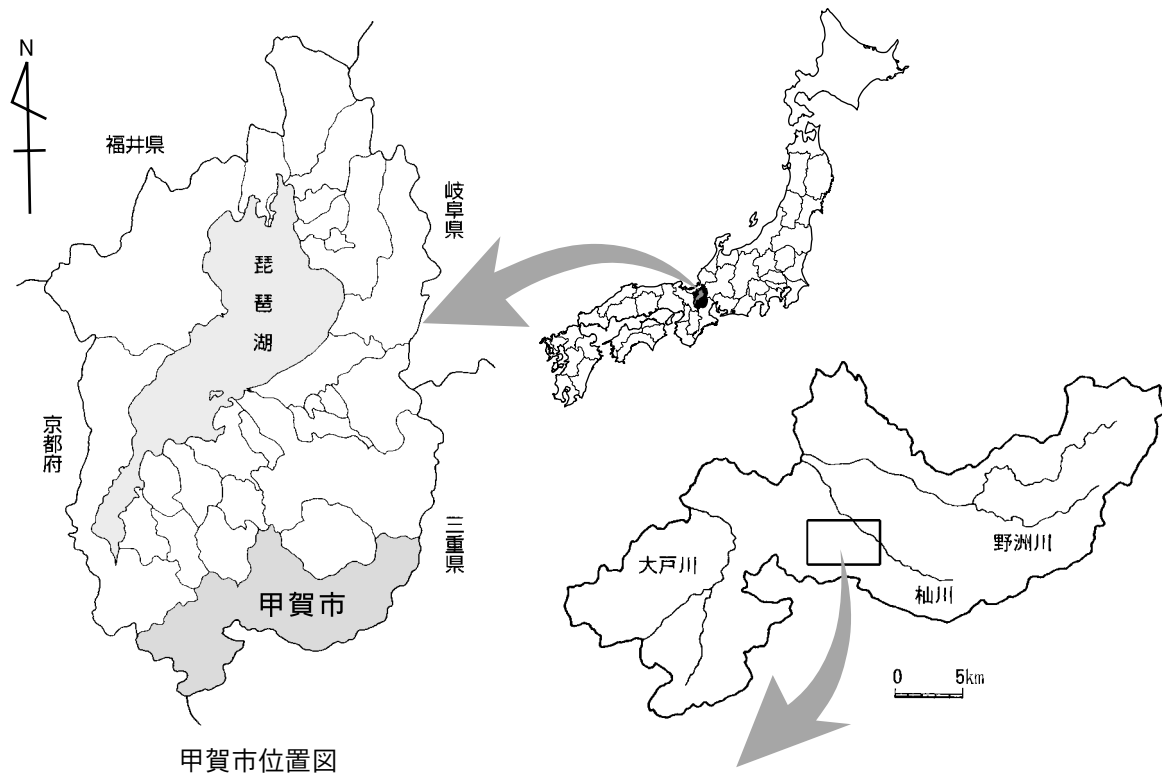
さてこの地域の中世城館遺跡は、図1に示すように望月城、望月支城、杉谷砦、杉谷城が杉谷地先に、寺前城、村雨城、新宮城、新宮支城、服部城、竹中城、倉治城、新治城が新治地先に築かれており、水谷川が貫流する平野部を囲むように城館遺跡が濃密に分布している。平成11年の古門遺跡の試掘調査では、12～13世紀代の土師器、瓦器、青白磁、14世紀の土師皿が出土、畦ノ平遺跡からは須恵器、9～12世紀代の土師器、15～16世紀代の信楽産すり鉢が採集されているが、直接中世城館と関連する遺跡の発見には至らなかった。

第2項 甲南町域の中世城館の分布

甲南町域では杣川の右岸域に城郭遺跡は少なく、平地に寺庄城が、深川の集落背後に深川城(片山城)があったとされるが現在は消滅している。杣川を遡り甲賀町域まで入ると高野城が山麓にあり、新名神高速道路の建設に伴う滋賀県文化財保護協会による発掘調査で、背後に数段の平坦面を伴った中世城郭であることが判明している。さらに甲賀町上野まで遡ると、主郭の外にも広い曲輪と長大な土塁を伴った上野城〔甲賀市指定史跡〕があり、発掘調査により、16世紀後半から17世紀にかけての城であることが知れる。

しかし甲南町域では城館が濃密に分布するのが杣川の左岸域である。古屋敷、市原城(消滅)、倉治城、饗庭城、野尻城、野尻支城は杣川の河岸段丘の段差を利用して段丘の縁辺部に土塁を築き築城されており、集落単位の個別の城という感がある。それに対して南西域の山地では古琵琶湖層を削り込んで丘陵の先端部に築かれており、望月城に代表されるように、粘土層を利用した高く厚い土塁と深い堀切が特徴である。池田地域では南東方向に連なる丘陵に沿って池田西城、池田東城が尾根に並んであり、やや奥まった位置にある坊谷城は、見事に四方土塁が完存する。丘陵は甲賀町滝方面へと連なり、多喜北城や南城、梅垣城、山岡城などが尾根ごとに築かれ、滝、大原市場集落の背後の山地に城が直線状に並ぶ。

また甲南町竜法師地先の南に位置する丘陵には、三方を広く見渡せる眺望性を活かして竜法師城が築かれており、新名神高速道路の建設に伴う発掘調査により、16世紀後半と18世紀代の2時



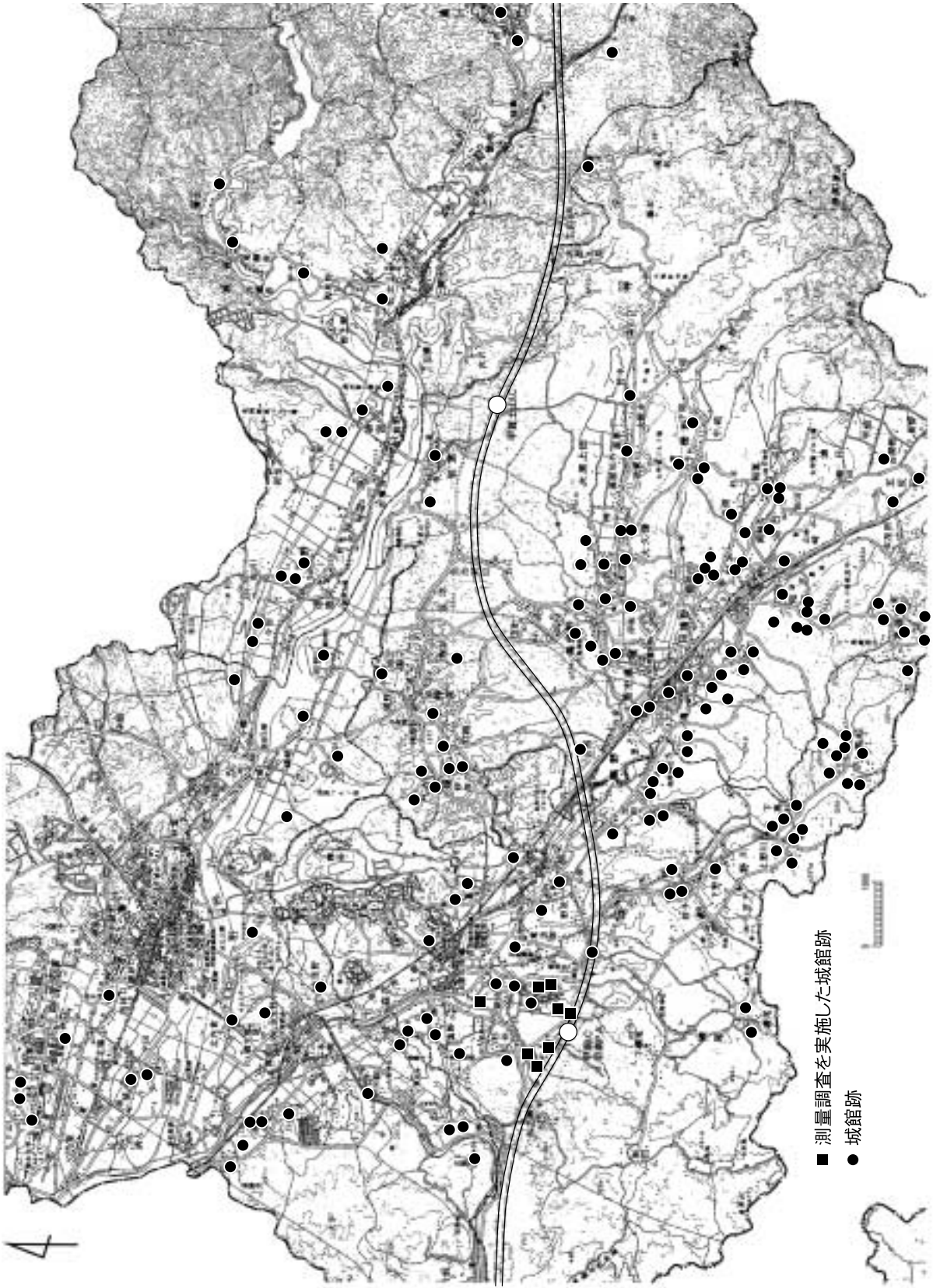
甲賀市位置図



- | | | | | | |
|----------|----------|-----------------|------------------|-----------------|---------------|
| 1 杉谷遺跡 | 2 古門遺跡 | 3 望月城遺跡 | 4 望月支城遺跡 | 5 金蔵寺遺跡 | 6 杉谷古墳 |
| 7 堂ヶ谷遺跡 | 8 杉谷城遺跡 | 9 塩野城遺跡 | 10 杉谷砦遺跡 | 11 竹中城遺跡 | 12 堂ノ本遺跡 |
| 13 畦ノ平遺跡 | 14 新宮寺遺跡 | 15 服部城遺跡 | 16 寺前城 | 17 村雨城遺跡 | 18 寺山遺跡 |
| 19 倉治城遺跡 | 20 新治城遺跡 | 21 新宮城遺跡 | 22 新宮支城遺跡 | 23 下浦遺跡 | 24 饗庭城(合羽城)遺跡 |
| 25 沢ノ尻遺跡 | 26 馬川遺跡 | 27 嶺南寺遺跡 | 28 竜法師城遺跡 | 29 池ノ尻遺跡 | |

アミ掛部分：中世城館遺跡 太字部分：測量調査を実施した遺跡

第1図 周辺遺跡分布図



第2図 杣川・野洲川中世城館分布図（甲賀市文化財報告第1集より）

期の遺構が確認されている。そこから南には浅野川に沿うように城が分布し、柑子は望月村嶋氏の本拠で、集落の中心部に位置する丘陵に望月村嶋城と望月青木城を築いて全域を城郭とする。村嶋城は背後に土塁をもつが、青木城は尾根に平坦地を連ねる連郭式とし、土塁囲みが多い甲南町の城の中ではむしろ異質である。浅野川をさらに遡ると、下馬杉では集落の背後の丘陵に西出城、谷出城、小池城があり、土塁を伴う曲輪がみられるものの、自然地形を利用して方形には囲まず、先端を削平するのみの城がみられ、堀切による尾根の遮断が顕著にみられる。上野川城山Ⅰ号城とⅢ号城は伊賀への街道を押さえる要衝に相對してあり、尾根を削平したのみ単純な構造となる。上馬杉では方形土塁の主郭とその周囲に曲輪を配した馬杉本城が中央部の尾根に築城され、井口氏城や馬杉中城、岡ノ下城など、8箇所が盆地状の地形に集中分布し、ここはまた伊賀と密接な繋がりがあった地域でもあり、山間の狭隘な地域に家権力が密集した状況が看取できる。最南端の三重県伊賀と接する栢ノ木集落には方形土塁を伴った栢ノ木城が築城され、そのすぐ西前方は伊賀衆の城藤林城があり、尾根に堀切を有するところから、国境を意識して防備を固めていたのであろう。その南東に位置する甲賀町の高嶺地区にも、同様に小規模城館が密集し、尾根筋に伊賀見城、高嶺南城が並んで築城されており、伊賀国境を巡る攻防関係を知る上で興味深い。

それに対して、本報告書に載せる甲南町杉谷、新治地先には、後述するようにそれぞれ縄張りを発達させた城が集中的に分布している。これは同名中惣レベルの家の城が地域の展開したものか、あるいはそれを超えて外的な要因が働いたのか、その点を明らかにするのも本書の目的である。いずれにしても甲南町域でさえ、その形態や分布状況は一様ではない。

第3節 城館遺跡の歴史的背景

第1項 六角氏と長享の乱

甲賀武士はほぼ旧甲賀郡域に網羅的に割拠した小領主で、史料上には「甲賀侍衆」「甲賀者」「甲賀衆」と記され、一般的には甲賀五十三家、二十一家の名でもって知られる。もちろん五十三家、二十一家という呼称は、彼らが活躍した中世当時からあったのではなく、自家の由緒を主張する由緒書や幕府に提出した訴状など近世の史料にみられ、特に元侍身分であった者たちは江戸時代「甲賀古士」を自称した。甲賀郡志に載る江州甲賀古士惣代芥川甚五兵衛の「甲賀古士訴状」(寛文7年・1667)や芥川氏による「甲賀古士之事」(正徳2年・1712)では、その由来を語る中で長享元年(1487)、足利9代将軍義尚の近江親政にあたり、鈎の陣の夜襲に軍功があった者として五十三家や二十一家が登場する。「甲賀古士之事」に載る甲賀五十三家とは次のとおりである。

山中十郎 巖峨(儀俄)越前守 宮島掃部介 倉治右近介 平子主殿介 葛城丹後守 杉谷與藤次
土山鹿之助 望月出雲守 針和泉守 美濃部源吾 鵜飼源八郎 小川孫十郎 山上藤七郎 八田勘介
神保兵内 青木筑後守 小泉外記 鳥居兵内 杉山八郎 夏見大學 多羅尾四郎兵衛 三雲新蔵人
大原源三郎 和田伊賀守 牧村右馬介 池田庄右衛門 服部藤太夫 大河原源太 大久保源内
佐治河内守 上野主膳正 饗庭河内守 高野備後守 隠岐右近太夫 頓宮四方介 上山新八郎
岩室大學介 中山民部丞 高山源太左衛門 伴佐京介 芥川左京亮 宇田藤内 上田三河守 長野刑部丞
多喜勘八郎 野田五郎 内貴伊賀守 大野宮内少輔 岩根長門守 黒川文内 高峰蔵人 新庄越後守

これら由緒書は家康に対する功績を誇張して記している点に留意しなければならないが、史料によれば、しばしば甲賀武士は六角氏を支援したことが知れ、それは長享、延徳期の足利将軍による近江親征の際に発揮された。

文明期の江南の守護は六角高頼であったが、高頼は自国内にあった山門領をはじめ寺社本所領や奉公衆の荘園を押領し、これにより幕府奉公衆の中から餓死者がでるまでになった。長享元年(1487)9月12日ついに室町幕府9代将軍足利義尚は幕府の威信をかけ、高頼の追討を決意、室町邸を出て近江坂本に出陣することとなる。その前日の11日には高頼から甲賀武士山中橘六に対して、「明日御動座一定」(山中文書)と将軍出陣の情報もたらされ、栗太郡山田の港を守るように命じている。24日にはいよいよ幕府軍は六角氏の本城観音寺城を攻めるが、高頼は本城を棄て甲賀武士の望月、山中、和田を頼り甲賀山中に逃れ行方知れずとなる(応仁後記)。甲賀郡志では高頼の命で三雲典膳により三雲城が築かれたのはこの時であるとする。文献史料を見る限りでは10月4日陣を「鈎之安養寺」に進め(長興宿禰記、蔭涼軒日録)、つづいて「下鈎真宝館」(長興宿禰記、大乘院寺社雑事記)に着陣したが、その直後、下鈎ではたびたび火災があったという(後法興院記)。しかし鈎の陣中では義尚は遊興にくれ、不節制な行いのために病み、延徳元年(1489)25歳の若さで病没する。

長享の乱後も高頼の荘園押領は止むことがなく、延徳3年(1491)にも足利義材により再度討伐を受け、この時も六角高頼は甲賀に入り、甲賀武士の援護により逃げ延びている。延徳三年の状況を甲賀郡志では「織田敏定追従して来り攻む六角氏支ふること能はず亡げて杉谷村に匿る。」と杉谷に籠ったことを窺わせるが、二度にわたり六角氏が甲賀に出奔したことは注目される。

第2項 甲賀郡中惣について

このように有事の際、甲賀武士たちは六角氏の軍事力として活躍したのであり、六角氏式目の連署人の一人として名を連ねた三雲氏はじめ大河原氏、黒川氏、小佐治氏、儀俄氏、望月氏、山中氏、和田氏らは六角氏の家臣として関係が深く、タテ方向に緊密な関係で結ばれていたが、一方在地においては、小領主間でヨコ方向に連なり地域一揆体制を確立していたことで知られる。こうした小領主の連合体を「甲賀郡中惣」と呼び、甲賀市水口町宇田を根拠地とした山中氏の関係史料「山中文書」(神宮文庫所蔵)を中心に研究が積み重ねられてきた。甲賀における城館の密集した状況は、甲賀の領主層の在地支配のあり方と密接な関係があり、それはこの地域に突出した権力をもつ領主が現われなかったことにある。

その兆しは貞和2年(1346)「定条々一族置文事」(山中49号文書)の中にすでにみられ「但当事者荒野多之、一族等之中仁開発輩出来者、為分領、惣領不可相口、若存異儀者、放一族号」とあり、一族の開発行為に対して惣領の口出しを禁じ、もし異議あれば一族の号を放つとし、必ずしも惣領が優位な立場にあったことがないことが知れる。その後用水の共同支配等を巡って次第に並列的な一族結合が形成されたらしい。延徳4年(1492)「宇田村之御あとの事」(山中189号文書)では「千代増丸殿之一家として、かとおとし遣し申、其ため一家として書状如件」すなわち宇田村の家督の相続者を、山中姓を名乗る一家中及びその一家として扱われた酒人堀、備前、岩坂、仲らが承認するという置文であり、同名の連署によって決定されているのであり、同名中惣の実態を知る初見の史料と言われている。つまり「同名中惣」は、総領家を中心としながらも、総領に権力の集中があったのではなく、むしろ半ば自立した庶子家との間で均衡を保つ共和型の一族結合であり、構成員どうしは「対等」な関係で成り立っていた。

ここには他姓の者も一族名が与えられ同名中入できる制度があつて、擬制的血縁とも呼ばれるが、基本はあくまでの同姓を有する血縁である。したがって、個人姓の上に一族名を冠した複合

姓で呼ばれることが多く、大原勝井や大原瀧川と記されるのはその例である。尚、隣国、伊賀惣国一揆の掟には、「忠節仕百姓有之ハ、過分ニ褒美あるへく候、そのみ二において八侍ニ可被成候事」とあり、領主のために功労のあった百姓を侍身分に取り立てる規定があったことも注意したい。

そして彼らの共通の行動規範として「掟状」が作成された。よく知られているものに大原同名中の「定同名中与掟条々」(永禄13年・1570、『大原勝井家文書』/『国文学研究資料館所蔵文書』)がある。この中には「弓矢喧嘩」、すなわち戦の際の行動や「公事」訴訟等が定められており、文中にみられる「一味同心」「諸事談合」という表現や「万一相紛事在之者、其時打入籤にて可相果事」と多数決によるべきで、同数の場合は籤で果たすべきという条文に同名中の共和的性格がよく現われている。特に戦闘があった場合には、「他所与同名衆弓矢同喧嘩之時、於鐘鳴者、惣庄之百姓等、至堂僧迄、悉得道具を持、可罷出者也」とする。すなわち他所と同名衆とで戦となった時、鐘が鳴れば、惣庄の百姓等は堂僧に至るまで、ことごとく得意の武器を持って出動することを規定しており、総動員の命令が下されたこと、また「他所与弓矢出来之時者、手はしの城江番等入事在之者、各致談合、人数をさし入可申候、」とあり、「手はしの城」に人数を差し入れることを定めている。この時期にはすでに郡中惣は成立していたと思われるが、尚、他の同名中惣とは緊張関係にあったことが読み取れ、軍事的な単位として機能してことが窺える。これらの内容は、山中文書から発見された「伊賀惣国一揆掟書」(山中386号文書)の中にみられる「一、国之物共とりしきり候間、虎口より注進仕二おいてハ、里々鐘を鳴、時刻を不写、在陣可有候、」「上ハ五十、下ハ拾七をかぎり陣あるへく候、(中略)并惣国諸寺之老口ハ、国豊穰之御祈祷被成、若仁躰ハ在陣あるへく候」と類似の規定が見出され、やはり戦闘となった場合は皆兵制であったことが知れ、一揆衆の結束のあり様が窺え興味深い。さらに『国文学研究資料館所蔵』の「定同名中与掟条々」には、起請文とともに、末尾に百姓層をも含んだ320人の連署がみられ、まさに地域構成員の総意で作成されたとみられる。しかし諸事の取り決め全員による惣寄合いをしていただけでは煩雑であるから、およそ10人からなる奉行中を選出して執行にあたったという。

さらに近隣の同名中惣どうしが小地域で連合・結合する。永禄9年(1566)に作成された「三方以起請文申合条々」(山中235号文書)では、伴、山中、美濃部三同名中惣が申し合わせて、8条からなる遵守事項を作成しており、三方による一揆が形成された。こうした地域的な結束は石部三郷でもあったとされ、こうした小領主層による連合の枠が甲賀郡域にまで拡大された場合、これを「甲賀郡中惣」と呼ぶ。これが史料として確認できるのは元亀2年8月に郡中惣が飯道寺古庵坊中に出した「郡中惣異見条々案」(元亀2年・1571『山中243号文書』)である。ここには「今度新宮・矢河両社衆徒与被相構二付而異見申条々」とあり、「新宮・矢河両社衆徒と飯道寺古庵坊中が相論となり、古庵坊が指定された奉行衆の内老分十人と新宮・矢河両社衆徒の内老分十人が矢河下馬の前で両社衆徒へ礼儀をかわすことを記し、霊社起請文を付けている。新宮社は甲南町新治に矢川社は甲南町森尻に今も鎮座し、飯道寺は屈指の修験霊場であり、いずれも地域の有力社寺で、その裁定の場がこうした鎮守社だったのである。「郡中惣」が裁定していることから、ここに一郡規模で結束した地域権力が創出したと見られる。しかしその成立時期には諸説があって、概ね永禄年間(1558~1570)頃とするのが妥当とされている。

一方、近隣伊賀地域においても同様の動きがあり、「伊賀惣国一揆掟書」には、「甲かより合力

之儀専一二候間、惣国出張として伊賀甲かさかい目二は近日野寄合あるへく候」とあって甲賀、伊賀の国境で野外会議を申し合わせており、また天正元年(1573)甲賀の地侍和田氏と伊賀の地侍柘植氏との山地を巡る相論では、甲賀郡奉行10人と伊賀奉行10人が仲介していることから、隣国の伊賀惣国一揆とは同盟関係にあったことが窺え、しかも郡中惣として10人の奉行が中心となって執行に当たっていたことが知れる。

そして「甲賀郡中惣」にみられる「惣」結合の主体はあくまでも領主層による結合であり、土豪・地侍という侍身分であって、その下部に位置づけられる若党や百姓層を制圧する組織でもあったが、しかし上部権力である六角氏の下部組織でなく、あくまでも在地領主たちによる自立した自治組織であったことが特徴である。

このように同名中としての総領家は、一族結合を図ることによって、また小地域で連合することによって、さらには一郡規模で連合を確立することで「領主化」し在地支配を成し得たのであり、そして郡域を超えて伊賀の侍衆とも連携し合った。その背景には近江に進軍しつつあった織田信長の存在が考えられよう。戦闘が日常化した中であっても「一味同心」に連携し、共に戦国期の軍事的緊張を乗り越えようとしたであろう。それ故、狭隘な甲賀の谷に同じ性格、同じ規模の「家」権力が密集し、突出した権力体が出現し難い状況にあり、領主層のこうした「同質性」がこの地に同一形態の城館が数多く築かれた一般的な背景と考えられる。いずれも単郭方形型という基本形を踏襲して、特段発達した特異な縄張りも出現しなかった理由もここにあると思われる。

第3項 戦国期の甲賀武士の動向

複雑に谷が入り組んだ甲賀の地は、時の権力者にとって都に近い格好の潜伏地だったようである。永禄8年(1565)足利義輝が三好義継、松永久秀に暗殺された時、義輝の弟一乗院覚慶は奈良興福寺を脱出して甲賀和田谷の和田和泉守秀盛の館に身を寄せた。この時、和田伊賀守惟政は覚慶と接触し、その後も惟政は義昭の側近としてまた信長方の武将としても活躍することとなる。和田谷には公方屋敷跡をはじめ、谷筋に7箇所 of 城館が密集するなど関連遺跡が今も濃厚に残る。甲賀和田谷から守山の矢島に、そして朝倉義景のいる越前を経てやがて美濃の立政寺に入り織田信長を頼る。上洛の準備が整う(永禄11年)8月2日、甲賀諸侍中に宛てて書状を送り、信長の近江国通過を認めるように要請をする。永禄11年9月信長は義昭を奉じて上洛の途につくが、しかし六角承禎、義治父子が信長に反発、父子が籠もる箕作山城が9月12日に落城、本城の観音寺城を棄てて、この時も六角父子が甲賀に逃れ、「氏郷記」によれば三雲城に入ったとする。信長上洛という大きな変動が甲賀周辺で起こったことがきっかけに、三雲からさらにその奥の甲賀柚庄にかけては大いに緊張が走ったことであろう。三雲が危ないとなると今度は甲賀柚庄杉谷の望月氏を、徐々に後退してやがて伊賀友田の山内氏を頼って最終的には信楽にも程近い伊賀の山間の地、音羽郷に潜伏する。伊賀に所蔵されている六角承禎、義治関係の文書【史料六六～六九】がその時の状況を記したものであり、永禄11年以降、天正元年当時、六角氏の軍事的防衛ラインは甲賀から伊賀の国境であったと考えられ、伊賀の音羽に潜伏しつつ甲賀の望月氏とも連絡をとりあったことが推測される。その間の9月17日に六角義治は望月義棟に宛てて【史料六四】のような書状を送り、「再挙の時には当屋敷に入城するので助力を要請」し、当屋敷とは望月の屋敷のことで、特定はできないが、甲南町杉谷周辺のいずれかの城であったと考えられる。

元亀元年(1570)六角承禎は浅井氏と結んで信長と対抗する中、信長は鈴鹿の千草越を通過して杉

谷善住坊の狙撃に会いながらも岐阜に帰城するが、元龜元年6月4日六角氏は再起を期して、野洲川の乙窪で甲賀、伊賀衆を糾合し、永原城の佐久間信盛、長光寺城の柴田勝家など信長方の武将と戦う。この野洲川の合戦では六角方が大敗、信長公記によれば「三雲父子、高野瀬、水原、伊賀甲賀衆、究竟之侍七百八十」が戦死し、その首が岐阜に送られたとあり、六角氏を支援し続けた三雲三郎左衛門尉も闘死、六角氏側に拠った甲賀、伊賀衆はじめ、多くの兵力を失うこととなる。しかしすべての甲賀武士が六角氏側に拠ったわけでもなく、6月9日には多喜平助が信長の下へ戦勝祝いを届けていることから、この時期すでに甲賀武士の分裂が想定できる。それでも尚、天正元年(1573)から2年にかけて佐久間信盛が執拗に六角氏を攻め、承禎が拠っていた菩提寺城(湖南省市)も抜かれ、そして石部城(湖南省市)に立て籠もり、この時承禎が山中山城守に宛てた書状(山中文書)に「(石部城を) 退城之時供奉而至于信楽」とあることから最終的には信楽へ退去したとみられる。甲賀郡志の杉谷屋敷の項には「相傳ふ天正二年佐々木承禎石部より信楽に抵る時暫く潜居したる所なりと。」とあり、そして「佐々木南北諸士帳」を載せ「杉谷屋敷近江守護六角後見 箕作左京大輔義賢 杉谷住 義賢随兵 杉谷與藤次」をはじめ、牧村右馬亮や芥川左京亮など27名の甲賀武士の名を挙げ、すべて杉谷住としている。信楽に入る途中、六角義賢(承禎)は甲賀武士を杉谷に糾合したということだろうか。

甲賀郡志をみる限りでは、延徳の乱の時、そして信楽への退却の時、六角氏はいずれも杉谷に入ったと記しているが、ここでは甲賀郡志に載せられた史料を紹介するに留め、今後より明確な史料の発見を待ちたい。

第4項 望月氏について

甲賀柚庄地域に領域支配を伸張させた望月氏について概略を記し、城館遺跡の背景を考えてみたい。

甲賀郡志によれば、望月氏は源氏姓で甲賀二十一家の内、北山九家の一つであると記し、同じ柚庄地域を本拠とする鵜飼、内貴、芥川、服部氏とともに柚五家のひとつともいう。姓氏家系大事典では「信濃佐久郡望月邑より起る。」とあり、甲南町柑子に残る「滋野三家望月正統系図」では、望月重俊が望月三郎信濃佐久郡望月郷城主で、「近江国甲賀郡、戦功在、六万石余領之、重俊甲賀江分地ス。」と記す。柑子系図は「続群書類従」の「信州滋野氏三家系図」をもとに近世に作成されたもので、その冒頭部分に混乱も見られ、その取扱いについては注意を要するが、その発祥の地が信濃佐久地方であることが窺える。しかし甲賀に定着した時期となると今ひとつ判然としない。史料上に現われるのは、諏訪社勧請に関する望月沙弥良仙の「望月良仙寄進条案」(応永31年・1424)であり、小柚治村平尾の地、すなわち現在の甲南町塩野が望月氏の最初の定着地であったらしい。

室町幕府の訴訟記録をまとめた「御前落居記録」では、永享3年(1431)望月次郎左衛門尉重長が室町幕府被官人上杉中務少輔持憲と「池原柚庄内椛谷村地頭職」を巡って相論となり室町幕府に提訴し、その結果、正平6年(1351)の下文によって地頭職に補任されたと主張する望月氏が勝訴している。正平6年、応永4年と杉谷村地頭職が認められて、さらに永享3年に再確認されたことから、14世紀後期以降、杉谷村を支配していたことが分かり、正平6年が甲賀望月氏の在地での活動を示す最初期の年号といえよう。

続いて山中文書には「太神宮領近江國甲賀郡内宇治川原保御代官職事」があり、嘉吉2年(1442)、

これまで山中氏が補任されていた宇治河原村の代官職が望月信濃守に移り、主な所役も山中氏から望月氏へと受け継がれている。さらに文明2年(1470)には望月弥次郎が「甲賀郡柚庄内龍法師并野田深川」が宛行われていることから、15世紀後半には柚川の左岸域、すなわち甲南町の中部から北西部さらに水口町宇川地域まで徐々に勢力を伸張させたことが見てとれる。

一方、近江輿地志略には「柑子城（柑子村）に相傳ふ、望月氏代々居城也と。望月村島元重という者あり。（中略）重義元亀中、織田信長の為に亡ぼされると。」とあり柑子村を本拠としたとしている。「佐々木南北諸土帳」でも柑子村城主として望月刑部左衛門、望月出雲守の名を挙げている。甲南町柑子は伊賀への街道が通る丘陵に囲まれた小集落であり、柑子村の地頭職分は守護料所となっていたが、延文2年(1357)山中道俊が六角氏頼より預けられ、馬杉氏の違乱を受けながらも山中氏が支配していたところ、この地もまた望月氏に支配が代ったようである。柑子の望月家系図には三男兼重が「塩野村二居城」して「柚之庄拾六ヶ村領之」し、延文5年(1360)に家督した幸重、貞治6年(1367)に家督した重春、そして永徳2年に家督した重親はいずれも佐々木に属し、応永11年(1404)に家督した重良の苗裔が「八城二分地」したとしている。すなわち望月氏はそれまでの塩野村から「富舩、福屋、吉棟、村嶋、新、福原、吉原」の同族が各地域に分かれて支配を広げていったらしい。これらが望月同名中を構成する庶子の家となるのだろう。

さて系図には、柑子村に築かれた望月氏の城郭についての記述がある。「望月村嶋守源重元文明十二年庚子年、同郡柑子村嶋城二住居ス。後乾ノ方ニ一城ヲ築リ竜王山青木城と云。次男以重武城主トス。（夜討と五十三家の軍功を述べ）望月信濃守源重房 村嶋城二居城ス。（中略）父重元青木城不吉ナリトテ、次男重武橋本刑部小川弥左衛門ヲ相添、青木城ヲ与フ。重元ハ磯原左近太夫松本六之丞ヲ引卒、新宮上野二帰城ス」と。系図が記すところによれば、文明12年(1480)に望月村嶋守源重元が村嶋城に居住し、さらに青木城が築いたことになる。現在も柑子には望月

村嶋城、望月青木城の城跡が残り、村嶋城は背後に土塁を築くが、青木城は尾根全体に連郭式に郭が連なる。ここで注目したいのは、重元は青木城を次男重武に与えて、自らは「新宮上野二帰城」したという点である。新宮上野村は現在の新治のことで柚庄地域の中心地であり、この地域も望月氏の領域下にあったことが窺える。

明治12年の「滋賀縣近江國甲賀郡新宮村地誌」にも「望月重元村島ト稱ス佐々木氏ノ旗長ニシテ頗ル兵威ヲ振ヒ柑子村島城ニ據リ近村ヲ采邑ス本村其采邑ニ属ス然而文明ノ頃柑子村城砦ヲ次男為八郎重武ニ譲リ本村ニ徙リ以後重元ノ子重晴其子重章佐渡ト稱ス 云々」とあることをみると、新治地先にあるいくつかの城もまた、望月一族すなわち望月同名中の城であった可能性が出てくるのである。新治には倉治氏が、杉谷には杉谷氏がおり、その領域支配関係が詳しくは分からないため、新治地先のどの城が望月の城であったかは特定で



第3図 柑子望月村嶋城・望月青木城
(滋賀県中世城郭分布調査3より)

きないが、文明2年に望月弥次郎が「龍法師并野田深川」を宛行われていることから、あるいは、虎口を竜法師、野田側に向ける新宮城、新宮支城などがその可能性が出てくるが、これ以上の推測は差し控えたい。

さて、先に記した杉谷村地頭職を正平6年に足利尊氏からのものと推察される下文により認められているところをみると、室町幕府との関係もあったとみられ、大乘院寺社雑事記の長禄4年(1460)閏9月5日条「畠山右衛門佐就発向蒙仰面々事」に足利義政が畠山義就を攻撃して大和に軍勢を派遣した幕府軍の中に、望月近江衆として加わっている。

しかし、望月氏が最も関係を深めたのが守護六角氏であった。特に六角高頼は甲賀武士を自己の勢力に引き留めるために盛んに給恩を与えているが、文明元年(1469)10月望月弥次郎が蒲生郡麻生庄を給恩として与えられ、長享元年足利幕府軍の親征の際には高頼は「望月山中和田という者を頼み甲賀の山中に隠れぬ。」(重篇應仁記)とあり、高頼は望月将監に忠節を尽くすことを勧め給恩地を保証している。

特に六角氏との関係が記録によく現われるのが、六角氏義治と望月吉棟とのやりとりであろう。

甲賀を經由して伊賀音羽へ入った義治は伊賀、甲賀間で連絡を取り合い、永禄11年から天正元年にかけて、野洲川の合戦や石部城の戦いなど信長方と六角方との抗争が繰り返され、その間に義治は助力を要請する書状(年欠9月17日)を吉棟に送り、望月屋敷に入ることを約束している(村田論文参照)。また(永禄11年力)12月13日には義治は望月吉棟を介して甲賀武士を矢川に参会させ被官人に対する協議をし、同士の勧誘を依頼する。六角氏の被官人衆と郡中との間に一定の対立があり、その調整を望月吉棟が担っていたのであり、望月氏の仲介がなければ六角氏といえども郡中惣を動かすことはできなかったという。この時も矢川神社が甲賀衆の参会場として利用されており、そして六角氏と意を通じる同士を糾合するため、望月吉棟を窓口として義治から依頼されている。その他、六条本國寺で足利義昭が美濃の齋藤龍興に攻められた際、吉棟は京都にいて、京都六條合戦の情勢をいち早く義治に伝えており、義治は三好氏、齋藤氏とともに信長を排除する機会をうかがっていたのである。

以上の史料から文明以降の望月氏の甲賀郡内での勢力の伸張を見ることができ、この動きは戦国期、彼らを結束させる精神的紐帯とした鎮守社「矢川神社」の運営にその痕跡を見出すことができる。

享保年間(1716~1736)に矢川寺の住持が作成した記録「矢川雑記」巻二に「塩野望月・深川半は望月、半は鵜飼・寺庄村望月家・葛木村 此村は寺領たりて、望月家より続あり 皆望月所知たりと」「又二十二村共に望月統領たる事もあり」と記載され、望月氏の支配が矢川社の氏子村々に及んでいたことを示していると同時に甲賀二十一家の侍衆が柚庄に多く居住していた状況を窺うことができる。

当地の望月家系図には大きく三系統あるとされるが(「望月氏の分脈」『望月町史』)、その中で「滋野三家望月正統系図の記」と題する甲南町柑子の望月惣左衛門家系図は、江戸中期に編纂された「近江輿地志略」とも符合する。



第5図 望月城遺跡 遺構測量図

第2項 遺構の概要

1 望月城遺跡

主郭土塁 1 曲輪Ⅰの四囲を方形に囲む主郭の土塁で、土塁の外縁を測れば、南北約65m×東西約62.5mの規模である。土塁の南西隅がもっとも高く標高220.42mを測り、曲輪Ⅰの平坦面中央部の標高が211.67mであり、比高差が8.75mにも及ぶ。北西隅が標高219.18mで比高差7.51m、北東隅が標高215.46mで比高差5.57m、また南東隅が標高216.73mで比高差5.06mを測る。北東隅アと南東隅イが土塁上面を広く削平しており、櫓台が想定できる。特に北東隅アは、東側土塁上面より約1.78m高く築き、しかも外側に向けて、やや張り出すよう造成されているため、北側土塁の外壁を側面から見通すことができ、また北東方面に開けた平野部を見渡すことができる。

また北西隅は稜線を張り出させ、その下方に南北約8m×東西約3mの腰曲輪Ⅵを配し、後述する進入路②に対する備えとした曲輪と思われる。

北側及び東側土塁外壁の勾配はきつく、北東方面からの攻撃に備えて壁面を整えて切岸を成形している。また西側土塁の下方には後述する空堀が掘られ、土塁上面と空堀堀底との比高差は9.76mにも及び、外壁中腹にも狭い平坦地を設ける。一方、この西側土塁の内壁部分にも南北18.75m×東西約4mのテラス状の腰曲輪Ⅶを設ける。

東側に虎口(a)を一箇所設ける。虎口の北側土塁先端部には、露出した面で0.85m×0.58mを測る花崗岩が一石埋め込まれ、平坦な面を虎口に沿わせているところから人為的に施されたものだろう。虎口付近の土塁の崩れ部分を観察しても、土塁内部に拳大の石が多数埋め込まれているのが看取できる。前述したように杉谷は花崗岩を産出する地域であり、基本的に古琵琶湖層による土造りの城であるが、部分的にこのような小石を埋め込むことにより、崩壊を防止したのであろう。

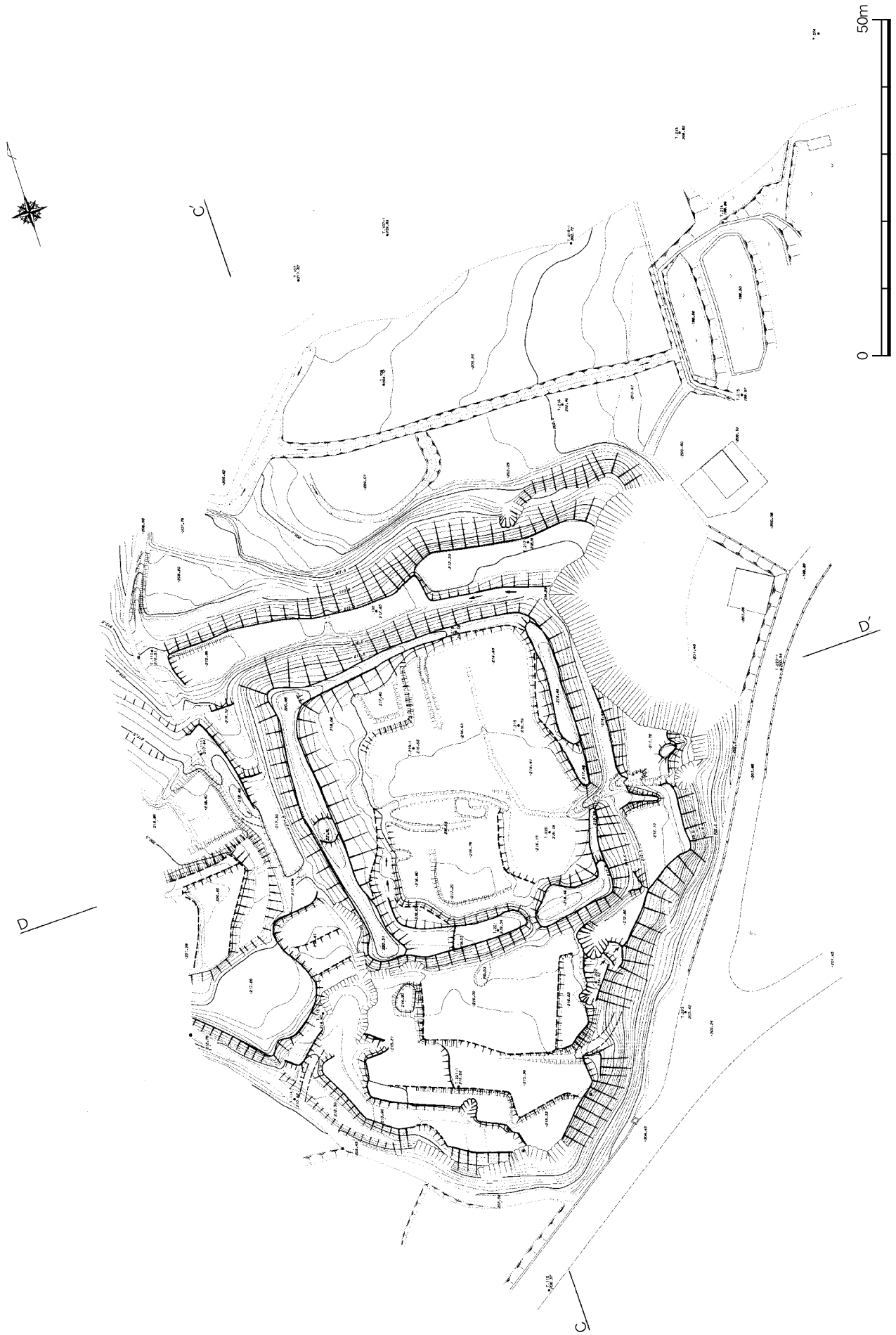
曲輪Ⅰ この城の主郭となる最も規模の大きい曲輪である。平坦面には埋土が広く堆積し、築城当初より狭くなっているが、内部はほぼ平坦であり、現状では南北27.5m×東西25mの大きさ測る。北西部分をやや高くしており、その角に水場(井戸)を設ける。

先述の西側土塁内壁に設けられた半月状のテラスⅦは曲輪の平坦面より約4m上部にあり、土塁上面との連絡に何らかの機能を果たしたのであろう。

曲輪Ⅱ 曲輪Ⅰの東、主郭土塁の外に築かれた曲輪であり、東側土塁に沿って浅く空堀Aが掘られている。曲輪Ⅱの中央部に稲荷社が建てられ、杉谷に在住する望月姓の者で祀っているという。さらにその東2m下方に曲輪Ⅲが築かれ、先端部は崩されている。

曲輪Ⅳ 北側斜面に張り出すように築かれた半月状の腰曲輪で、南北約8m×東西約27mの大きさを測る。曲輪を囲むように高さ約1.5~2m程の土塁2が北側に築かれ、そこから下方に急勾配に落ちる。土塁の東西両肩部から突起部を前方に張り出させており、これにより効果的な側面攻撃が可能となる。東側の突起部からは、腰曲輪Ⅳに至る急斜面を側面から見通すことができ、さらにその東斜面も視野に入れることができる。また西側突起部からは下方に進入路②を見据えることができる。土塁越しに下方には街道を、また杉谷川を挟んで北方山麓には杉谷城が望め、武者隠しとして利用された曲輪と想定できる。またその南には、東西方向に堀底幅約4mの空堀Cが浅く掘られ、幅を狭くしながら西側へと回りこみ、空堀Dにつながる。

空堀A 虎口aの東北前方、東側土塁に沿って掘られた窪地で、堀底幅5.5m(上端幅7.5m)、長さ31mに渡り掘られている。埋土の状況から、かつては水が溜まっていた可能性がある。



第6図 望月支城遺跡 遺構測量図

空堀 B 虎口 a の南東前方、土橋を挟んで空堀 A の南にあり、南北 26m×東西 5m の平坦面が見られる。現在東側が崩れ人工的な法面となっており、堀底部分が平坦に残っているものと考えられる。南端には約 1 m の高さ低い土塁を築く。

空堀 C 北側土塁に沿って、幅 7.5m (堀底幅 4m) 長さ 33m にわたり、曲輪 IV との間に設けられた空堀である。進入路②からの道が空堀の西端で取り付くところから、堀底道として利用されたものであろう。ここから、土塁北東隅で南に折れ、曲輪 II を経て虎口 a に至ったと考えられる。

空堀 D 土塁西壁に沿って南北方向に長さ約 60m にわたり掘られた空堀で、北側角部分から西側中程にかけては、高さ 1 m ほどの低い土塁で囲み、空堀部分と堀外を明確に区分している。空堀の中程より南半分は、土塁 3 が西側にそびえて、堀底は葉研堀状を呈する。堀底幅約 1.5m で、堀底から西側土塁中央部の上面までの比高差は 9.76m にも及ぶ。この空堀は南角で折れ、空堀 F につながる。

堀切 E 西方向からの尾根づたいの攻撃を防ぐために南北方向に設けられた堀切で、東側にある土塁 3 の上面から堀底までの比高差は 3.92m であり、堀底幅約 3 m、長さ約 36m にわたり尾根を切断している。堀切 E は箱堀で堀底は平坦であり、北端には土橋を設ける。

空堀 F 土塁の南側に掘られた空堀で堀幅は 2 m 程と狭い。南東部はやや幅を広くし、北に折れ前面を土塁としていることから、武者隠しとして利用されたのであろう。

空堀 G 曲輪 IV の西側斜面の中腹に、長さ 11m にわたり浅く溝状に掘った塹壕で、前方に低く土塁を築く。進入路②を直下に見据える位置に築かれており、武者隠しであったと考えられる。

土塁 3 空堀 D と堀切 E との間に設けられた土塁で、西方向からの尾根を堀切 E により切断し、尾根の先端を削り残して土塁としている。空堀 D との比高差は約 7.2m である。土塁の両端肩部を張らせて、立ちはだかるようにして築き、背後の防備を強化している。

尚、西に連なる尾根の上面をやや平坦に削平しているところから、背後の防御に関する機能があったことが想定できる。

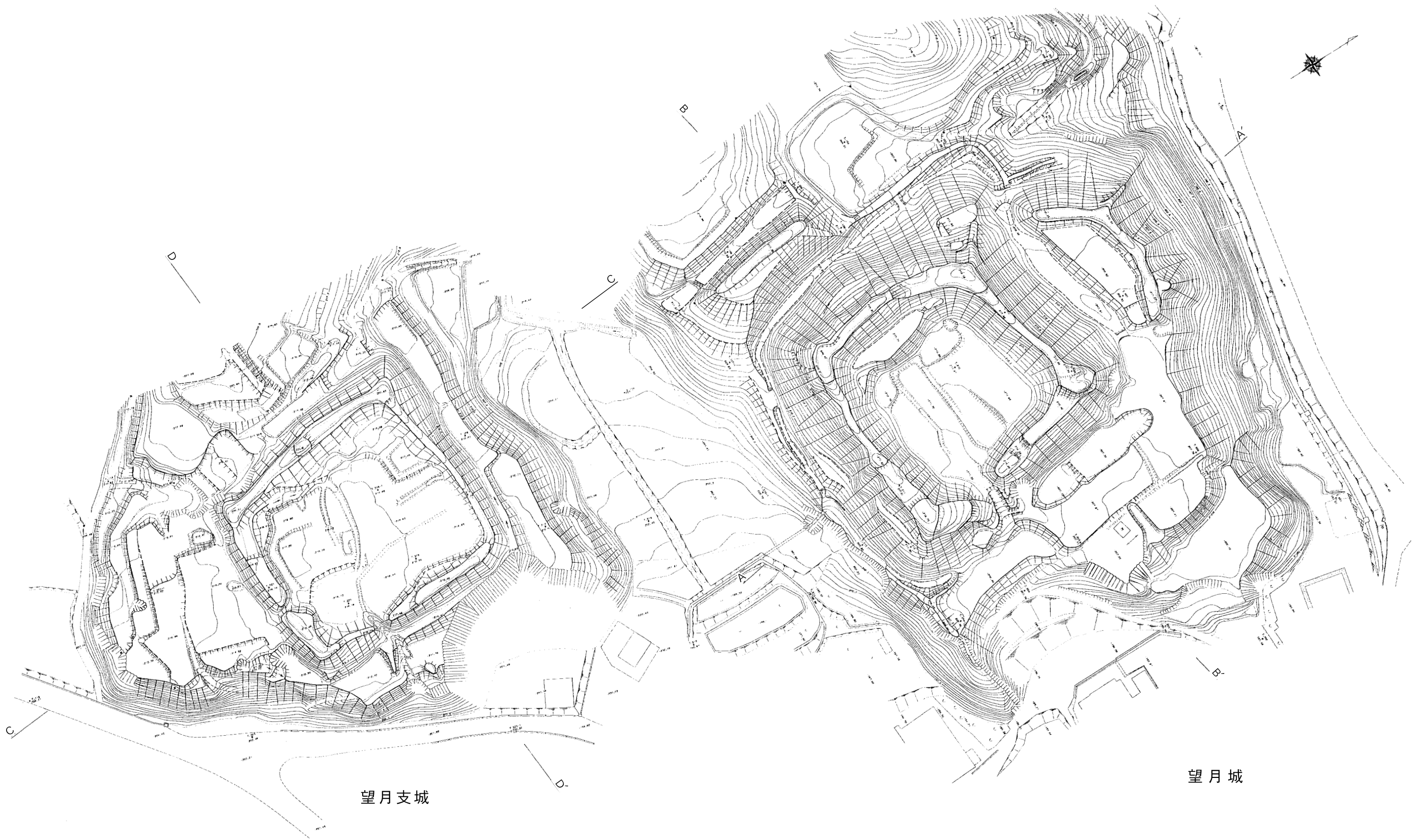
虎口 a 主郭土塁の東側に設けられた虎口で、虎口幅は約 6 m である。北側土塁は虎口端部まで真っ直ぐに南下しているのに対し、虎口の南側は南東隅から虎口端部まで、やや北東側へ開き、外へ張り出させている。また先述したように北側土塁の基底部には花崗岩が一石埋め込まれている。

進入路① 正面から城に入る進入路である。曲輪 III の裾部から入り、空堀 B の下方で北に折れ、曲輪 II を経て土橋を渡り、やや折れながらスロープを登り虎口 a に至る。その際、虎口の土塁先端に設けられた小曲輪 V が武者隠しとして機能したのかもしれない。

進入路② 城の背後、街道側から入る進入路である。この通路を見据えるように主郭土塁の角に設けた曲輪 VI や武者隠しとして利用されたと考えられる空堀 G がある。虎口 a に至るには、空堀 C を堀底道として使用し、東側を廻り込んで曲輪 II を通って主郭に入る。

2 望月支城遺跡

主郭土塁 4 曲輪 VIII を方形に囲む土塁で、虎口 b が土塁の東側に開けられている。土塁の高さは望月城に比べて低く、西側土塁の中程で標高 221.16m を測り、曲輪 VIII の平坦面中央部との比高差は 4.51m である。また東側土塁との比高差は 1.81m と低く、土塁は尾根に続く西側が高く築かれている。

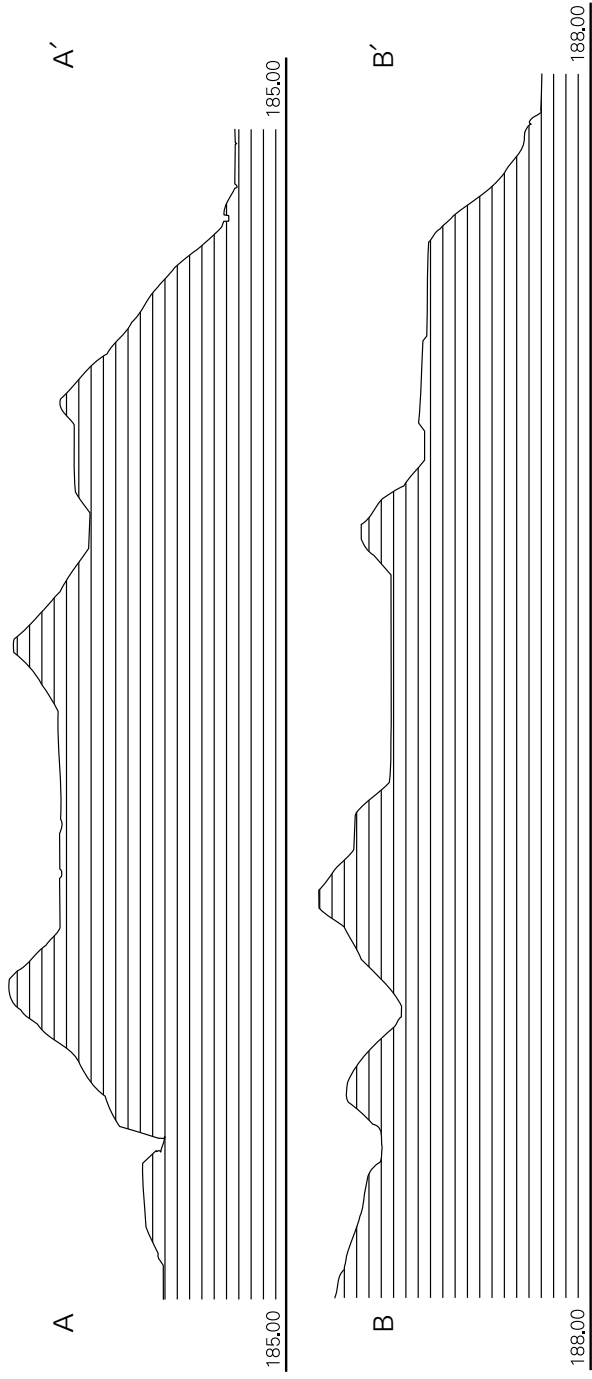


望月支城

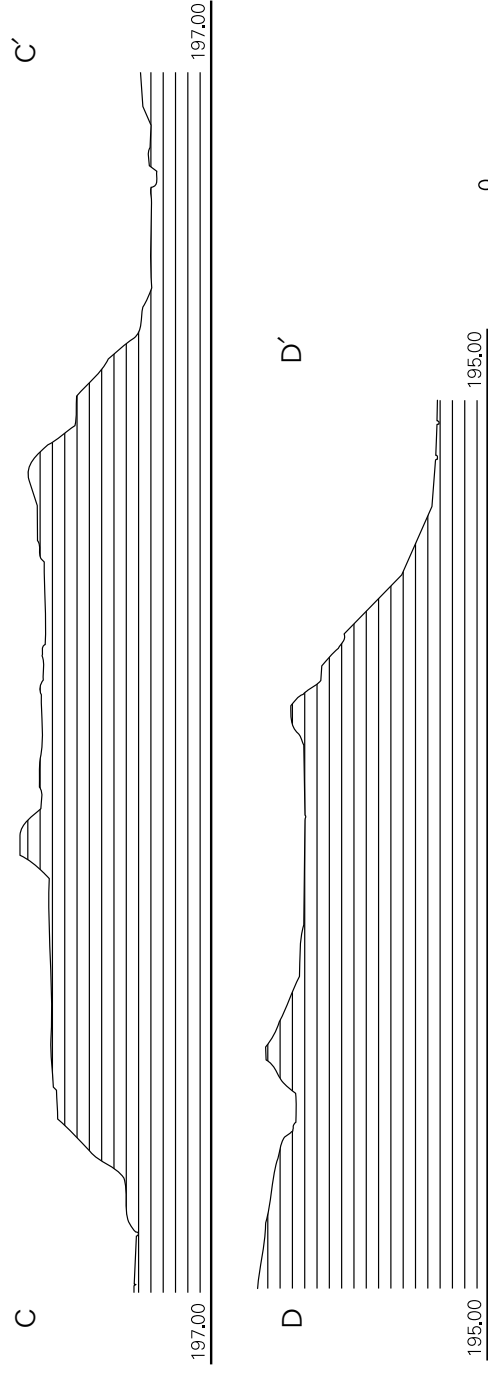
望月城



第7図 望月城遺跡・望月支城遺跡 遺構測量図



第8图 望月城遗迹遗构断面图



第9图 望月支城遗迹遗构断面图



南側土塁の中程に開口部が1箇所見られるが、平坦面より1mほど高い位置に開口しており、後世の破壊と考えられる。

曲輪Ⅷ 主郭となる曲輪は南北39m×東西30mとほぼ方形で望月城に比べて広い。内部は樹木が生い茂り埋土が広く堆積しているが、概ね平坦である。標高は平坦面の北よりで216.65mを測る。西側土塁の内面には平坦面に降りるスロープが作られている。また北側土塁に取り付くように6m×6mの土壇があるが、詳細は不明である。

曲輪Ⅸ 主郭の北側土塁の外に約3.5m～5m幅で带状に取り付く帯曲輪で、中程で0.5m程一段下げる。北東角から東面にかけて大きく崩落しているが、本来帯曲輪は東側にも廻っていたと考えられる。虎口bの北側前方、及び南東角にも狭い平坦面が残る。

空堀G 西側土塁の背後に掘られた空堀で、堀底幅は約2.5mで平坦である。空堀の北端と北側土塁の比高差は5.33mであるが、南に向けて序々に堀底は上がり、土塁の中間点では比高差は3.86mである。そこから南側は谷状に下り、南端は大きく崩れている。

平坦地 土塁南側の先端部にも広い平坦地が見られる。平坦面には凹凸も多く後世の植林に伴い開発された可能性がある。主郭土塁の西側に空堀、そして掘底続きの帯曲輪が北側に、そして東側にも同じレベルの堀底の一部が認められる。南側平坦面の東端土塁際に崩れがあり、その下方の平坦面も虎口まで廻りこんでいることを考え合わせると、南側平坦面にも空堀があったことも想定でき、今後発掘調査により確認する必要がある。

虎口b 主郭の東側に虎口が設けられている。虎口外側には土盛が西に伸びる。それを境にその前面と背後に帯曲輪状の平坦面がわずかに残ることから、下方に下る道にとりつく土橋であった可能性もある。その先端から下方に降りる道が一部残っているが、その先は崩れにより不明瞭となる。

第2節 杉谷砦遺跡

第1項 位置

甲賀市甲南町杉谷（字東出）に所在し、西部の山地から派生した丘陵の先端部に位置し、古琵琶湖層からなる粘土層を削り込んで築城されている。北方向には畦ノ平遺跡がある平野部が見渡せる。望月城・望月支城から直線距離にして300mの位置にあり、現在は竹林に覆われている。

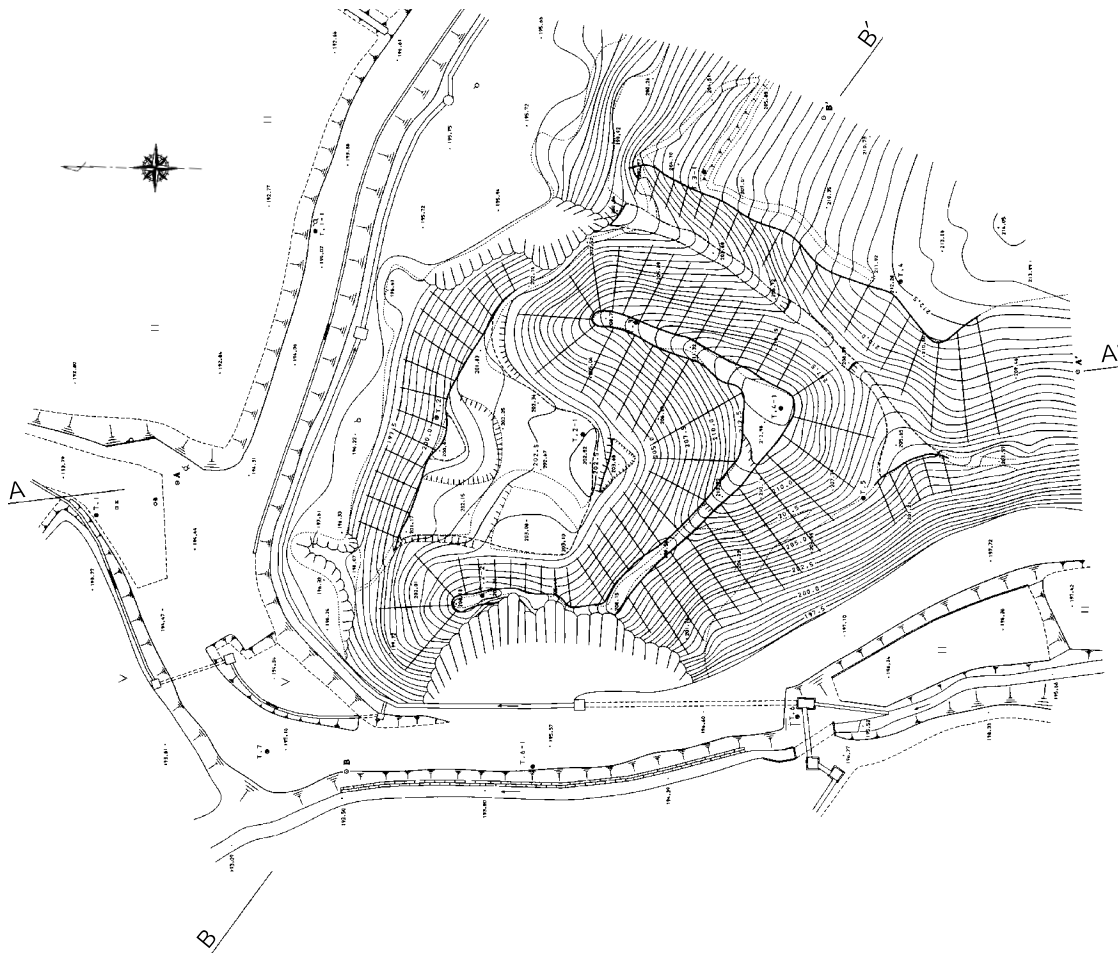
第2項 遺構の概要

主郭土塁1 曲輪Ⅰを囲むように西側、南西側、及び東側に土塁が築かれている。平野部を臨む北側正面には土塁はなく、歪なコ字型を呈する。

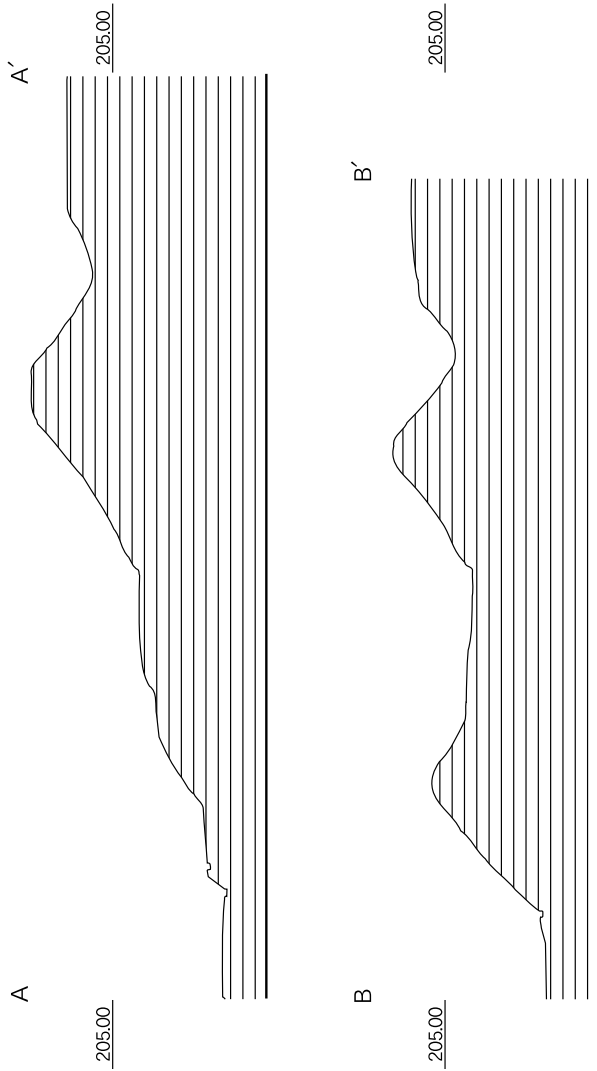
土塁の南角が最も高く標高212.98mを測り、西側の道路との比高差は約15.26m、曲輪Ⅰの平坦面からの比高差は10.31m、堀切Aとの比高差はおよそ7.33mである。南角をピークとして徐々に下り



第10図 杉谷砦 遺構位置図



第11図 杉谷遺跡 遺構測量図



第12図 杉谷遺跡 遺構断面図



ながら、西側土塁の先端で標高206.18m、東側土塁の先端では標高208.75mを測り、南側土塁の背面は急斜面となり、また北西角は大きく崩壊している。

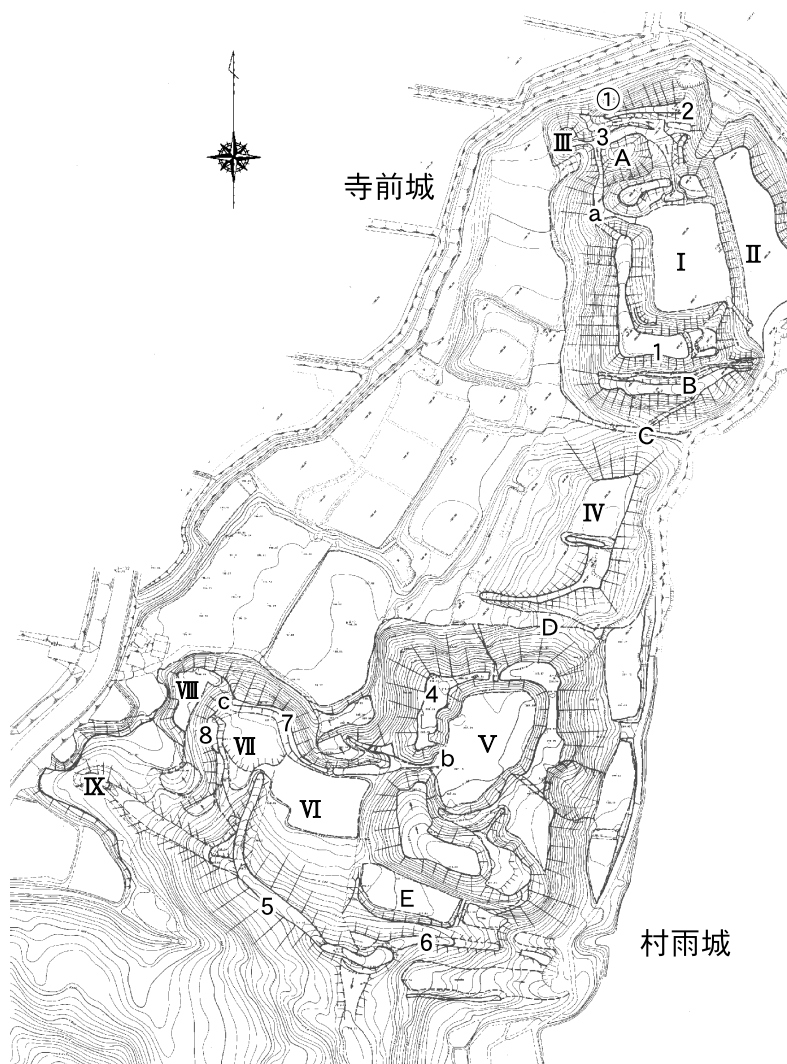
曲輪 I 南北16.5m×東西15mを測る小規模な曲輪で、正面に土塁が築かれていないため、虎口は存在しない。背後に急斜面の高い土塁がそびえており、南から続く尾根の先端部分を削り込んで削平したものと考えられる。

堀切 A 南から連なる尾根を切るように堀底幅約1m、長さ約40mにわたって薬研状に掘られた堀切で、南西端は道路面より7.93mの高さのところまで切れ山腹となる。南西端より北東方向に向けて堀底は上がり、標高208.59mの地点から序々に下り、先端北東端で切れる。北東端には五輪塔の残欠が見られる。

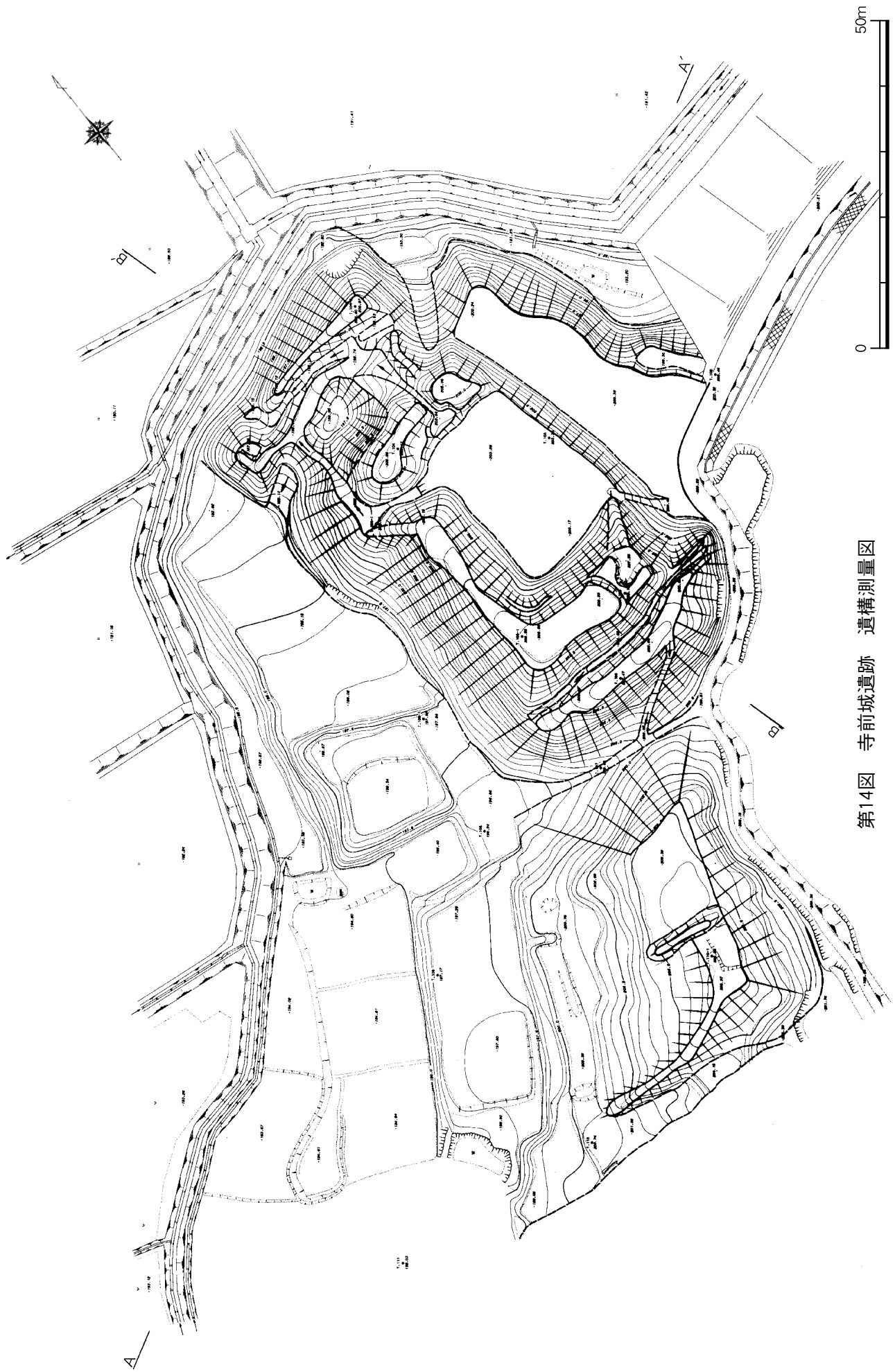
第3節 寺前城遺跡・村雨城遺跡

第1項 位置

甲賀市甲南町新治（字寺前城、字池ノ谷、字水谷）に所在し、南から伸びる丘陵の尾根部分を利用して、二城が連結して築かれている。丘陵先端部にあるのが寺前城であり、その南方約50mに村雨城が築かれている。城の東側は農業用のため池である大谷池が広がり、その池底からは平成14年度に縄文早期後葉～縄文中期の土器や石製遺物が出土している。一方城の西側に開けた平野部には畦ノ平遺跡があう、須恵器をはじめ9～12世紀代の土師器や15～16世紀代の信楽産すり鉢片が採集されており、また直線距離にして800m北西には望月城、望月支城を望むことができる。城の周辺には集落は存在しないが、300m北方に新治上出集落があり、その東側山手には土塁を伴った城館遺跡服部城が築城されている。また村雨城の南側尾根は、県道柑子塩野線の建設工事により大きく削られているが、南側山腹部分及び尾根筋部分は平成13年度に滋賀県文化財保護協会により試掘調査が行われたが、遺構、遺物とも確認されなかった。いずれの城も文献資料等には登場せず、城主も不明である。



第13図 寺前城・村雨城 遺構位置図



第14図 寺前城遺跡 遺構測量図

第2項 遺構の概要

1 寺前城遺跡

曲輪Ⅰ 寺前城の主郭であり、北、西、南側に土塁1を築く。平坦面での標高は203.28m、大きさは南北約25m×東西約17.5mを測る。虎口aは北西角に設けられている。

南側土塁が最も高く、土塁中央部で標高208.93m、曲輪平坦面との比高差は5.65mあり、南東角を1.6mほど低くし先端部を削平している。南西角で直角に折れ、西側土塁へと続き土塁幅を狭くしながら序々に下って虎口先端aに至る。

対して北側土塁は低く、北西隅の虎口先端部で、平坦面との比高差は2.4mである。虎口に向けてやや土塁隅が南西に折れ、土塁に厚みをもたせて西前方に張り出させている。北側土塁の中央部にも開口部があるが当初から虎口として用いられていたのか検討を要する。東側は現在土塁の形跡はまったく認められず、曲輪の側面を法面として整えているが、地元の古老の話によれば、60年前までは東側にも土塁があり、平坦地Ⅱの南西角付近に井戸もあったという。

発掘調査によりその形跡を確認する必要があるが、当初は曲輪Ⅰの四方を土塁で囲む単郭方形型の城館であったと考えられ、平坦地Ⅱは植林に伴う後世の開発によるものと言える。

進入路① 城への進入路は北端にあったと考えられる。丘陵先端部には東西方向に長さ20mにわたり低い土塁2が築かれており、その南側のスロープが進入路である。北方向から入り、正面の土塁3の側壁で直角に東方向に折れ、幅約1.5mの緩やかなスロープを登ったところで折り返すように西に向かって折れる。空堀Aに設けられた土橋を渡ってスロープを序々に登り、虎口先端の西に張り出した土塁隅に当たって東方向に折れて、曲輪Ⅰの北西隅の虎口aより曲輪内に入る。虎口幅は約2.5mであり、虎口の西正面、進入路を屈曲させた部分に、虎口受けとしての狭い空間が見られる。

櫓台 北西隅には、約3.5m四方に方形に成形した土台部Ⅲがあり、北西方向を見張らせる地点であるところから、櫓台として機能していたと考えられる。その南背後にも削りを入れ、櫓台を際出させている。

空堀 北側土塁の外壁直下にすり鉢状に深く空堀Aを掘り、西側には虎口に至る土橋をかける。堀の天端で東西約11mの大きさで、土塁3の上面から堀底までの深さは約1.52m、北側土塁上面から堀底までの比高差は8.72mであり、すり鉢状を呈する。

また南側土塁の直下に東西方向に長さ約37m、堀幅約3.5m、深さ1.5mの空堀Bがあり、空堀に沿うように土塁を築き、さらに堀に土橋をかける。さらに土塁の下方には、東西方向に掘られた長さ31m、堀底幅1.5mの深い堀切Cが設けられ、南斜面を二重堀切とする。南側土塁1の上面と堀底との比高差は8.9mであり、土塁斜面を堀底まで下る道が付く。

平坦地Ⅳ 村雨城との中間点には尾根上面を削平した平坦地Ⅳがあり、西側は緩斜面となって下る。南側は堀切Dを経て村雨城の切岸が迫る。平坦地の中程に長さ10m高さ0.6m程の低い土塁を築いており、城の一部とみなすことはでき、両城の連絡に何らかの機能を果たしたのだろう。

2 村雨城遺跡

曲輪Ⅴ この城の主郭であり、曲輪内部の広さは南北29m×東西20mで歪な長方形を呈し、平坦面中央部で標高207.02mを測る。

主郭を囲む土塁4は南北にやや長い方形であり、土塁外縁で南北約67m×東西約57mを測り、



第15図 村雨城遺跡 遺構測量図

西側に一箇所虎口bが開口している。北側外壁及び、虎口北方の土塁外壁は面を整え、特に北西隅、北東隅は土塁をほぼ直角に曲げ、切岸を形成している。北西角で標高210.6mを測り、曲輪内部との比高差は3.58mだが、曲輪外部の平坦地との比高差12.6mにも及ぶ。北東隅では標高210.54m、また南東角が最も高く、標高213.62mを測り、曲輪内部との比高差は6.6mにもなる。南側が高いのは自然尾根を削り残し、上部を削平して土塁としているためであり、土塁の南西隅を鈍角に開き気味にして序々に下りながら西側土塁につながる。また南側土塁の頂上部より約2m下げて東先端部を緩やかに削平し、自然地形となりながら東側へと下っている。

また南側土塁より約4m下方、土塁の南東隅に南北約12m×東西約10mの歪な方形の平坦地が設けられ、西側に高さ1m程の土塁が伸びている。小規模な建造物があったことも想定できる。主郭土塁の北西隅、北東隅、東側土塁の中ほどにも、土塁上面を削平した箇所が認められる。

曲輪VI 主郭である曲輪Vの西側下方（比高差2m）に築かれた曲輪で、南北15m×東西22mの大きさを測り、さらにその先端部が開口し曲輪VIIにつながる。

城域の南端には、標高213.41mの尾根のピークがあり、そこを頂点に東方向に土塁5が、西方向に土塁6が下る。ピークとなる土塁の南外側尾根筋は、本来ならば堀切を設けるところだが、わずかな平坦地が見られるのみである。土塁5は高さ約0.5m程で、土塁内側の際の削平は甘く、ピークより西方向に約32m下ったところで、北方向に折れて序々に下り、曲輪VIを囲んでいる。土塁際から曲輪VIの平坦面までは緩斜面となり、削平も不十分で未完と考えられる。

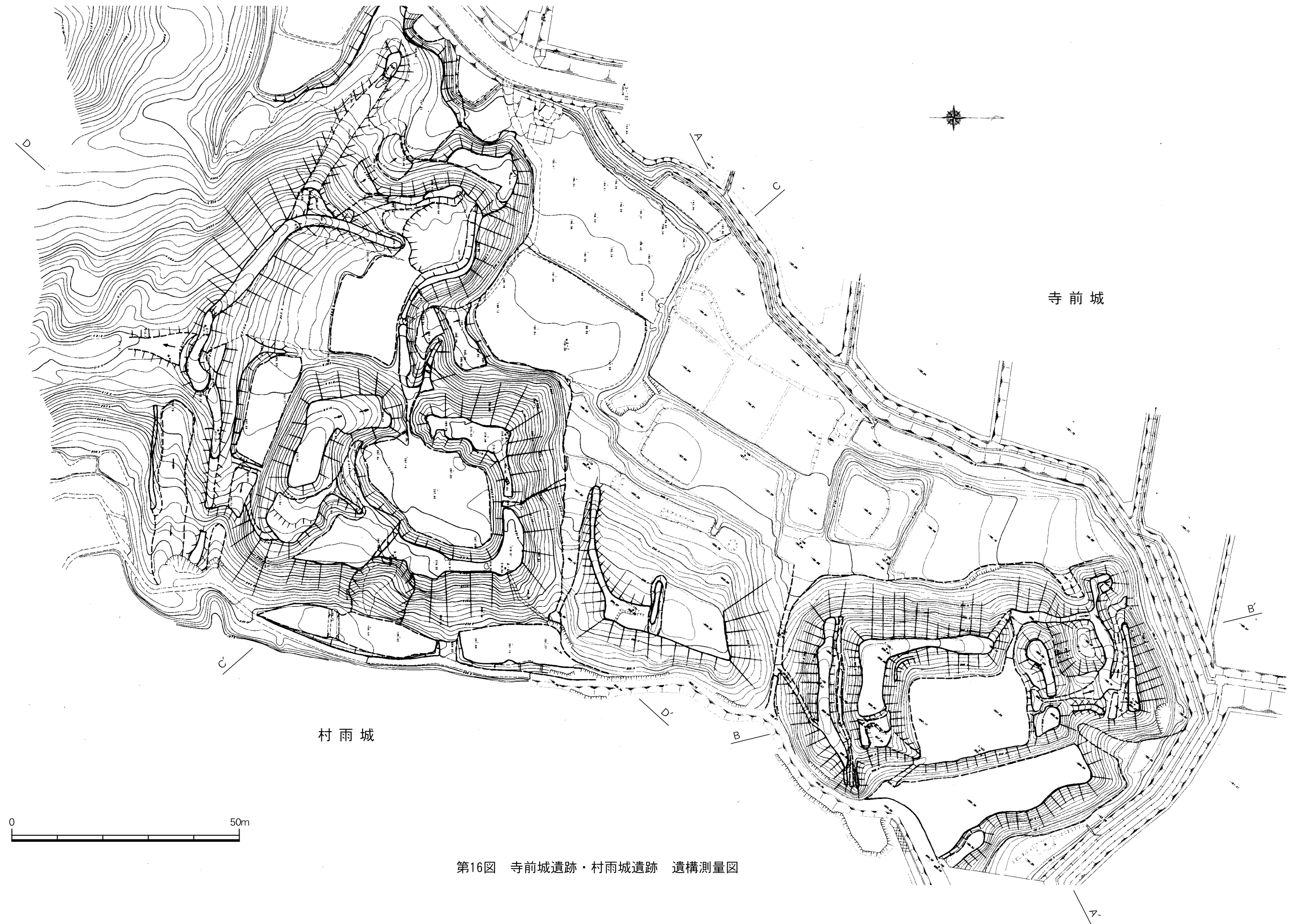
一方北側は、主郭虎口の南側から延びた低い土塁7が曲輪VI及びVIIの北端を防御し、曲輪VIIの先端で下降する。

曲輪VII、VIII 曲輪VIより西側にやや下った丘陵先端部分に南北約12m×東西約13mの大きさの曲輪VIIがあり、北側は主郭虎口から延びた低い土塁7が囲み、南西側にも土塁がみられ、土塁5の西壁とつながっていたと思われる。北側土塁7は自然地形に沿って中程で大きく屈曲し、その突端から下方には虎口に至る進入路を見据えることができる。さらにその下方（比高差3.5m）に曲輪VIIIが設けられている。土塁7と土塁8の先端は幅4mで開口し虎口(c)であったと考えられるが、曲輪VIIIより下方には通路は確認できない。

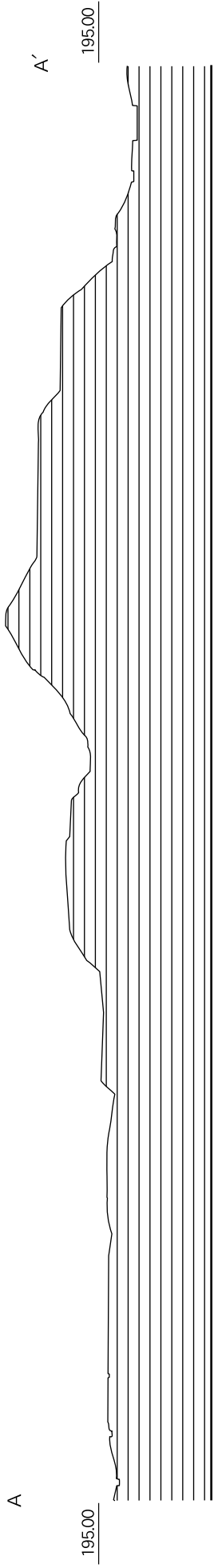
また、丘陵最西端の尾根部分に若干削平した箇所区が認められる。平野部を見晴らす櫓台として機能したのであろう。

虎口b 主郭土塁の西側に虎口を一箇所設ける。虎口幅は約5mと狭い。虎口北端から西に向けて低い土塁が下っている。そして土塁と南側土塁7の壁面で挟まれた三角形の空間を外柵形状に設けており、通路幅を狭くした頂点部分からスロープを登って虎口bに至る。さらにその2m下方にも南北約5m×14mほどの平坦地を築き虎口受けとする。

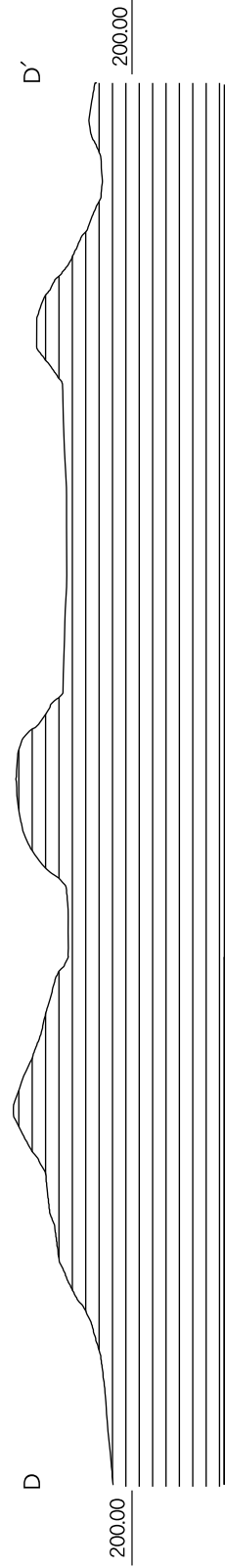
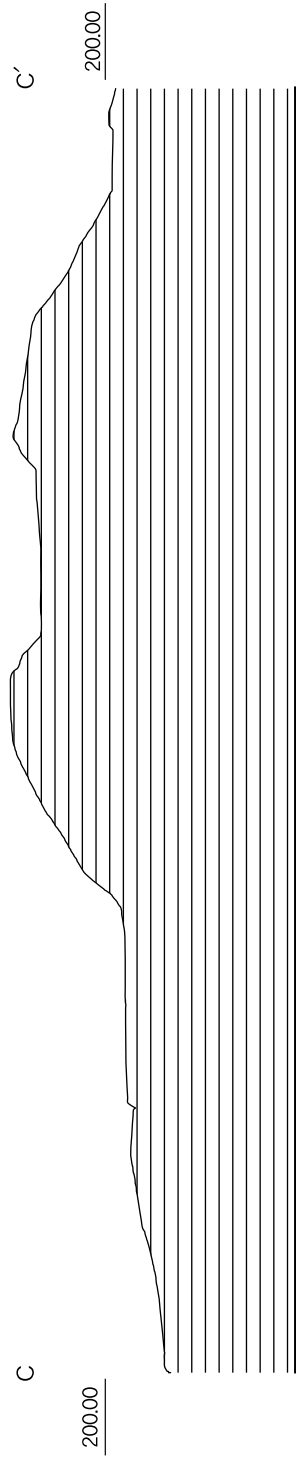
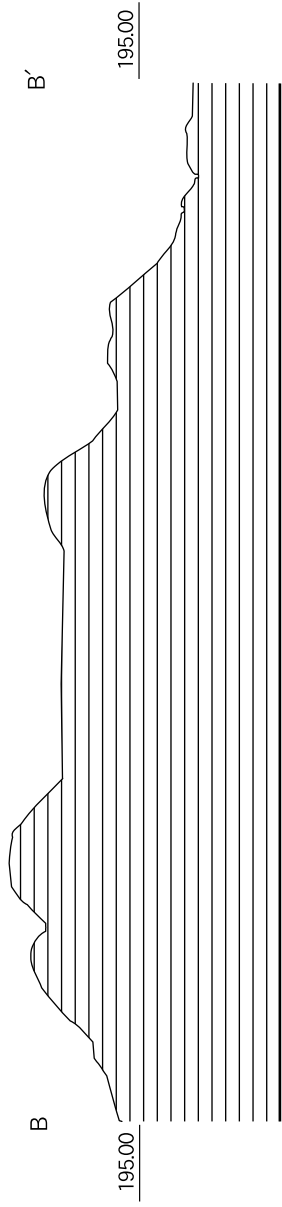
堀 主郭の南側には、堀底を平坦にした箱堀状の堀Eが築かれており、南北約10m×東西23mの大きさを測る。堀の西端に低い土塁を設け、また東端にも土塁で区切りを付けて、そして東方向へと下る。その南側には堀に沿うように、ピークから東に土塁6が下る。さらに土塁の南側にも浅く掘った堀と細く低い土塁が東に下るが、形状は極めて不明確である。堀切を築こうとしたが、未完に終わったものと考えられる。主郭の北側には全長約31mの堀切Dがあり、寺前城に続く尾根を切断している。堀の中央部で堀底幅が約4mで、南側は主郭土塁の切岸が迫り、北側は低い土塁が西方向に下っている。



第16図 寺前城遺跡・村雨城遺跡 遺構測量図

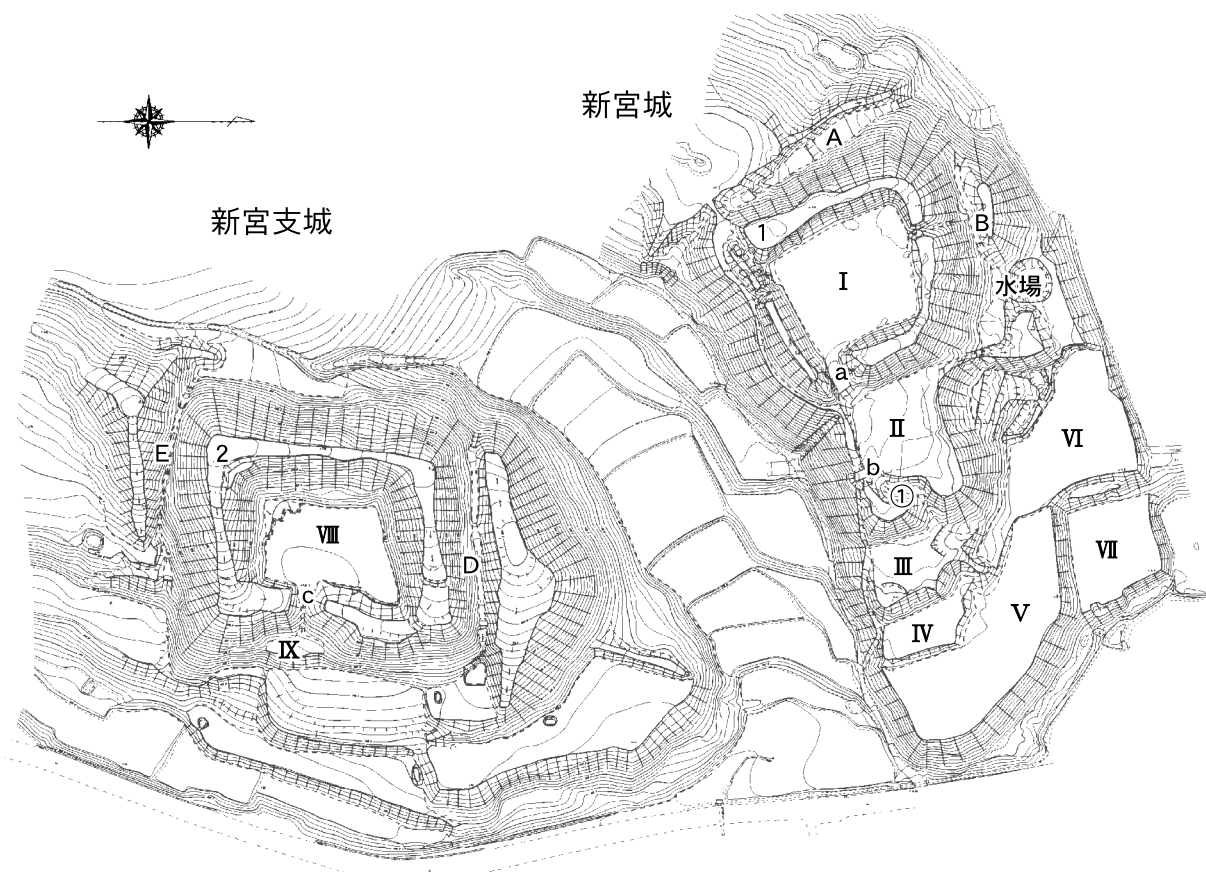


第17図 寺前城遺跡 遺構断面図



第18図 村雨城遺跡 遺構断面図





第19図 新宮城・新宮支城 遺構位置図

第4節 新宮城遺跡・新宮支城遺跡

第1項 位置

新宮城、新宮支城は甲賀市甲南町新治（字大門、字山口谷）に所在する城館遺跡で、北西方向から延びる丘陵の舌部に築かれている。新宮城の約40m南側に谷を挟んで新宮支城が位置し2城が近接して築城されている。この谷部は現在植林されているが、かつては水田であったと思われる、また西側には新興住宅地が迫っている。城の周囲には旧来からの集落はなく、城の東側直下には県道甲南阿山伊賀線が通り、さらに県道に沿うように磯尾川が流れ、東前方には甲南町竜法師の集落を望むことができる。両城ともに文献史料には登場せず、城主も不明である。

第2項 遺構の概要

1 新宮城遺跡

曲輪 I この城の主郭で、曲輪内部は南北約30m×東西約25mの大きさを測り、平坦面での標高は202.15mである。四方をほぼ方形に土塁1で囲み、土塁の南隅が最も高く標高206.13mを測り、土塁の上面での幅も約7mと広い。南側土塁は土塁幅が狭く低く、東側土塁は前面の切岸がよく成型されている。南東角に開口部を東に向けて虎口aを設け、急勾配となって曲輪IIに下る。南西角にも開口部があるが、掘切を有する城の背後に当初から開口部があったとは考えられず、掘切に設けられた土橋も含めて後世の改変と考えられる。ただ、開口部の南西前方にわずかにみられる平坦地は腰曲輪であった可能性がある。また北側土塁にも細く開口された箇所があるが、その外側の斜面は急勾配であるため通路として利用されたとは考えにくく、やはり後世に破



第20図 新宮城遺跡 遺構測量図

壊されたものであろう。

曲輪Ⅱ、Ⅲ 主郭の曲輪Ⅰより一段下方（比高差2m）に曲輪Ⅱが築かれている。南北約20m×東西約37mの大きさを測り、東に下る緩斜面となる。曲輪南側には虎口から延びた1.5m幅の狭く低い土塁が東に下り、東の端部で一段盛り上げ北に曲げている。曲輪Ⅱの東には曲輪Ⅲ（南北約15m×東西約12m、比高差6m）が築かれており、屈曲した通路①で結ばれ、さらに折れながら曲輪Ⅵに通じる。

また曲輪Ⅱからは、スロープを下って北方に設けられた小曲輪へ降りることができるが、小曲輪東斜面の切岸は鋭く、北方を見渡す曲輪として機能したと思われる。

曲輪Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ 曲輪Ⅲの4.25m下方に曲輪Ⅳ（南北約17m×東西約10m）が、またⅢの北東角より伸びた通路が曲輪Ⅴ（南北約47m×東西約17m）へと下りる。曲輪Ⅵ（南北約28m×東西約17m）は城域の北方の築かれた平坦地で南西角に後世の水溜場の跡が見られる。その3.5m下方に方形の曲輪Ⅶを配する。

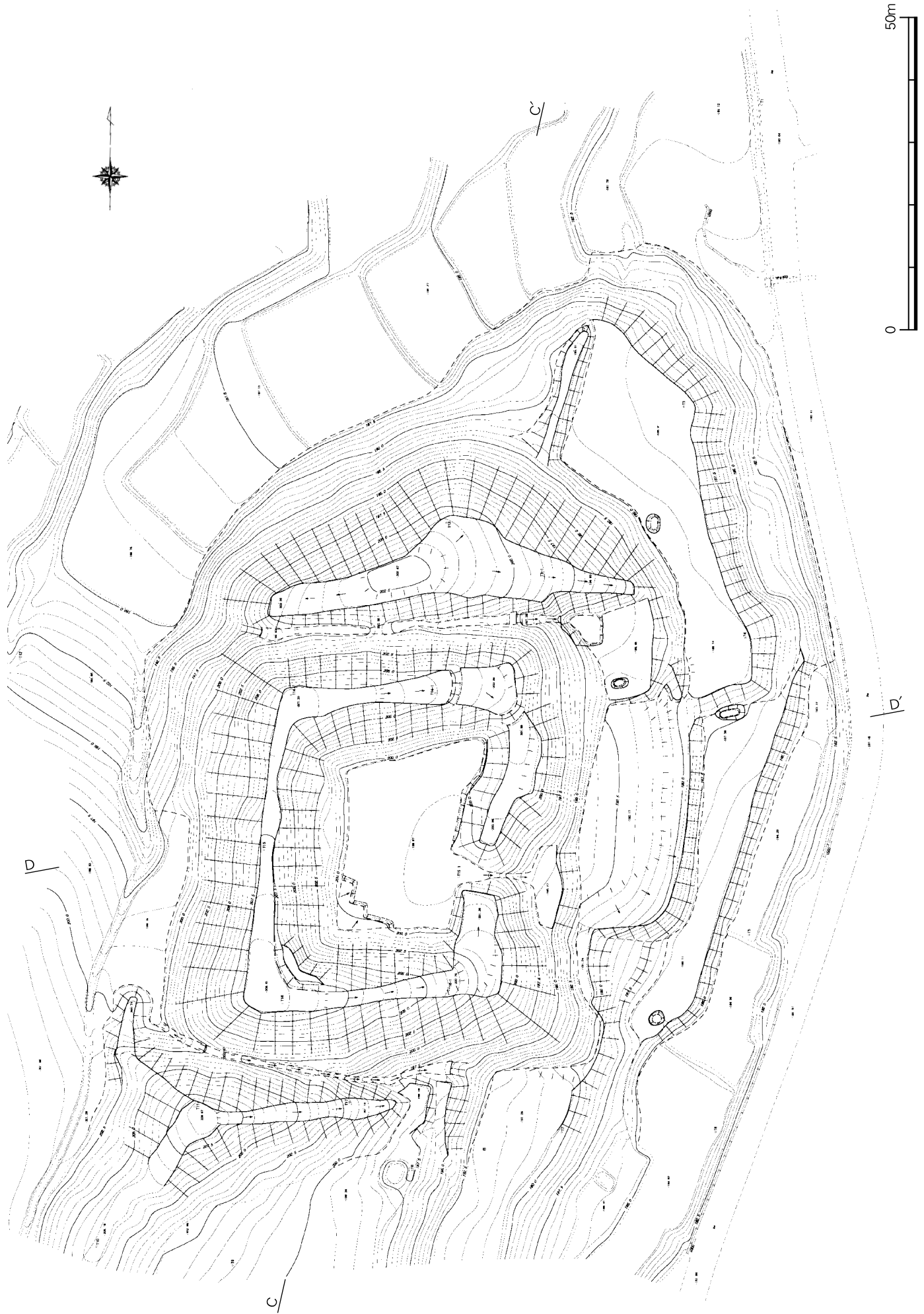
虎口 主郭Ⅰの南東隅に開口部を東に向けて虎口aが設けられている。虎口幅は約4mと広い。また曲輪Ⅲから曲輪Ⅱに至る通路は、幅約3mのスロープ状の通路①を西に7m登ったところで南に折れ、その南で南西方向にさらに折れてクランク状に屈曲しており、登りきる手前は通路幅をやや広げて枡形状を呈し、土塁の盛り上がりを超えて曲輪Ⅱに至る。方形の広い空間は見られないものの、通路を屈曲することを意識して作られており、一種の枡形状虎口(b)と呼んでよいだろう。

掘切 主郭の西方、城の背後の尾根を切断するように堀切Aが設けられている。堀底幅約4m長さ約65mにわたり箱堀状に掘られており、堀に沿って低い土塁が北方へ下っている。南東端は斜面に沿って下らせているがその先端は崩れとなる。途中、土橋が見られるが、里道に伴う後世の改変と考えられる。また城域の北方、主郭北側土塁の下方にも低い土塁と堀底道Bがあり、北方からの攻撃に備える武者隠しとして利用されたと考えられる。その東下方に見られる水溜へは曲輪Ⅱから通路が通じており、当初から城の水場として利用されていたものであろう。

2 新宮支城遺跡

曲輪Ⅷ この城の主郭で、曲輪内部は南北約30m×東西約18mの大きさを測り、平坦面の標高は198.97mである。四囲をほぼ方形の土塁2で囲み、土塁南西隅が最も高く、標高208.81mを測り、曲輪平坦面との比高差は9.84mにも及ぶ。虎口の南側端部で標高201.26m、比高差は2.29mで、南西隅をピークに土塁上面は東方向に序々に下る。一方北西隅の標高は207.30mで、平坦面との比高差は8.33m、東方向に下り、土塁中程0.5m、さらに北東隅で1mほど段差をつけて下がり、低い東側正面土塁に続く。一方、背後となる土塁の西側外壁を面として整えて急勾配で下り、自然の谷地形となって北方向に緩斜面として下る。

土塁の上面は西側が高く東側に低くしているが、新宮支城の高い土塁は、南方向からの尾根の稜線を残しつつ、山腹を削り込み曲輪とすると同時に、尾根上にその土を掻き揚げて西側土塁を高く築いたと思われる。低い東側土塁は土を盛り上げ、また土塁の南東隅は土塁上面より緩慢に下って防御性は弱く、もともとの山腹部分を利用して土塁隅としたと思われ、未完部分を残す。また開口部を東に向けて虎口幅3.5mの虎口cを一箇所設ける。前方のスロープを下ると正面に南北約5m×東西約12mの小規模な平坦地区を設け、虎口受けとする。



第21図 新宮支城遺跡 遺構測量図

堀切 堀切は主郭土塁の北側と南側に尾根を切るように東西方向に掘られている。北側の堀切Dは丘陵の先端部分を切るように長さ約47.5mにわたり掘られ、堀底の形状は薬研堀を呈し、堀底中央部が高く、西方向、東方向に序々に下る。土塁北西隅の上面と堀底北端との比高差は、7.67mにも及ぶ。その北側の丘陵先端部分の上面をやや削平している。南側の堀切Bは、南方向からの尾根を切るように長さ約47mにわたり掘られ、堀底の形状は薬研堀である。堀底中央部と土塁南西角との比高差は6.14mである。

平坦地 主郭土塁の東側に緩斜面となった平坦地が見られるが、城の曲輪として機能した平坦地とは思われない。北方の先端部分や主郭の南側にも平坦地が続くが、これらは植林に伴い後世に開発されたものと思われる。丘陵先端部分に見られる細長い土盛も、背後の削平が不十分なところから、城に伴う土塁とは思われない。

第5節 竹中城遺跡

第1項 位置

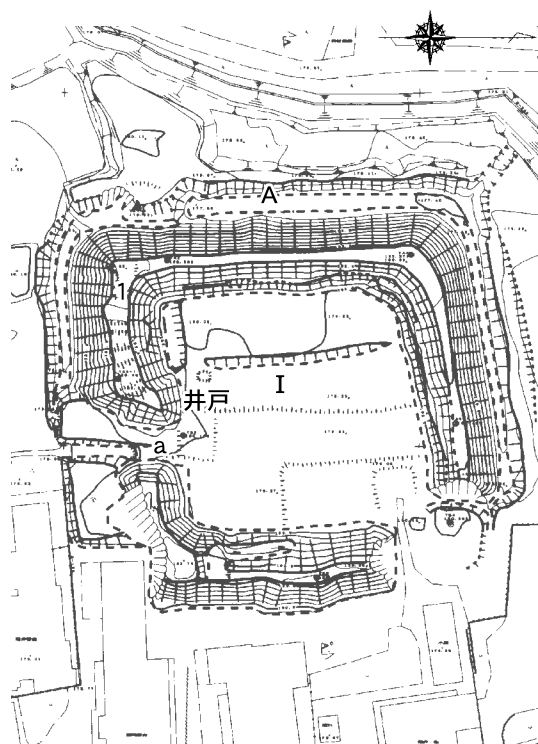
竹中城は甲賀市甲南町新治（字熊尾）に所在する中世城館遺跡で、西側に流れる杉谷川の河岸段丘上に築かれている。城の東側は集落が迫っており、南側には田地が広がる。平地に築かれた城館ではあるが、竹中城の約250m北方にも竹林が見られるところから、もともとは主要地方道草津伊賀線にかけて独立した低い丘陵があり、その南部分を削り込んで築城した考えられる。地元では竹永城と呼ぶ場合もあるが、文献史料には登場せず、城主もまた不明である。

第2項 遺構の概要

曲輪I 単郭方形型、四方土塁の城館遺跡で、全域が竹林で覆われている。曲輪内部は南北約32m×東西約32mとほぼ方形で、土塁の外縁部分を測れば、南北約58.5m×東西約62.5mの規模を有する。曲輪平坦部の西側を約8.5m幅で0.5m程高くしている。そして南西側、虎口付近に井戸跡があるが、埋土が覆っているため構造等は不明である。平坦面での標高は、中央部やや北よりで標高179.26mを測る。南側土塁の内側基底部には幅2.5m長さ9.5mにわたり幅の広く浅い溝が掘られ、貯水池として機能していたのかもしれない。

曲輪の四辺を土塁1で囲み、南側に1箇所虎口aを設ける。北東隅は後世の破壊で大きく削り取られており、古老の話によるとかつては土塁が囲んでいたという。南西隅で標高183.93m、曲輪内部平坦面との比高差は4.67m、北西角で標高183.377mで比高差4.117mを測る。土塁幅は、南側土塁裾の基底部で最大幅13.7m、上面での最大幅3.5m、西側土塁では基底部の最大幅約11m、上面での最大幅約1.8mを測る。また東側土塁の内面にはスロープが曲輪内に降りている。

北東隅は、推定で東側土塁が約15m、北側土塁が



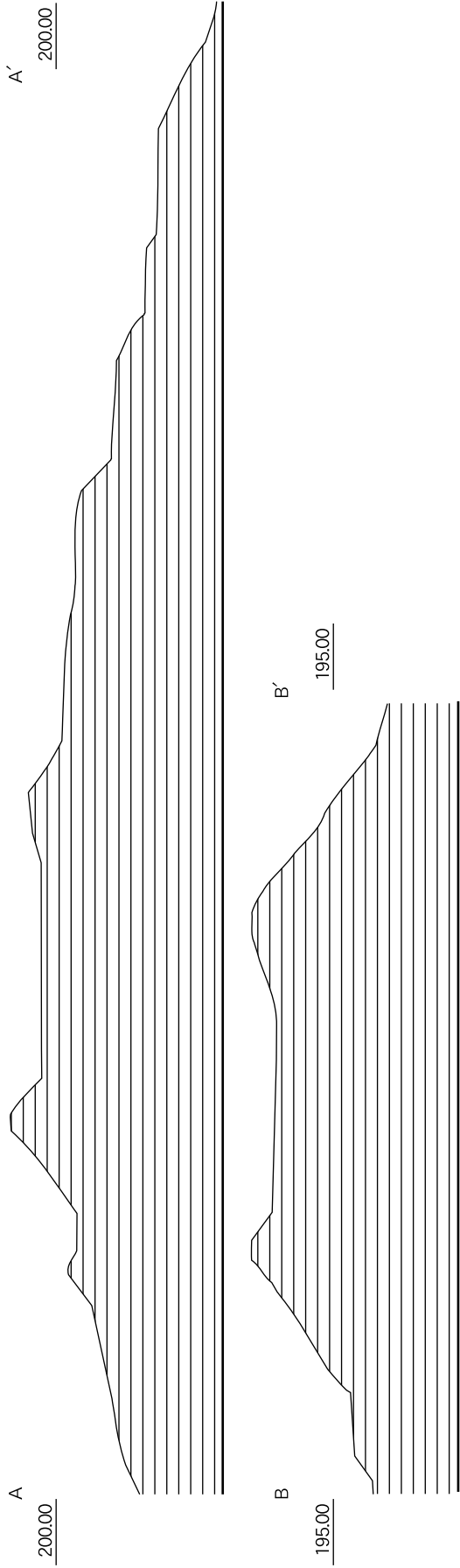
第22図 竹中城 遺構位置図



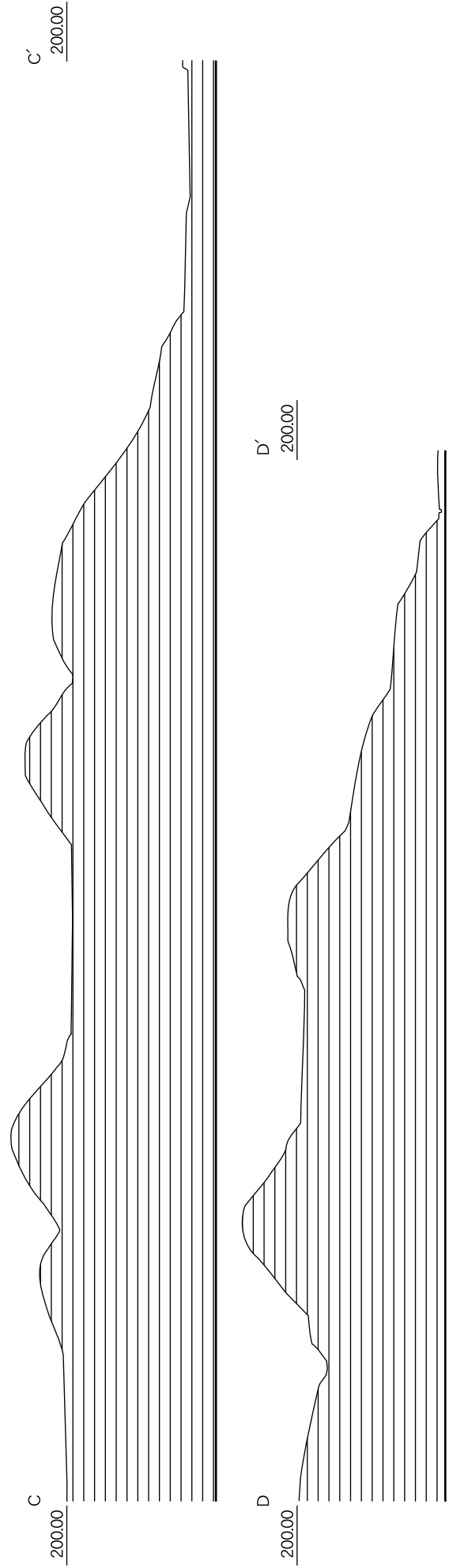
新宮支城

新宮城

第23図 新宮城遺跡・新宮支城遺跡 遺構測量図



第24图 新宮城遺跡 遺構断面図



第25图 新宮支城遺跡 遺構断面図

約12m程、後世の破壊を受けており、また南東隅も個人住宅の建築により削られており、かつては完全な方形土塁であったと考えられる。

虎口 a より西面の土塁上面には、虎口先端部から南西隅部にかけて約 2 m幅の溝が 4 条施されているが、これは石落としと考えられる。虎口付近での攻防に有効な設備と言える。

虎口 南に向けて虎口aが開口し、虎口幅は約 5 mである。虎口の東面土塁前面が崩れていて把握し難いが、基底部の残存状況をからみると、虎口西面の土塁幅が13mと東面の 9 m幅に比べて土塁幅も厚く、約 5 m程わずかに南前方へせり出している。このため若干喰い違いを見せている。石落としと併せて、単純な方形居館を戦乱期に改修した可能性がある。

堀 南側土塁の虎口より西側、西側土塁、北側土塁の外縁に堀が残る。聞き取りによると、昭和 30年頃までは、東側にも堀があったとされるが、今は埋められ宅地となる。南側で堀の深さ（堀外の地表面との比高差）は、約1.4m、堀底幅は約1.7m、堀幅約5mで土塁の天端までの比高差は4.83m、西側で堀の深さは、約1.8m、堀底幅は約2.5m、堀幅約5m、土塁北西隅との比高差は5.97mである。北側では堀の深さは、約1.5m、堀底幅は約1.3m、堀幅約3.7mである。

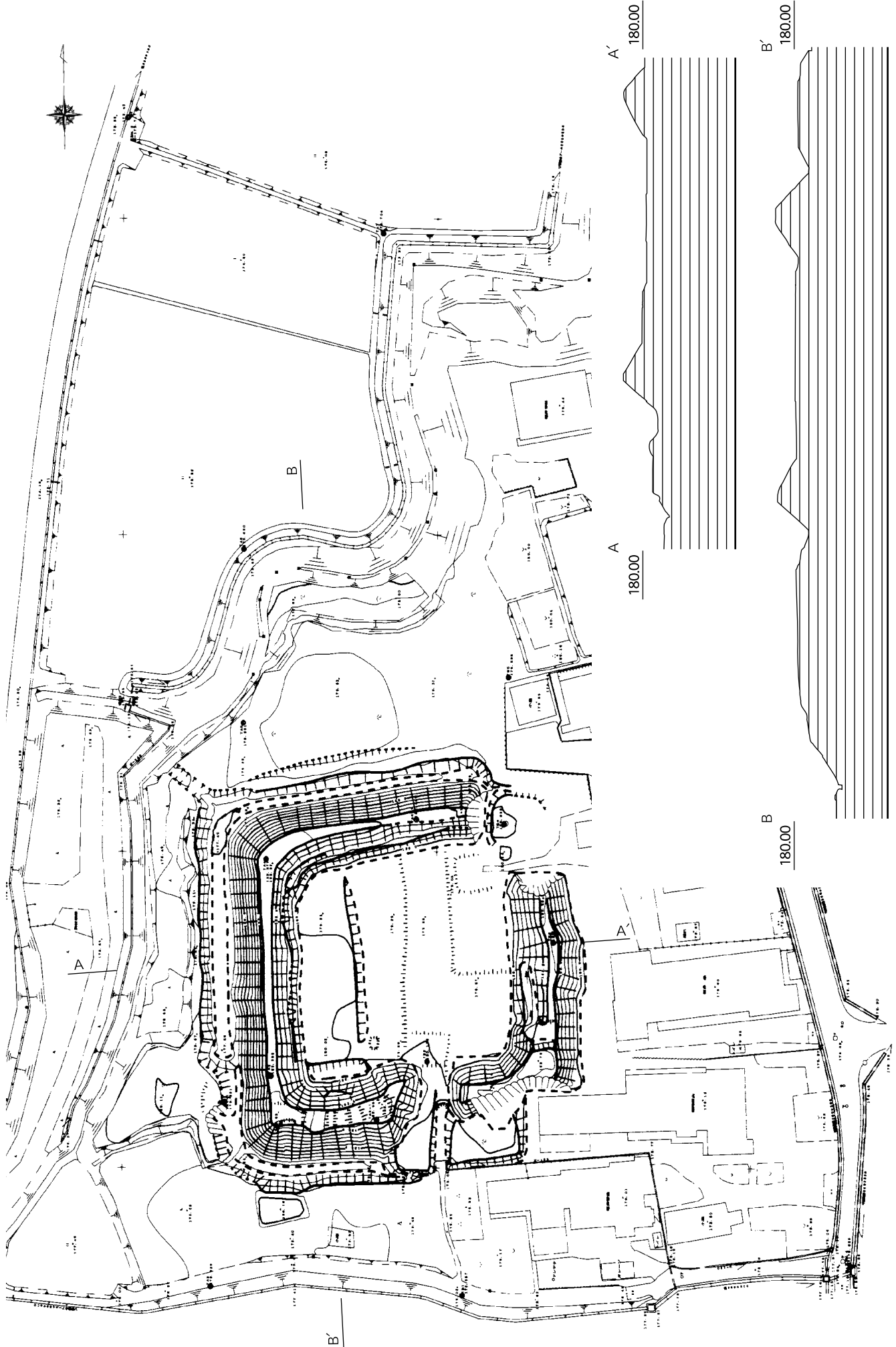
第 6 節 まとめ

杉谷、新治地域の城館遺跡の基本構造は、いずれも単郭方形、四方土塁型であった。しかし特徴的なことは、伝統的な単郭方形型を踏襲しながらも縄張りを発展させて防備を高めており、しかも 2 城が連結して築城されている事例が多くみられたことであろう。望月城は高い方形土塁で囲んだ主郭を中心に、さらに前方に曲輪を 2 段重ねており、北側には街道を見据えた位置に武者隠しとして利用されたと考えられる腰曲輪が取り付け、また背後には深い堀切と土塁が築かれていた。主郭土塁の外縁は65m×62.5mと大きくはないものの、特筆すべきは8.75mにも及ぶ高く厚い土塁であろう。単なる居館というよりは、戦闘を想定した城造りといえる。それに対して望月支城は低い方形土塁で囲み、背後に堀切を築くのみ単純な構造で、甲賀地域に普遍的にみられる単郭方形型であり、際立った対照を見せる。また両城を結ぶ連絡路も測量調査の範囲では確認できなかった。

寺前城は、進入路を複雑に屈曲させて、直進を避けて主郭隅より曲輪に入れ、さらに背後を二重堀切としていた。村雨城は方形土塁による主郭を中心に、その前方に曲輪を 3 段、丘陵先端まで伸ばして、先に虎口を設けた点などは織豊系城郭を志向したと見られる。従来の甲賀の城に見られない発展した形態が認められた。深い 2 本の堀切で区切られているものの、両城は50m程しか離れておらず極めて近接している。村雨城を主郭に、中間の小曲輪を介して先端に寺前城を築き、このように方形の曲輪を水平的に拡大することで一体的に使用されたと考えられ、両城には有機的な繋がりがあり、望月城・望月支城や新宮城や新宮支城の連結構造とは性格を異にするように見受けられる。

新宮城もやはり方形土塁による主郭と背後に堀切をもつタイプであるが、主郭前方に広い曲輪を連ね、その中段の進入路を屈曲させ、柵形状虎口としている点は注目できよう。それに対して新宮支城は望月城をしのぐ9.84mにもなる極めて高い土塁を築き、主郭の両サイドを深い堀切とするものの縄張りは単純であり、ここにも構造上の違いを見せる。また両城を結ぶ連絡路も確認できない。2 城の連結については、第 4 章の村田氏論文で考察されているので参照されたい。

また竹中城は平地に築かれた居館タイプの城であり、周囲に堀を巡らせた典型的な方形館であ



第26図 竹中城遺跡 遺構測量図

第27図 竹中城遺跡 遺構断面図

るが、このような単純な構造の城館においても、土塁上面に石落としを設け、虎口をやや喰い違いとするなどやはり防備への工夫がみられる。

杉谷砦は背後の高い土塁、深い堀切などを備えるが、前面に土塁を設けず、曲輪も極めて小規模な構造から、周辺の城郭を補完する臨時的な砦として築かれたものであろう。

杉谷、新治地域の城は他の同名中との「弓矢、喧嘩」に対応した城というよりは、より緊迫した状況下で戦闘を想定した城と考えられる。永禄11年織田信長の近江進軍を契機として軍事的緊張が起これ、その後守護六角氏が甲賀杉谷の地に潜伏したことが、大きな刺激となったのであろう。戦時下において、近江の名門六角氏を迎えるという緊迫感が、少なからずこの地の城造りにも影響を与えたことは十分に想定できる。杉谷川、水谷川流域に広がる平野部を取り囲むように城が分布し、その中心部に永禄期に活躍したと伝える木村成時の屋敷跡と、代々木村家が奉祀してきた佐々木神社があるのも示唆的である。そして谷として狭まる谷頭に杉谷城と望月城が相対するように築かれており、その谷筋を通る街道を行けば、岩尾を超えて伊賀へ入れ、途中北へ折れば信楽へも抜けることができる。その古道を見据えるように、望月城の武者隠しが設けられており、六角氏の伊賀への連絡ルートとしてもふさわしい。

こうした杉谷、新治地先の城館構造をみると、同名中惣の城として「家」権力を単位に本家・分家の城が分布していたという従来の捉え方を見直さねばならない。そのいくつかは望月氏関連の城であった可能性が高いが、それは領域支配者として家単位で築いた城という一面もあろうが、軍事的緊張という要因により、城造りを発展させ、従来の城に改変を加えた可能性も考えられる。杉谷望月城・支城は杉谷地先の望月氏（永禄期の望月吉棟家）の城であったと思われ、竹中城、倉治城、服部城など集落に密着した館城に対して、集落から離れた位置にある寺前・村雨城、新宮・新宮支城は、より広域に支配を広げていた領主層の城と考えられる。すなわち新宮の地も領域下に治めていた望月一族の関与が想定できるのではないだろうか。甲賀郡中惣の一翼を担っていた望月氏が六角氏を迎えるという軍事的要因により、望月城を中心に進んだ城造りをこの地に展開したとみることができよう。

また今回、測量調査は実施していないが、新治字西庵の集落内には倉治右近の城と伝える倉治城の土塁が部分的に残存し、竹中城と同じく平地居館の片鱗を残している。また平野部に入り口付近には服部城が方形土塁を伴い築城されているが、櫓台跡とみられる平坦面がある程度で、現在残る遺構を見る限り、特段特殊な仕掛けはみられない。普遍的に見られる集落背後の館城である。軍事的緊張下で重点的に整備した城と、村落に密着した小領主の館城との差であろうか。新宮地先の望月氏関連の城と倉治地先の倉治氏関連の城との差異なのかもしれない。この地域の城館構成を巡る課題は多い。

ただ、この事業では発掘調査は実施していない。築城年代については、甲賀市内での他の発掘事例や三重県伊賀地方の事例を参考にする。伊賀地方は甲賀と同様、伊賀惣国一揆という小領主連合が確立されて甲賀郡中惣とは同盟関係にあり、その成立時期が永禄10年前後とされ、また単郭方形型の密集という甲賀同様の城館構成を示しており、発展過程も近似している。

因みにこれまでに甲賀市内で行われた発掘調査で明らかになった年代は次のとおりである。

甲賀市内城館遺跡の主な発掘事例

遺跡名称	所在地	時代(存続時期)	報告書等
植城遺跡	水口町植	16世紀代	「植城遺跡」 滋賀県教育委員会・2006
補陀楽寺城遺跡	甲賀町大原市場	14世紀末～16世紀末	「補陀楽寺城遺跡」 甲賀町教育委員会・1996
上野城遺跡	甲賀町上野	16世紀後半～17世紀前半	「上野城跡発掘調査報告書」 甲賀町教育委員会・1989
竜法師城遺跡	甲南町竜法師	16世紀後半、18世紀後半	「竜法師城遺跡・池ノ尻遺跡」 滋賀県教育委員会・2006
小川城遺跡	信楽町小川	16世紀後半	「小川城発掘調査報告書Ⅰ・Ⅱ」 信楽町教育委員会・1978・1979
高野城遺跡	甲賀町高野	緑辺部調査のため時代は不明	「高野城遺跡」 滋賀県教育委員会・2008

伊賀地方の主な発掘事例

遺跡名称	所在地	時代(存続時期)	報告書等
菊永氏城遺跡	伊賀市 (旧阿山町)	16世紀後半	「菊永氏城跡発掘調査報告書」 阿山町遺跡調査会 1987
風呂谷館遺跡	伊賀市 (旧大山田村)	15世紀後半～16世紀後半	「農業基盤整備事業地域埋蔵 文化財発掘調査報告」 三重県考古資料普及会 1984
滝野氏城遺跡	名張市	15世紀後半～16世紀前半	「滝野氏城址」 名張市遺跡調査会 1986
恒岡氏城遺跡	伊賀市 (旧阿山町)	15世紀後半～17世紀中葉	「恒岡氏城跡発掘調査報告」 三重県教育委員会 1981
福地城遺跡	伊賀市 (旧伊賀町)	16世紀初頭～16世紀後半	「福地城跡発掘調査報告」 三重県教育委員会 1982

甲賀の発掘例では、おおよそ16世紀後半であり、伊賀の事例の中でも甲賀に近く、甲賀と同じく単郭方形型の菊永氏城遺跡がやはり16世紀後半期である。杉谷、新治地域の城もおおよそ16世紀代、あるいは16世紀後半期に収まると考えられるが、しかし外的要因により永禄～天正元年までの間に改修を受けた可能性もある。

より正確な築城年代は今後の発掘調査によらねばならない。

第4章 特論 甲賀の城と甲賀郡中惣

村田 修三

第1節 はじめに

甲賀郡は南に接する伊賀国とともに、単郭・方形・四方土塁・周壕を基本特徴とする、いわゆるお屋敷サイズの城館が濃密に分布することにより、城郭研究者・中世史研究者等から強い関心を寄せられている。地域内に分布する城館がほぼ均質であるという、他地域には見られない分布特性は、城館と在地構造の密接な関係を物語るものとして、研究意欲を駆り立ててきたのも当然のことといえる。これらの城館が最も発達したと思われる時期に、甲賀では甲賀郡中惣、伊賀では伊賀惣国という惣国タイプの一揆権力が形成されたことから、一揆の主体である土豪が家権力ごとに類似の城館を築いて競い合い、また連合して地域秩序を形成したという想定が大方の支持を得てきた。しかし、城館の調査が進み、具体的な分布・立地・縄張りの比較検討が深まり、歴史状況・在地構造との突合せも可能になってくると、城館とその主を従来のように単純に結び合わせることに疑問を懐かせるケースが多々出てきた。

これまで個々の城館の築城主体は、同名中を構成する家々に比定されることが多かった。そのうち主城格の城館は同名中を統べる惣領家に比定されて「某本城」と呼ばれることが多かった。同名中の庶子家の城館と惣領家の「本城」がともに、いわゆる伊賀甲賀型に属して質的な差がないのは、そもそもこの同名中タイプの権力が古典的な在地領主型の領主権力—南北朝内乱期に変革して限りなく大名権力を指向する求心的な権力形態—ではなく、同名中を構成する家々の力が相対的に強く、惣領家を規制して、全体として連合しているという構造に対応しているからだ、と理解されてきた。筆者はこの理解は今でも基本的に正しいと思っているが、これだけにすがるてはいられない研究段階に立ち至っていると自省している。

在地領主も大名権力も連合的・一揆的なものから求心的なものまで多様な偏差および変化が認められるように、甲賀の同名中権力にも連合的・盟約的なものから、近隣の弱小な同名中を飲み込む過程で求心的な権力に成長したもので格差と多様性があったにちがいない。権力の実体において相互にかなりの格差を生みながらも、地域社会の構造的特質という次元においては伊賀甲賀型城館の再生産からの離脱を許さないような規制が効いていたのかもしれない。その問題は郡中惣の成立ということで納得するわけにはいかない、まだ十分には解明されていない地域史研究上の課題と関わっているように思われる。また郡中惣の成立は最近の研究では時期的にかなり限定されざるをえないようだが、その前段階ともいべき連合形態、たとえば複数の同名中による地域的な連合形態が同名中の枠を越えた築城需要を生み出したかもしれないということも予想しておかねばなるまい。それに加えて、甲賀の世界を取り巻く歴史的環境、守護六角氏との関係をはじめ、京都の幕府権力・細川政権・伊賀や大和を介して迫る北畠氏・三好氏などの複雑な影響を考慮すれば、築城の背景には同名中レベルの問題をはるかに越えた複雑な事情があったに違いない。

本稿では最近の調査・研究の成果の中から、築城事情にかかわって注目すべき事例に触れながら、前述の課題を考えてみたい。

第2節 同名中の城の分布

濃密に分布する城館を同名中の個々の家と対応させる通説的な考えに対して最も否定的な意見を提示したのは中井均氏である。^④氏は旧甲賀町域の和田の谷筋に濃密に分布する城館群を例にして、家々の居住地との対応関係の希薄さと谷筋防衛の軍事的意味の濃さから、曲輪が上下に発達する山城一般に対して、曲輪が尾根ごとに横に発達したケースではないか、つまり和田の10前後の城館は全体で一つの城と評価したほうがよいという理解を示した。私は複数の城の群と見るか単一の城と見るかは城郭論における別次元の議論を呼ぶので保留した方がよいと思うが、甲賀の城の見方を本家分家関係から解き放ったという点で画期的な提言だと思う。

この提言は、諸城館をそれぞれ単品として、私的な家の城、自分持ちの城、個別の城と見るのではなく、一定のグループの中で特定の機能を分担する城、全体の中に位置づけられた城と見るということである。個別の城でなく全体の城と見る考え方自体は、武士団がヒエラルヒッシュに統率された強大な領主権力・大名の場合には、本城・支城関係としてつとに知られた、いわば常識である。しかし同名中を組み替えて惣領家が庶子家を家臣団に編成した形跡が乏しい甲賀武士団の場合は、惣領家の居城を本城、庶子家の居城を支城とよぶケースはあっても、大名権力下の本支城体制とは同日には論じられない。

およそ支城には二種類あって、もともとその地の領主が自分持ちの城として経営してきた城を、大名に服属した証として支城に格付けしてもらおうが、元の領主がそのまま城主として居続けるいわば本領支城と、元の城主を追放するか新規に築くかした城に必要な兵員を派遣して守備させる在番支城との、二通りがある。前者の場合は、城の維持管理は城主の存在と即時的な関係、つまり彼が生きることと裏腹の関係になっているので、大名の側は原則として維持管理費用を負担しなくてすむ。しかし後者の場合はもろに経費がかかってくる。ひとかどの武將に城主の役をかわせて入城させる場合も同様である。

顕著な例として伊勢の大名(国司家)北畠氏が一門の木造氏を追放した跡の木造城に大和出身の武將の沢氏を城主として入城させた際の一連の関連文書がある。文龜3年(1503)十月、沢伊予守は北畠具方に「城領条々」^⑤を提出して、城付きの知行地である城領に事細かな注文をつけたほか、加勢の人数、兵糧、要害人足・諸職人、大和伊勢間通行の過書などなど、数多くの要求を出し、具方はそれに一々合点の印を付け、「何も存知申候」と証判した。城を維持するためにどれだけの物品・経費・人手を要するかが具体的にわかる。沢氏は城主就任を承諾する代償にそれらの負担を大名側に要求したのである。大名がかくも弱腰であったについては、追放した木造氏が京都との関係で厄介な存在だったとか、まとめるためには大和出自の別格の家臣である沢氏に頼るしかなかったという特殊事情が考えられるが、戦国大名として未熟な段階では支城を抱えるのは大変だったという一般的な事情をうかがわせるエピソードである。

戦国大名として成功したケースは、城を預かる武將にその経費まで役として負担させることができた場合である。役をかわせるからにはそれに見合った知行を与えねばならず、そのためには知行制度の整備と知行源の獲得競争に勝ち抜くという厳しい試練をくぐらねばならない。

中井氏が和田の谷筋の諸城で想定した個々の自立性のなさ、すなわち全体の中の一郭として配置されているという性格は、同名中のメンバーの家の城とは思えないという観察から発したものだけに、支城に引きなおしてみると、本領支城ではなく在番支城のケースに相当する。自分持ち

でないこれらの諸城を同名中で維持管理するということはどういうことを意味するのか。惣領家がずば抜けた財力を有して経費を負担したのか。それとも城を預けた同名中メンバーに役として負担させた代わりに知行を給付した、すなわち知行を介する主従制・家臣団編成が進んでいたのか。惣領家が抜きん出た地位を築きつつあったことは疑いなく、後に触れる信楽の多羅尾氏のように小川城に象徴される戦国領主の道を歩み出したと思われるケースもある。しかし築城に要した莫大な労力の問題をあわせ考えると、惣領家の権力・財力よりも、同名中の共同性・全体性で説明した方が理解しやすい。

同名中の構造をめぐってはこれまで多数の研究が積み重ねられてきたが、地域社会における権力単位として惣領家の権力と同名中の権力のいずれを重視するかが最も重要な論点になってきた。たとえば柏木郷の山中同名中の場合、領主としての領域支配権を握るのは山中家なのか同名中なのか。その点でいまだに解釈が混乱していて残念に思う史料が永禄9年(1566)の「伴・山中・美濃部三方起請文案」^⑤である。その第2条の「三方領中」は「三方」それぞれの領の中の意味であって、「三方領」の中の意味ではない。「三方領中において、盗人の輩、手前に至り討留むべき事」という条文は、たとえば伴領で窃盗を働いた犯人が山中領に逃げ込んだら山中方、すなわち山中同名中の職権で成敗する、ということである。ところが宮島敬一氏^④が「この三方領中とは、特定領主の一円支配領域を示すものではなく、三方＝三同名中の勢力範囲を示す」「三方各々領中ではなく三方領中である」とされて以後、この解釈がかなりの研究者に継承されて、この決定的な史料が有効に使われずにきたため、甲賀地域における領主権の基礎単位が同名中であるという理解が劣勢に立たされている。史料解釈の要は文脈・流れの中で用語を捉えるところにあり、この史料では「三方」を「三方領中に」・「三方一味に」・「三方同然に」という一連の用法を踏まえて解釈すべきである。

「領」の概念が同名中の次元で用いられているという事実を、多くの研究者が論証している惣領家の庶子家に対する立場の弱さなどと合わせ考えるならば、同名中の世界に領主権の存在を認めるとしてもそれは惣領家でなく同名中の組織に、同名中惣・奉行中惣の体現する場に認めるのが順当だろう。こういう説明だけで長い論争を切り上げる意図はさらさらでないが、本稿ではとりあえず次に進みたい。ただここで付け加えておきたいことは、領域支配権の展開の過程における同名中の決定的な位置を重視しなければ、三方中のような複数の同名中が組み合った組織は領主連合一般と、さらに広域に連合した郡中惣や隣国伊賀の惣国一揆は国人一揆一般と区別が付かなくなるということである。国人一揆との共通点はあっても、「伊賀惣国一揆掟」^⑥に記す「上八五十、下八拾七をかきり、在陣あるへく候」という住民の総動員体制と、甲賀との合力を「野寄合」で決する惣国合議のルールはどの部分の相違から生まれてきたのか。分岐点は同名中に求めざるをえない。

同名中の世界の総動員体制を具体的に伝える「大原同名中与掟条々」^⑥の第6条に「手はしの城江番等入事在之者、各致談合、人数をさし入可申候」と見える「手はしの城」は、最近城郭研究者の間で注目を集めている。同名中の構成員は日常的に「我人」「惣中無音に寄らず」^⑦という相互主義・対等主義に従って行動し、係争事案は両年行事の率いる奉行中が「評判」(評議)して執行し、同名中として談合する際は「多分二付而同心」申すべしという多数決主義に依って運営された。在番支城として同名中の支配下にあった「手はしの城」の軍備・軍略も同じ原則の「談合」によって遂行されたのである。^⑧

「手はしの城」の「手」とは作戦ないしその範囲をさすと思われるので、大原同名中の支配する領の端を防御する城、すなわち境目の城と見るのが自然だろうが、実際は複雑に入り組んだ領において採られた作戦上の端となると地図を睨んだだけで分かるようなものではあるまい。中井氏が問題にした和田の谷の場合にしても、谷の口と奥というように単純には比定できない。前述したような同名中の基本性格からすれば、和田領の城館の多くは通説のような家毎の個別の城であった可能性が高いと思われるが、中井氏が警告したように「手はしの城」がその中に混じっている可能性が高い。両者を縄張りから識別できないこと、それほどに同名中的な伝統に規制されていたことが、甲賀（伊賀も含め）の地域に刻印された特徴だったのである。

第3節 同名中をこえた城

以上は同名中の城の中で、本来的な家々の個別の城と、新たに築かれ出した全体の城を、ともに同名中の構造に関わらせて対比的に考察したものである。ところが最近、同名中の枠の中にも収まりきらない城の存在が注目されるようになった。現在進行中の甲賀市史第7巻「甲賀の城」の調査事業の中でも重要な成果が得られつつある。

旧水口町巖峨地区の西の丘陵、滋賀ゴルフ倶楽部の中に取り残された尾根の一角に巖峨西城がある。ゴルフ場建設時に調査・保存を指導した丸山龍平氏の実測図によって研究者間に知られた。⁹ 甲賀のどの地区にもある、判で押したような四方土塁・周壕の城である。微細に見れば、虎口前の土橋の脇に空堀が食い込んで食い違いになり、片方の土塁先端が張り出して横矢掛けを意識している。このあたりは戦国末期、後述するような歴史環境をふまえれば、元亀・天正の兵乱時あたりの手になるとと思われる。

私がこの城を訪れて驚いたのは、城の立地である。麓の巖峨の里を見通す絶好の張り出し尾根のピークにありながらその麓に背を向け、虎口は逆方向の主尾根に向かって開口している。正面は渡り廊下状のスロープを約100m隔てて主尾根に連絡している。虎口の食い違いはこの連絡ルートとうまくかみ合っていたのである。なぜかくもこの尾根を意識して築かれたのか。

調査事業の中で話題になったもう一つの事例を紹介しておこう。内貴地区の東部、みなくち子どもの森の裏の尾根道をたどると、北に野洲川（横田川）を見下ろす高台に北内貴城がある。やはり典型的な四方土塁の正方形の主郭に続いて、不完全に土塁をまわした長方形の副郭が全体で品の字になる形で接続している。尾根道は土橋→主郭内→土橋→片側の（野洲川を見下ろす側の）副郭→土橋の順にたどれる。道を通す側の副郭から野洲川に向かって道が下り、途中に10段ほどの小郭が連なる。

こちらは尾根を意識するどころか、尾根道をしっかり取り込んでいる。尾根だけでなく野洲川とその渡河点を押さえる勢いである。戦略的に大変な要衝に位置していたのである。現在この城は内貴地区に属するので北内貴城と命名されてはいるが、内貴氏が築くには村から離れすぎているし、機能的にも出すぎた行為である。

北内貴城を見た目で巖峨西城を振り返ってみよう。この城が目的とした尾根は西北野洲川畔から東南隠岐集落まで約3.5km続き、旧版の地形図ではこの背に里道が走っていた。巖峨領を越えて隠岐領まで関わった立地であったことがわかる。隠岐は佐治荘として東隣の小佐治以下と密接な関係のある土地なので、尾根を利用した連絡ルートは小佐治に及んでこの地の有力者佐治氏も関わってくる可能性がある。問題の尾根の北端は北内貴城が目的とした尾根続きと稗谷川の地峡

部を挟んで呼応しあっている。両者を結ぶと内貴・巖峨・隠岐・佐治の諸領が連絡しあって野洲川に臨むラインが浮かび上がってくる。

このラインに関わる諸家の名は伝承の世界で荘内三家・北山九家などの地域グループに属したとされるが、呼称は柏木三家（三方）のように史料的裏付けのあるものではない。しかし柏木三方に類した連合体が各地区の共通利害に基づいて組織されていた可能性は十分にある。その一つのケースがここに片鱗を見せたのではあるまいか。野洲川南岸ラインを結ぶ形の共通利害となるとかなり軍事に特化したものにならざるをえない。そこから予想される厳しい軍事的緊張状態がピークに達したのは、織田信長の上京＝近江の六角氏支配秩序の瓦解＝大和の松永氏支配の再建と筒井氏の東方後退という畿内政情の激変を見た永禄11年(1568)9月以後である。そこに至るまでも三好政権が分裂して大和における三好三人衆方の筒井氏と松永氏の抗争が伊賀を経て甲賀に及び緊張を強いられただろう。伊賀の惣国一揆掟に見える「三好方へ奉公に出るな」とか「大和大将分（筒井方）の牢人を許容するな」といった表現はこの対立構図を前提にしている。そういう背景のもとで諸種の地域連合がある時一挙に郡中惣の成立に転回した。だから問題のラインに関わる築城は郡中惣の申し合わせ（公権力化の程度によっては政策）に基づいて行われた可能性もある。

郡中惣の政策としてか、そこに至る諸同名中間の地域連合の談合に依ってか、今は決めがたいが、いずれにしても個別の同名中を越えたレベルで城が築かれ機能したことを両城の特徴は物語っている。直接的には最寄りの同名中が築城と維持管理を担当しただろうが、他の同名中も加勢してそれまで以上に短時日に仕上げただろう。同名中のレベルを超えると「手はしの城」の「手」のレベルも変わったのである。然るに、何度もいうが、縄張りの基本特徴は変わらない。甲賀社会の基本構造は郡中惣を生み出しても変わらない。

以上は同名中あるいは同名中間の関係、いずれにしても甲賀衆の利害の枠内で説明できる築城である。ところがその枠もこえるレベルの築城の可能性が指摘されるに至った。本報告書関係の諸城の調査を主宰した長峰透氏は、杉谷・新治（新宮・倉治）地区の主な城に見られる顕著な特徴を、観音寺城落城後の六角氏が甲賀や伊賀を頼って出沒する作戦との関連で評価する立場から発言してきた。^⑩ 当地周辺に勢力を有した望月氏関連文書や伊賀の友田に写本として残る六角氏発給文書群をもとに、六角義治と承禎が望月氏を頼って当地に滞在したこと、さらにその支援によって伊賀まで赴いて、いわば二段階の拠点作りを試みたようであり、その時の築城ないし改修の一部がこの地に遺構として残されたのではないかという説である。杉谷の望月城・望月支城、新治の村雨城・寺前城と新宮城・新宮支城の6城は2城ずつペアになっており、各ペアには主副の差が認められるという分布面での特徴と、次節で述べるような縄張り面での特徴が見られる。加えて当時の甲賀・伊賀周辺の交通路を考えると、私も長峰説は支持できると思うに至った。

六角氏が望月氏を頼って伊賀に退いたことを示す基本史料は『大日本史料』が「木村政延氏所蔵文書」として引用している年欠9月17日「望月吉棟宛義治書状」である。^⑪ 本文は「今度宿之儀頼入候処、別而入魂難忘候、仍郡内之儀、織田可有行之由候而、物忽之間、至干伊賀打越候、雖勿論之儀候、出張之刻、必當屋敷江可入城候間、不相易馳走可為喜悅候、猶高野瀬備前守・柏修理亮可申候、恐々謹言」、すなわち、今度宿泊の件を頼み込んだところ、格別入魂にお世話下さったことは忘れがたく有難かった。ところで甲賀郡内の状況は今にも織田勢が進軍してくるのではないかという噂が立ち、危険になってきたので、伊賀まで退避した次第である。勿論のこと

だが、近く出陣する時は、必ず貴殿の屋敷へ入城させていただくので、相変わらず力を貸して下さい。なお高野瀬備前守と柏修理亮から詳しく説明させるからよろしく、という文面である。謝礼と依頼に加えて感状を兼ねた書状である。望月屋敷(城)を出発する時にあわてて書いたのではなく、伊賀に到着してから発給したと理解した方が自然である。

この史料は『大日本史料』の永禄11年9月12日条に採録されている。すなわち観音寺城落城の記事である。12日に箕作城落城、翌13日に観音寺城を攻められ六角父子は城を捨てて逃亡した。網文には「六角承禎父子、観音寺城ヲ棄テ、尋デ、伊賀ニ奔ル、」とある。観音寺城落城直後の一連の行動として伊賀入りを位置づけている。この解釈の根拠となったのが問題の9月17日の書状なのである。この9月17日ははたして永禄11年なのか。^⑧ 同条に採録されている他の記録では逃げた場所は三雲・石部・鯉江とされる。いずれも蓋然性はあるが、伊賀は無理ではなからうか。13日から17日までの4日間で近江の懇意地を通り過ぎて伊賀までたどり着くとは。敗軍の将を受け入れる話は旅程だけでは済まないはずだ。

問題の文面をふりかえってみよう。六角義治がいったん望月城に入って宿泊したことは、「當屋敷」と呼んでいることから間違いない。この場所で織田方の動静を検討し、危険だと判断して出発し、伊賀に落ちてから状を認めた。その日付が17日。手回しよく伊賀の宿の手配が出来ていたとしても、観音寺落城から4日目は日程的にきつすぎる。それよりも重要なのは文面から読み取れる状況である。近江の某所から難を避けて甲賀の望月氏のもとに来て滞在、甲賀も危なくなれば、望月氏の仲介で予め定めていた伊賀の某所に引っ込む、そこで機会を窺って出発、望月城に再入城して軍勢を整えて近江の中原へ出馬、これが出張(出陣)である。「不相易」の表現がなくとも、こういう没落と出張がすでに何度か繰り返された後の話とすれば文面は自然に受け取れる。

落城直後でさえなければ望月氏らの奔走によって伊賀の何処が引き受けるのかといった話もまとまる。数年経てば伊賀の拠点作りもかなり進むだろう。伊賀における支援体制をうかがわせる史料が北伊賀の友田に伝わっていた。^⑨ 年欠10月2日付の「伊賀 河合山内」宛六角承禎書状写に、「今度石部館に籠城した際、入城して粉骨したのは神妙であったので、以前に宛行つた知行に加増して目録を以て扶持する」とあり、この目録に相当する同人宛「知行分目録」が天正元年(1573)10月2日の日付で伝わっている。だから河合山内氏が六角勢に加わって甲賀の石部城で戦ったのも天正元年とわかる。河合山内氏と同族と思われる友田山内氏に宛てた年欠9月21日付の承禎書状には「今度音羽に至り相越し候の処、路次送りならびに種々機遣い共懇意の段相忘るべからず云々」とあり、承禎が戦いに敗れて伊賀の音羽まで落ちのびてきたのを、友田山内氏が路次送り、つまり供奉・警護して来たというのである。この敗戦は河合山内氏が参戦した天正元年の石部合戦の可能性が高い。^⑩ 二つの書状の11日間の隔たりは問題にならない。この頃になると音羽に六角方の拠点が設けられていたことがわかる。問題の望月吉棟宛書状もこの頃の可能性がある。

長々と望月宛書状を詮索してきたのは、望月氏が六角氏を迎える体制が整うのはいつ頃かという見当をつけたかったからである。通説のように書状の年代を永禄11年とするのと天正元年近くまで下ろすのでは、わずか4・5年の差とはいえ、元龜天正の兵乱という疾風怒濤期における城郭史の急展開をふまえれば、城の評価に大きな影響を及ぼす。とくに甲賀の場合は天正元年の石部城の戦いを最後に、六角氏を擁立しての戦いは終わり、急速に信長政権下に吸収されていくので、城の歴史は織豊系城郭の展開へとテーマも変わることになる。地域的伝統に即した築城の

舞台は伊賀に集約されることとなる。

さて、観音寺城を脱出した六角父子が落ち延びた先は石部か三雲だろう。とくに三雲氏は六角氏の重臣として甲賀武士の中では別格だったから、確率は高い。また三雲の裏山（比高180m）に三雲城がある。この城は信楽の小川城とともに甲賀にはあるまじき（高さ及び四方土塁タイプでないという点で）山城で、主郭の虎口を大規模な石垣で整えた風格は六角氏を迎えるために用意したとしか考えられない。この城から尾根伝いに、湖東平野と信楽盆地をつなぐ峠に出ることができる。この峠を南から見通せる山城が小川城である。紫香楽宮とその背後を守る金勝山と飯道山の聖地が形作る景観は古代以来大和から近江へ抜ける街道のアクセントになってきた。六角氏もこのコースを意識して反信長戦線の構図を描いたことだろう。ちなみにこの道を国境の朝宮までたどると畝状空堀群を伴うことで甲賀にはあるまじき山城・朝宮城がある。⁵⁶ 私はこの城の縄張りの他の特徴も勘案して、これは松永氏が関係して成ったとみている。ここからはほぼ一直線に恭仁京を経て南都に至る和東道である。その喉元を押さえるのが松永久秀の鹿背山城である。反信長戦線の両策略家がこのルートで繋っていた。その途中を支援したのが多羅尾氏であろう。小川城から朝宮城を見通せるのは偶然ではあるまい。後述する望月ルート⁵⁷の結節点の聖地岩尾山も小川城から見通せる。このように見通しのよい山城は全国的にも比類がない。城郭立地からも多羅尾氏は同名中の世界から抜け出ていたといわざるをえない。

元龜2年(1571)8月の大和辰市の合戦で松永久秀が筒井順慶に敗れた時点で和東信楽ルートへの松永方の影響力は失われたとみてよい。時期的にどのように前後するかは定かではないが、三雲周辺が安全地帯ではなくなってくると、一步奥地の甲賀武士を頼んで拠点作りを意図する。そのとき中心になって奔走したのが望月氏であったのではなかろうか。守護大名佐々木六角氏と甲賀武士団の伝統的な関係から、観音寺落城直後に諸家が同名中ぐるみで動き出したであろうが(伊賀の一部も相応に連動したはず)、落ち武者をかくまうのとは次元の異なる反抗作戦の基地作りの構想・実施となると、郡内の意見調整にも手間がかかり、まずは下郡⁵⁸で三雲中心に、次いで奥の上郡で、と試行錯誤したある段階で望月中心の作戦と城郭ネットの構築になっていったのであろう。直接上様を迎える場作りだけでなく、前述した野洲川南岸ラインに片鱗を見せたような地域防衛事業も平行させねばならないので、城造りには長けた甲賀衆にとっても空前の築城ラッシュだったにちがいない。

望月氏の勢力圏の杉谷地区は、安全な山間を岩尾山（息障寺）の麓の峠を越えて伊賀国の槇山に至る岩尾越の起点に位置する。槇山から南下して友田・河合一族の勢力圏へ、そこからさらに西へ入れば、隠れ国伊賀の中でも極め付きの隠れ里・音羽である。音羽城は三雲城に似た石垣造りの虎口を誇る山城だが、この虎口以外は未完成という思わせぶりの城である。槇山から西へ折れると平坦な地峡をつないで多羅尾氏の膝元に出る。甲賀衆を頼る六角氏にとって最も頼りがいがあるのが望月氏だったといえる。

第4節 望月氏関連の城館の縄張り

【遺構位置については望月城・望月支城は第4図、寺前城・村雨城は第13図、新宮城・新宮支城は第19図を参照】

前述したように主副ペアになるのが特徴の諸城のうち、基準になるのが杉谷の望月城と望月支城のペアである。遺構の詳細は長峰氏担当の本文に譲るが、土塁の高さ、周囲の防御の仕掛け、

虎口の工夫などで、望月城の方が望月支城を上回っている。これは年代の新しさを物語っているとみてよい。その年代が築城なのか改修なのかは発掘を待たなければ結論は下せない。しかし土塁の外周の空堀D・Fは通例の周壕とは形状がかなり異なる。Dの西北隅の部分が異常に張り出しているのはGとかみ合って武者隠しの機能を与えられているからである。少し南へ進むと通常の深い空堀になるが、西南隅から東へ向かうFの範囲は再び狭い武者隠し状（これだけ長い武者隠しは近代用語を借りて塹壕と呼ぶ）になって、東南隅でカーブしてBを見下ろす部分は典型的な武者隠しである。通常の周壕は遮断機能優先だから深ければ深いほどよい。ところがこの城の場合はことさら狭く浅く仕上げられている。外堤が崩れたり後からこういう形に改修したのでないことは全体の地形の寸法を計算すればわかる。だからこの城は新規の築城だったことがわかる。街道の分岐点を押さえる要衝の地だからもともと物見のような施設はあっただろうが、大規模な築城によって消し飛ばされたにちがいない。

ところが以上の説明だけでは納得できない箇所がある。空堀Dの南半分は通常のように、いやそれ以上に深く急峻に掘りあげられているのではないか。これはこの部分が裏山からの尾根続きだからである。通常の尾根続き遮断の場合はこれだけでいいが、この城の場合は前述したように堀底は武者隠し（塹壕）の続きだから外壁の上から覗かれては困る。そこでその奥を掘り切った。そういうわけで掘り残した3の部分が壮大な土塁となり、これがまた防御施設（櫓台機能）となって裏側の防御力を押し上げたわけである。

この城には本文で述べられているように、他にも様々な防御の工夫があり仕上げも立派で、甲賀ではトップクラスである。かつてない軍事的緊張下で急いで、しかも念入りに築城したことが窺える。南隣の望月支城の方が方形館としては風格があるので、こちらが本来の望月屋敷だった可能性がある。六角の上様を迎えるにあたって、立派な御殿よりも安全と秘密の方が優先されるので、要塞然とした強力な構えの望月城が新築されたのだろう。六角義治にとって新城・旧城の区別はずかり知らないことなので、ただ「當屋敷」とだけ記したのである。密接に呼応し合う位置にあればお世話する上でも便利だし、いざ合戦になった場合は望月家の面々も新城の方に移って（時間的余裕があれば上様ご一行は他の城に移して）戦うことができる。両城連絡しあって同時に戦うと（別城一郭の構え）、長所と短所を補い合って相乗効果を生むことが期待され、伊賀・甲賀で群集タイプが多いのもそういう経験則に基づくと思われる。しかし戦法が進歩した戦国末期では、ただ並べるだけでなく連絡の仕方にも工夫が求められる。望月両城の場合には工夫がみられない。

別城一郭云々よりも、六角氏を迎えるのに伴って異種の軍勢が混じるので持ち場を分ける必要が生じる。他の大名・国人の大規模な山城なら曲輪によって区別すればよいが、伊賀・甲賀型の城は基本的に単郭構成の城である。たとえばこの望月城の場合、Iに対してII・IIIの曲輪があるが、予備的に付随しているだけである。周辺の同類の城館にこのような段築が多数付属する例は多いが、殆どは麓に展開する同名中関係者の屋敷が高い位置に上ってきただけで、とくに防御されてなく、どこまでが城なのか常に議論になる。望月城のII・IIIも最下の斜面が急峻で切岸として効いているから城内と判断できるのであって、裾部の破壊がもっと進んでいたら判断は難しかっただろう。こういう次第で、甲賀の場合、異種軍団がうまく協力するための場の設定は、城自体を別に設けて、両者を連絡しやすいように互いに寄せるという仕方に落ち着いたのである。甲賀衆以外の軍勢が戦闘に加わってくるという経験は上郡では初めての経験である。ペアタイプが望

月城周辺で目立つのも偶然ではなかったと思われる。

六角氏を迎える体制作りとしては、直接上様を住まわせる望月城だけでなく、周辺を防衛する城郭網の整備が必要になる。竹中城の土塁の強化のように既存の城の改修も行われたが、それだけでは十分ではないので、新規の築城も試みられた。そのうちのたしかな事例が新宮(新治)地区の二つのペアの4城であったとみてよい。

柚川沿岸の盆地の西奥に位置する望月城を守る最適の場所に4城が位置する。杉谷地区の東をカバーするように南北に走る丘陵の西側、杉谷を見通す位置に寺前城と村雨城が、同じ丘陵の東側、柚川沿いの中心的な村々を見通す位置に新宮城と新宮支城が位置する。前者の場合、地形の上から、村雨城を主城にしてその前備えが寺前城になる。

村雨城は本文で指摘されたように、地形を持て余して未完成に終わっている。なぜそんな無理を犯したかという、望月城に関連して述べた主郭の下に続く諸段について、全体が有機的な構造の縄張りになるようにメリハリを付けようと、最新の情報として得た織豊系城郭の得意技、嘴状に張り出した土塁挟みの虎口(最近学界では外柵形概念を使用)を先端に設けようと試みて失敗したからである。同じ試みは時代が下って土山城などでもっときれいな形で成功していく。もう一つの試みは、やはり望月城について指摘した、二つの城をただ並べるだけでなく、うまく連絡させるという課題である。北の寺前城との間の丘の背に曲輪Ⅳを設けて、空堀を介して南北を一体化するという試みである。単純に考えると、空堀が間に入れば遮断されて連絡できないじゃないかという疑問が出されよう。しかし中世の山城は全般に空堀で遮断し合いながら全体が一つの有機的な構成を保つように工夫されてきたはずである。連郭式山城が中世城郭の主流になったのがその傍証になる。具体的にどうやって深い堀切を越えたのかわからない場合が多いが、進んだ城では木橋を架けた跡が調査された例がある。たいていの城では橋を架けずに、城兵だけに出るような仕方で越えていたとしか思えない。遮断と連絡という相矛盾する側面を折り合いつけて両立させられたのは、土の城のお陰だと言うしかない。とにかく問題の両城に見られた空堀を介して一体化させるという手法は、同じ風土の伊賀で大規模に試みられるようになる。ちなみに伊賀は甲賀より遅れて天正7、9年のいわゆる天正伊賀の乱で築城のピークを迎える。

丘陵の東側の両城のうち、新宮支城は比類のない大規模な土木事業に挑みながらあと一步というところで未完成に終わったことが本文で指摘されているが、それゆえに問題の疾風怒濤期に手がけられたことも確かになった貴重な遺跡である。完成したのは北の新宮城である。村雨城で指摘した下段の曲輪との一体化の試みは、Ⅱ郭の先端の柵形状虎口に認められる。一体化されたのはⅠ・Ⅱ郭だけで、残りの数郭は地形に従って段築されている。東端のⅤ郭の切岸はよく効いて平地に対して城内のけじめを付けているが、北脇の小谷に面するⅥ・Ⅶ郭の切岸は弱い。

近接する二つの城をペアにして使う試みは、今回の望月氏関連のものだけでなく、大原同名中連合に関わる櫛野の滝川氏城・滝川西城にも見られる。広い外延部を城内に特定する試みのうち、最も新しい形式を採用した例は油日山崎の上野城に見られる。上野城では長大な土塁ラインで未整形の平坦地を囲みこんでいる。^⑩ 総構えの発想を伝え聞いて早速取り入れたようだが、まだうまくこなれていない様子である。このように甲賀上郡の中心部では新しい工夫を凝らした築城が急速に広がった模様である。織田軍団と遭遇しての危機感の現れである。そのいわば目玉になったのが杉谷・新治地区の城館群であった。

第5節 おわりに

甲賀の地域社会の構造的特質に根ざした甲賀独自の城造りは単郭方形四方土塁の館城に象徴される。同名中を構成する土豪層がそれぞれの屋敷を発展させた館城の競合の過程で、基本的な縄張りが伝統として固定される。それは文化的な景観となったといってもよい。戦国期の社会発展と軍事的な外圧は地域の政治構造の変化とそれ相応の軍事的対応を求めた。それは顕著に城造りに反映したはずだが、文化の一環に組み込まれてしまっていた古典的縄張りが付いて廻ったために、遺跡を観察する我々の目には識別することは困難になっていた。同じ形式の城館と見えても、伝統的な個別の城と新しい状況に対応した全体の城の別があるということに学界が気づいたのはつい最近のことである。今後は急速に識別が進むだろう。しかし識別できてもその基礎に甲賀の歴史的伝統という共通項のあることを忘れないという注意も同時に必要である。

註

- ① 中井均「戦国社会と土豪居館」（中井均・仁木宏編『京都乙訓・西岡の戦国時代と物集女城』文理閣 2005）
中井均「村の城を探る」（『城郭フォーラム 甲賀・伊賀の城 講演録』甲南町教育委員会、2004）他
- ② 稲本紀昭編「沢氏古文書」（『京都女子大学研究叢刊』43）29号
- ③ 「山中文書」235、本報告書史料編
- ④ 宮島敬一「戦国期における在地法秩序の考察—甲賀郡中惣を素材として—」（『史学雑誌』87-1、1978）宮島説は三方の領を領主の領と次元の異なる領域とみてどのレベルにおいても領主的存在を認めない。結果的に私の主張に近くなるので、以下の論述での批判対象ではない。
- ⑤ 「山中文書」386、本報告書史料編
- ⑥ 「大原勝井家文書」、本報告書史料編
- ⑦ 「懇」の文字の崩しは「悪」のそれに酷似するので、この掟を最初に紹介した石田善人氏以来「悪中無音」と読まれてきた。これでは意味が通じない。親しい者も疎遠な者も分け隔てなく、という意味に解してこそ同名中の掟にふさわしい。ちなみにこの「懇中無音」という慣用句は戦国期の掟・起請文の類にしばしば見られる。
- ⑧ 政権論にたとえるなら共和制になるが、侍身分に限定されるので貴族共和制、しかも一般住民には市民権が与えられないので、凡下・百姓にとっては恐ろしく息苦しい世界だったかもしれない。しかし百姓はしたたかに百姓中を組織して同名中と対抗した。野洲川を下るとこの関係は逆転していた。
- ⑨ 丸山龍平「水口町巖峨所在の巖峨山城跡考」（『近江の城』27、1987）
- ⑩ 前掲『城郭フォーラム 甲賀・伊賀の城』現地見学会資料他
- ⑪ 『大日本史料』第10編—1
- ⑫ 石田善人氏は『万川集海』解説で同文書を引用して「観音寺城を棄てて甲賀郡に出奔して土豪望月氏を頼り、やがて伊賀に脱出する。」と記し、この文書が永禄11年だとは明記することは避けながらも、同じ逃避行での出来事と理解している。
- ⑬ 『三国地志』巻3伊賀国舊案。『阿山町の古文書資料』第2集（阿山町教育委員会）に写真が掲載されているので読み違いを訂正した。
- ⑭ 『三国地志』の編者も天正元年と断じている。
- ⑮ 朝宮城の畝状空堀群は高橋成計氏によって発見された。詳細は『甲賀市史』7で紹介される予定である。
- ⑯ 信楽を除く野洲川流域の甲賀郡は現甲賀市域の上郡と現湖南市域の下郡に区別する土地感が地誌類から窺える。
- ⑰ 残念ながらこの土塁ラインは県道建設によって失われた。

《引用・参考文献》

- 村田 修三「戦国時代の小領主—近江国甲賀郡山中氏について—」(『日本史研究134』1973)
- 久留島典子「中世後期在地領主の一動向—甲賀郡山中氏について—」(『歴史学研究10』1981)
- 石田 善人「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」(『史想21』1962)
- 石田 善人「甲賀武士団と甲賀忍術」(『万川集海』解説 誠秀堂1975)
- 宮島 敬一「戦国社会の形成と展開—浅井・六角氏と地域社会—」(吉川弘文館 1996)
- 高木 昭作「甲賀郡山中氏と郡中惣—小領主の性格規定のために—」(『歴史学研究325』1967)
- 千田 嘉博「村の城をめぐる5つのモデル」(『年報中世史研究16』1991)
- 木戸 雅寿「甲賀の城のネットワーク」『紀要第19』(財団法人滋賀県文化財保護協会 2006)
- 中井 均・福井 健二「村の城を探る」
(『城郭フォーラム 甲賀・伊賀の城 講演録』甲南町教育委員会、2004)
- 「近江輿地志略」寒川辰清 弘文堂書店 1976
- 「近江蒲生郡志」蒲生郡役所編 1973
- 「甲賀郡志」甲賀郡教育会 1971
- 「水口町志」水口町志編纂委員会1960
- 「甲南町史」甲南町史編纂委員会 1966
- 「望月町誌」望月町誌編纂委員会 1994
- 「三重の中世城館」三重県教育委員会 1976
- 「菊永氏城跡発掘調査報告書」阿山町遺跡調査会 1987
- 「滋賀県中世城郭分布調査報告書」2 (甲賀の城) 滋賀県教育委員会 1984
- 「滋賀県中世城郭分布調査報告書」3 (旧野洲・栗太の城) 滋賀県教育委員会 1985
- 「県道柑子塩野線緊急地方道路整備事業に伴う発掘調査報告書 竜法師城・池ノ尻遺跡」
滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会 2006
- 「植城遺跡発掘調査報告書」滋賀県教育委員会 2006
- 「小川城発掘調査報告書(Ⅰ)」信楽町教育委員会 1978
- 「小川城発掘調査報告書(Ⅱ)」信楽町教育委員会 1979
- 「補陀楽寺城遺跡」甲賀町教育委員会 1996
- 「上野城跡発掘調査報告書」甲賀町教育委員会 1989
- 「甲南町内遺跡詳細分布調査報告書」甲南町教育委員会 1998
- 「甲賀市内遺跡発掘報告書」甲賀市教育委員会 2005

は山内重就は竹内上総守重就と改めて頼田郷に竹内城を築いて分家したと記されている。

戦国期には河合村の表家と友田村の裏家とに分流し、「河合一族之覚」によれば、田矢城のある河合田矢氏とは同族関係であり、山内氏の同族は北伊賀地域に広く展開していることも注視される。

六角氏は山内氏に対し、恩給を与えるとともに、山内氏を軸に伊賀衆を糾合して、勢力回復をはかろうとしていたことが窺えよう。

また『六』の文書を補完する史料として次の史料を掲げておこう。
石部城の戦いで敗走した六角氏は、信楽經由で伊賀に逃走したことを窺う史料である。

『七』「古今消息集」（『甲賀郡志』所収）

先年江州石部館江令出張、対信長及確執越前朝倉江北浅井没落ノ後、佐久間父子（信盛・盛政）師大軍攻石部館、拔菩提寺城、於石部堅固相拘畢、其方儀抽軍忠擊取林寺熊之助首、其時与畢于他感状、從九月朔日達翌年四月十三日、籠城寄手柵十一ヶ所之付城、長俊等破柵忍出討敵度也。退城之時供奉而、于信楽、敵雖躡之、追払無事故而着信楽、右之趣至干今失念、今我齡及八十一、残命不可久、且臥床、然而成当来後世之契約故改書之、加判形筆跡者其甚、高定認之条、不能細候、恐々謹言

極月廿四日 承禎（花押）

山中山城守殿 参

『七』「山中文書」（『甲賀郡志』・『大日本史料』所収）

書中二三色見来候令祝着候、毎々懇切不浅候、仍甲賀郡内之者共之禮得其意候、石部表之執出之儀二付各精入候様、弥無由断候而可為落居候條、堅可申付候、猶期来問候謹言

（天正二年九）三月五日 信長（花押）

佐久間甚九郎殿

『七』「信長公記」（天正二年四月十三日条）

雨夜の紛に、佐々木承禎、甲賀口石部の城退散、則佐久間右衛門人数被入置候也

『七』「山中文書」（『近江蒲生郡志』所収）

先度対石部被申贈儀付、唯今存分実頼仁申開候間右分別馳走可為肝要候、度々懇志至祝着候、弥才寛可喜入候、右之旨美濃部かたへも可被申遣候、口多仁候へは外聞如何候條

能々可被申伝事專一候、恐々謹言

七月廿一日 承禎（花押）

山中大和守殿

六、結びにかえて

史料に見るように、通史は守護大名六角氏権力の末期的様相を示し、その中で甲賀・伊賀地域は最終末の歴史的舞台となった。甲賀郡中惣は伊賀地方の伊賀惣国一揆体制という小領主連合とは同盟関係にあり、その成立時期は概ね永禄期と考えられているが、これら甲賀郡中惣体制の成立と同時に、甲賀・伊賀の城館も外敵からの影響のもとに、より高度で発達した縄張構造をもつ城館へと進歩していることを窺うことができるのである（前章参照）。

この先進的な城館築造には、永禄十一年（一五六八）の織田信長の入京を契機とした織田信長対近江守護職六角氏による軍事的緊張関係を背景としているのであり、そのことを史料は如実に語っているのである。

註

各史料の出典については、史料末尾の括弧内に記した。

本史料』には、永禄十一年と位置づけられているものである。

九月十七日に義治から望月吉棟に対して甲賀郡内の情勢は織田の軍勢で物騒であるので、伊賀に落ち延びたことを記している。そして甲賀に向いていった折には、当屋敷へ入城する旨を要請した書状であり、もちろん当屋敷とは、望月吉棟が本拠とする屋敷のことであろう。

この時点で、義治は少なくとも伊賀にいたことが窺えるが、^{六五}の承禎から友田山内氏に充てた書状（『河合啓介氏所蔵文書』）でその状況を補足する。

後年この文書は、藤堂藩の地理書『三国地誌』の伊賀国舊案の中に収録されることになるが、伊賀への出奔にあたり、いち早く支援の手を差し伸べたのは友田山内氏であった。九月二十一日時点で承禎は山内氏の招きを受け、伊賀音羽に潜伏していることが窺い知れる。思いのほか急激な信長の進攻の前に、承禎父子は戦わずして本城の観音寺城から伊賀へ退避し、この時、山内氏も大きな働きがあったのであろう。「見舞尤祝着候」と忠勤を表しているのである。伊賀で六角氏を支援した山内氏とは、どのような人物であったのであろうか。

現在、友田山内氏の史料を受け継ぐのは友田の河合啓介氏であり、数点の史料から山内氏の性格を探ってみる。

^{六六}六角義治書状（『三国地誌』伊賀国舊案所収）

就当国逗留儀馳走、出張之時可被供奉之由、祝着候、然者配当式捨五石事、

従観音寺山村南、可申村候、向後無相違可有知行候、委細河合田面可申候、恐々謹言

五月十一日（年不詳） 義治（花押）

輒田山内殿

^{六七}六角承禎書状（『三国地誌』伊賀国舊案所収）

近年牢籠仁付、種々馳走祝着候、則可有奉公旨之條、先年以直書知行分雖遺置候、今度石部下野守館仁令籠城処、有入城、被抽粉骨段、神妙之間、最前宛行知行仁只今令加増、以目録加扶持候、向後之儀、聊不可令有相違之條、如書立、永代全領知、不可有異儀候、猶鯨江満介入道可申候、謹言、

拾月二日（天正元年カ） 承禎（花押）

伊賀 河合山内殿

^{六八}六角承禎知行宛行状（『三国地誌』伊賀国舊案所収）

知行分目録 承禎（花押）

一、大塚内介分、同寺庵

一、大塚次兵衛尉分、同寺庵

一、大塚一介分并大塚諸本分、同寺庵

以上

天正元年拾月二日

伊賀 河合山内殿

^{六九}六角承禎感状（『三重県史』資料編近世1所収）

（瑞裏書「討死時佐々木ヨリ書翰」）

昨日就石部切抜敵相付処江、息賀内碎手勢数度返合、抽粉骨無比類相働、於信樂牧表人々

討死仕候、尤高名之至忠節甚神妙候、則家名譽尤不便之次第心中令察候、芳恩不淺段、

向後聊不可相忘候、委曲鯨江満介入道可申候、謹言

（天正二年カ） 卯月十五日 承禎（花押）

河合山内殿

^{七〇}は山内氏の援助に対して忠勤を賞し、観音寺山村南の式捨五石の知行を宛行われている。年号を欠くが元龜年中と考えられている。

^{七一}の近年牢籠は天正元年（一五七三）の石部館で籠り繰り広げられた「石部城の戦い」である。承禎は山内宗次の軍功に対して知行宛行状を発給した。^{七二}は河合山内氏に対する蒲生郡大塚領の知行宛行であり、^{七三}から^{七四}に見るように六角氏は軍功に対する知行を宛行うことにより、山内氏とより親密な関係になってゆく様を窺うことができる。

山内家の史料の中で注視されるのは^{七五}の天正二年（一五七四）の信樂牧表の戦いでの山内氏の戦死を記す記録である。河合山内氏の息山内賀内宗次が石部館の籠城戦で奮戦するも天正二年の信樂の戦いで討ち死にし、承禎は宗俊に対して「心中察せしめ候、芳恩浅からず」と感状を発給した。

山内家には、省略するが後年記された「山内家由緒書」があり、これによれば、鎌倉時代に伊賀国守護に任命された山内首藤経俊に系譜を求めることができ、元久元年（一二〇四）には伊賀国守護職として伊賀市大野木の清水の里に移住し、その後、河合郷に移り姓を改め河合氏を称した。建武元年（一二三四）には、河合郷より輒田郷に移り、河合より山内姓に改姓。文明二年（一四七〇）に

史料解説については、前章に譲るがこれらの史料から文明期以降の望月氏の甲賀郡内での勢力の伸張を見ることができ。

高頼の時代には望月弥次郎、将監の名が見られ、義治の時代には、被官人への知行宛行文書、軍忠催促文書が望月吉棟に対して多く発行されていることも、戦国末期の甲賀郡中惣の中における望月氏の地位を示しているよう。

また五七は、甲賀武士の矢川参会によって望月吉棟は六角義治により同士の勧誘を依頼されているが、郡中惣が六角氏の下部組織として組織されているのではなく、郡中惣が独立した権力機構として存在していたことを示している。その調整を望月吉棟が担っていたのであり、換言すれば、望月氏の仲介がなければ六角氏といえども郡中惣を動かすことはできなかったことを意味しているのである。

最後に注目すべきは、中世に遡る望月氏関係文書の多くは『大日本史料』などに取り上げられた「木村政延氏所蔵文書」に彩られていることである。

現在甲賀市甲南町杉谷に居住する地村家には一巻の「木村家系図」が伝えられており、近世系図ではあるものの、系図末尾に名を記すのは他ならぬ「木村政延」その人である。

地村家の伝えによれば、かつてはここに広大な木村家の屋敷があったといい、屋敷の西側に流れる川には、永禄期に活動した「木村成時」の名に因む成時橋が架かっている。また地村家の東側には文禄二年（一五九三）に蒲生郡佐々木社より木村石見守の邸内に勧請した由緒を伝える佐々木社がある。

系図が示す成時所伝によれば、永禄十一年（一五六八）、伊賀深山城の攻防戦で手傷を負い、甲賀の地に落ち延びたことを記しているが、前代よりの甲賀杉谷での所縁をもとにやがて定着に至る経緯をよみ取るができる。

当地の木村氏は、柚中木村氏や磯尾木村氏が知られているが、その出自は系図が示すように宇多源氏に端を発する佐々木一族であり、おそらく六角隋兵として従軍した木村氏と推測できる。

五、伊賀地域での六角氏の動向

永禄十一年（一五六八）の甲賀を震撼させた織田信長の上洛に伴う六角討伐は、その後、近江守護六角承禎・義治父子の甲賀・伊賀出奔によって大きな局面を

迎えた。

その時、六角勢を背後から支援したのが、甲賀郡中惣の構成員の主要メンバーであった望月氏であり、六角義治が望月吉棟に宛てて援助を要請した文書（「木村政延氏所蔵文書」・『近江蒲生郡志』「甲賀郡志」所収）や伊賀亡命に際していち早く支援の手を差しのべた友田山内氏（「河合啓介氏所蔵文書」・『三国地誌』所収）などの史料から六角氏の甲賀・伊賀地域での足どりを窺うことができる。これに関する史料として次の四点の史料をあげることができる。

三三 永禄十一年（一五六八）九月十一・十二日（『信長公記』・『江源武鑑』）

十一日、愛智川近辺に野陣をかけさせられ、信長懸まはし、御覽し、わきわき数ヶ所の御敵城へ八御手遣もなく、佐々木父子三人被楯籠候観音寺、並に箕作山へ

同十二日に、かけ上させられ、佐久間右衛門・木下藤吉郎・丹波五郎左衛門・浅井新八被仰付、箕作山之城攻させられ、申廻り夜に入攻落訖、

三三 永禄十一年（一五六八）九月十二日条（『氏郷記』「甲賀郡志」所収）

永禄十一年九月十二日 義賢義弼三雲に落来る云々。

三四（年不詳）九月十七日 六角義治書状（「木村政延氏所蔵文書」・『大日本史料』所収）

今度宿之儀頼入候處、別而入魂難忘候、仍郡内之儀、織田可有行之由候而、相怠之間、至干伊賀打越候、雖勿論之儀候、出張之刻必当屋敷江可入城候間、不相易馳走為喜悅候猶高野瀬備前守伯修理亮可申候恐々謹言。

九月十七日 義治（花押）

望月吉棟殿
三五（永禄十一年力）九月廿一日 六角承禎書状（『三国地誌』伊賀国舊案所収）

今度知音波相越候之処、路次送并種々機遣共懇意段、不可相忘候、殊更切々見舞尤祝着候、弥入魂肝要候、猶繁岡可申候、恐々謹言。

（永禄十一年力）九月廿一日 承禎（花押）

友田山内殿
三三は永禄十一年（一五六八）の信長入京に伴う六角氏の本城観音寺攻めで、六角承禎・義治父子の敗走を示す記録である。この観音寺攻めで九月十二日には、観音寺城を脱出し、三三から一旦は甲賀三雲城に落ち延びたことを窺い知る。さらに三四は当該期の六角氏発給文書に通形の年欠文書であるが、『大日

右件之代官職者、從先祖有子細上之儀者、雖相違代々我等力為知行、然共依有要用、宇田仲太郎九郎殿三、現米伍拾斛仁永代売渡申所実正明白也、然上者、不可有他之妨候、縦天下一同之雖徳政行候、於此代官職者、違乱煩不可申者也、次於地下諸役者、可為如先古也、為其進差出候、此外河成新田隠田者、聞出可有御知行也、仍為已後之売券之状如件

望月堀内 (花押)

文龜元年辛酉十一月

又太郎 (花押)

〔五二〕永正四年(一五〇七)卯月五日(『山中文書』二九号「望月又太郎徳政契状」)

(端裏書)「うちかわらたいくわんしきとくせいのでせうもん」

今度我々とくせにまかり出候て、宇治河原大くはんしきの時儀、をや二て物それへうり申され候、我々とくせい申により候て、をとし給候へく、去年当年の分、此方へ被下候、来年之分、その方へさしをき申候、やとの大夫をとなくの分申候

永正四稔丁 卯月五日

もち月又太郎 (花押)

宇田 中殿 人々御申

〔五三〕永祿九年(一五六〇)二月十七日(『言繼郷記』・『史料綜覧』所収)

山科言繼、近江望月三尉に禁裏御修理料ノ進納ヲ督促ス

〔五四〕(年不詳)六月朔日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

郡内之儀生々馳走之旨尤神妙候、次同名下野父子被相談対高野瀬備前守種々入魂之由祝着候、委細面談可申候、恐々謹言。

六月朔日

義賢 (花押)

望月吉棟殿

〔五五〕永祿十一年(一五六八)九月十二日(『木村政延氏所蔵文書』・『大日本史料』所収)

織田信長、近江箕作城ヲ抜ク、六角承禎父子、観音寺城ヲ棄ツ、伊賀二奔ル、

〔五六〕(年不詳)九月十七日(『木村政延氏所蔵文書』・『大日本史料』所収)

今度宿之儀頼入候處、別而入魂難忘候、仍郡内之儀、織田可有行之由候而、相怠之間、至干伊賀打越候、雖勿論之儀候、出張之刻必当屋敷江可入城候間、不相易馳走為喜悅候、猶高野瀬備前守伯修理亮可申候恐々謹言。

九月十七日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔五七〕(年不詳)九月二十七日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

所勞之由服部甚之丞より申候、無心元候、時分柄之儀能々養生肝要候、猶伯修理亮可申

候、恐々謹言。

九月二十七日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔五八〕(年不詳)十二月十三日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

就对被官人衆、郡中申事儀、先日矢川参会江被罷出入魂之旨尤肝要候、服甚、其外有相談弥無油断馳走專一候、為其申候也、謹言。

十二月十三日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔五九〕(年不詳)正月九日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

京都之儀注進之折昏到来加披見候、誠油断儀、不于今始候、就其此書状自日野来候、慥之様に相見候、可有披見候、猶相替儀候者可申越候、委細三上藏人可申候、恐々謹言。

正月九日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔六〇〕(年不詳)五月十一日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

最前配当約束在所々々事、進藤令赦免候者、替地嚴重可申付候、其儀未究問者以建部源八跡内先百石分可令支配候、被官人所望儀、是又相心得候、明令分別可扶助聊不可有疎意候、尚伯修理亮可申候、恐々。

五月十一日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔六一〕(年不詳)正月二十六日(『木村政延氏所蔵文書』・『近江蒲生郡志』所収)

就三上用所申候度々送以下馳走無蓋期事候由申候、尤令察候、祝着候、委細尚越後守可申候也、謹言。

正月二十六日

義治 (花押)

望月吉棟殿

〔六二〕(年不詳)八月十八日(『望月修氏所蔵文書』・『甲賀郡志』所収)

此間之儀如所存候間先以祝着之至候。依雖無心候楯五六帖此使借給候者可令悦喜候あき人え事かけ□□申共仁候はず何方へも能被申候て可給候恐々謹言。

八月十八日

綱 (花押)

村島殿 (望月重元)

来六日ニ於矢川返事可申

〔三五〕甲賀連判中惣誓状（『山中文書』四三三号）
（前欠）

- 一 多氣殿并長野家中之御敵方へ甲賀連判中と合力仕間敷事
- 一 従敵方雖如何様之儀申候、对多氣殿・長野家中惡調儀有間敷事
- 一 多氣殿・長野家中雖有如何様之紛御届申不及異儀任筋目可相果事
- 一 多氣殿・長野御間若義絶之砌者、双方へ罷立間敷事

甲賀連判中

并

国司様 長野家中

まごゑ

惣

四、甲賀郡中惣の中の「望月同名中」

近世「甲賀五十三家」と呼び慣わされた甲賀武士団の一人として名を現すのが望月氏である。望月氏は、現在の甲賀市甲南町杣川南岸、中世「杣庄」と呼ばれる地域を支配領域に持ち、深川・野田・杉谷・竜法師・柑子などに望月一族の分布が見られる。

『甲賀郡誌』によれば、甲賀五十三家の一家にあげられ、杣五家の一家に「望月氏」の名が見え、南杣地域の新治・杉谷地域を統率していた「望月同名中」の動向が問題となろう。

以下に望月氏に関わる関係史料をあげる。

〔四〇〕応永三十一年（一四二四）十一月（木村政延氏所蔵文書）・『望月町史』所収

（望月良仙寄進状案）原文省略

〔四一〕永享三年（一四三二）十一月二十七日（『御前落居記録』所収）

〔四二〕（年不詳）八月二十二日（安土村宮津共有文書）・『近江蒲生郡志』所収

麻生庄事、先日申遣候、□而為御料所伊勢守御代官事候、□角申候はば、不可然候由重而自京都申下候、以前如申遣候、高島郡内可然在所此替地に可申付候、先以無子細候者渡候者可為祝着候、為其以永田右京亮申候、巨細伊庭可申候恐恐謹言

（文明二年九）八月廿二日

行高（花押）

望月弥次郎殿

〔四三〕文明元年（一四六九）十月十四日（木村政延氏所蔵文書）・『近江蒲生郡志』所収

蒲生郡麻生庄事、除大塚衆分百石並野田葆光寺領、為給恩宛行上者可被知行之状如件

文明元年十月十四日 花押 政勝

望月弥次郎殿

〔四四〕文明元年（一四六九）十二月三日（木村政延氏所蔵文書）・『近江蒲生郡志』所収

蒲生郡麻生庄事、除大塚衆分百石並野田葆光寺領、為御給恩被仰付上者可被知行之状如件

文明元年十二月三日 貞隆（花押）（伊庭六郎左衛門力）

望月弥次郎殿

〔四五〕文明二年（一四七〇）正月十九日（木村政延氏所蔵文書）・『近江蒲生郡志』所収

甲賀郡杣庄内竜法師並野田深川之事、為給恩宛行上者、可致知行之状如件

文明二年正月十九日 高頼（花押）

望月弥次郎殿

〔四六〕文明二年（一四七〇）七月二十五日（木村政延氏所蔵文書）・『近江蒲生郡志』所収

重而申候、杣庄事拜領之間祝着候、其邊之時宜可然候仁體早々可有計略候、望月次郎左衛門心中苦しからざる様に候はゞ被申合早々被引入候者可為肝要候、恐々謹言

七月廿五日 政綱（花押）（山内宮内少輔）

〔四七〕（年不詳）三月十九日（山中文書）・『近江蒲生郡志』所収

就采元之儀、委細以多喜丹波守申候、此時忠節肝要候、給恩事、先度遣成敗候、聊不可有相違候、恐々謹言。

三月十九日 高頼（花押）

望月将監殿

〔四八〕長享二年九月廿二日

松茸三十本到来令悦喜候、□□賞翫之至候、恐々謹言

九月廿二日 高頼（花押）

望月将監殿

〔四九〕延徳元年（一四八九）十一月十日（木村政延氏所蔵文書）・『大日本史料』所収

近江守護六角高頼、望月将監ヲシテ、花園一井跡ヲ知行セシム

〔五〇〕文亀元年（一五〇二）十一月（山中文書）六号「望月堀内・又太郎二名連署代官職売券」

永代売渡申近江国甲賀上郡宇治河原村代官職之事

右之通先祖代々相伝二候間、為後日書付依而如件

甲賀廿一家古士

宇田村

享保六丑年二月日

山中儀右衛門橋俊賢(印)

山中家

子孫末々迄

不申及候得共、村方水帳二茂不入、年貢差出スニ不及事

〔三五〕奉行中惣書状(折紙)(『山中文書』三六号)

態申候、仍内貴里雲軒与六郎左衛門尉理非之儀付、明日午刻二前之走廻兩人可被出由候、無御遲若宮迄可御出候、此由両家走舞中より過夜子刻二申承候、則内貴より之走廻も可被出旨候、此等趣六郎左衛門尉へも申遣候へ共、定而不可相調候、縦調不申共、必々可被出候、若無御出候へ者、弓矢相破申候、御油断有間敷候、恐々謹言

奉行中

惣(花押)

八月十日

大和守殿

橋丞殿

御宿所

〔三六〕郡中惣書状案(折紙)(『山中文書』三六号)

案書

飯道寺古庵室衆与柚両社衆徒中御構二付而、為郡中奉行与異見申候判状古庵室へ御届候て可給候、猶巨細之儀者、判状二書付進之候条、来九月朔日二可被開候通、可被仰届候、万一同心無方候ハ、郡中片付可申候間、各可被成其御心得候、恐々謹言

郡中

惣

八月廿七日

山中御奉行御中

伴御奉行御中

御宿所

〔三七〕惣国一揆掟書(『山中文書』三六号)

惣国一揆掟之事

一 従他国、当国へ入るニおゐてハ、惣国一味同心ニ可被防候事

一 国之物共とりしきり候間、虎口より住進任ニおゐてハ、里々鐘を〇、時刻を不写、在陣可有候、然ハ兵糧・矢楯を被持、一途之間、虎口不甘様ニ陣を可被張候事

一 上ハ五十、下ハ拾七をかきり、在陣あるへく候、永陣ニおゐてハ番勢たるへく候、然ハ在々所々、武者大将ヲ被指定、惣ハ其下知ニ可被相隨候、并惣国諸寺之老部ハ、国豊饒之御祈口被成、若仁躰ハ在陣あるへく候事

一 惣国諸侍之披官中国如何様ニ成行候共、主同前とある起請文を里々ニ可被書候事

一 国中之あしかる他領へ行候てさへ城を取事ニ候間、国境ニ従他国城を仕候て、足軽として其城を取、忠節仕百性有之ハ過分ニ褒美あるへく候、そのミニおゐてハ侍ニ可被成候事

一 他国之人數引入る仁躰於相定ハ、惣国として兼日ニ発向被成、跡ヲ削、其一跡を寺社へ可被置付候、并国之様躰内通仕輩あらハ、他国之人數引入る同前たるへく候、他国之人數引入るとある物共之仁躰有之ハ、失之、誓段にて可被曝候事

一 当国ノ諸侍又ハあしかるニ不寄、三好方へ奉公ニ被出間敷候事

一 国之弓矢判状送り候ニ、無承引仁躰候者、親子兄弟をかきり、拾ヶ年弓矢之用ニ懸申間敷候、同一夜之やと、おくりむかい共あるましく候事

一 陣取之在所にて、味方らんはうあるましく候事

一 前々大和より对当国へ、不儀之働数度有之事ニ候間、大和大将分牢人許容あるましく候事

惣国出張として

一 当国ノ儀ハ無恙相調候、甲かより合力之儀專一二候間、〇伊賀・甲かさかへ目ニにて、近日野寄合あるへく候事

右掟、連判を以定所如件

霜月十六日

〔三六〕甲賀中起請文案(『山中文書』四〇号)

敬白靈社起請文前書之事

一 甲賀中申合付而連判中上下共ニ參宮之事諸役所於末代御免許之事、并長野家中領中可為同前事

一 多氣・長野家中与甲賀連判中雖有如何様之紛、互ニ御届申遂糺明任筋目可相果事

国司 并 長野家中

甲賀連判江

慶長八年

五月八日

山中同名中

惣

福西 判

福地 判

作左衛門 判

山城守 判

甚左衛門 判

勝七 判

虎助 判

又左衛門 判

七左衛門 判

利左衛門 判

紀伊守 判

(貼紙)
「此所しミくひ候二付
相分不申候」

弥太郎 判

作兵衛 判

助左衛門 判

仁介 判

岩坂 判

義右衛門 判

清介 判

酒人

山中与右衛門殿

まいる

〔三〕甲賀古土由緒書案(『山中文書』二七号)

甲賀古土之事

長亨元年仲秋、江州之國主佐々木氏六角判官政頼・高頼之父子、背公方義尚公之上意而、

為同志望謀叛也、因之、義尚公大怒云、而同九月七日率諸國之武兵發向江州、既相戰及八・九之兩日、遂不得其勝利而退歸り、然所高頼・朝頼等組合甲賀之城主等、同十月朔日之夜忍入於義尚公之陣中、已相戰而有夜討之軍功也、于時江州之軍勢都合老万六千七百騎也、其中二甲賀之加勢武兵五拾三人之内、就中廿一騎之武兵者軍功甚振矣、斯以、甲賀居住ノ名武家各為廿一館者也

延徳元年二月廿日江州鉤之合戰有之、是又甲賀之廿一家者、各有夜討戰功也、此時公方義尚公味方敗軍之刻、於鉤之戰場廿六歳負手他界也

明應二年八月將義材公發向江州三井寺ニ、既有合戰也、于時六角高頼之軍勢等籠甲賀之城而組合五十三人之武兵也、斯

(後欠)

(紙背)

「右之通、庄屋・年寄・小百姓不殘立合、高下無御座候様ニ免割仕候処如此御座候、以上

貞享元年子十二月

馬場村庄屋

同村年寄

八右衛門(印)

惣左衛門(印)

吉川源藏様

〔三〕山中家相伝居屋敷由緒置文(『山中文書』二七号)

山中大和俊好・相伝居屋敷之事

一山中家居屋敷壹丁四面之儀者、大和守俊好迄數代々柏木庄六ヶ村・山村郷三ヶ村・甲賀上郡

山中村右之地頭職ニ而宇田村ニ住居候処、秀吉公御代ニ紀州雜賀孫市郎被為責候刻、無故依

讒言御疑掛り、甲賀郡中御改易被仰付、不殘知行被召上候得共、數代古キ家之儀ニ付、居住

之儀者御免被成、居屋敷之分 御差置之地ニ被仰付、其儘浪人相立来り候、乍恐当

御代ニ相成候而者 御軍役茂相勤

東照神君様・台徳院様・大猷院様江御目見被成仰付、御直之蒙 上意候折柄之儀故、其

儘ニ而相濟来り候処、水口御番城之節、御城代山口但馬守殿御勤之砌、諸国御檢地御改

村々御吟味有之候上ニ而、先規之通 御差置之地ニ被 仰付、其後者鳥居伊賀守殿・加

藤内藏介殿始代々替り候而茂、

御公儀御差置之地ニ候間子孫之者可相心得候、勿論 御差置之地と申三者、御書物者無

之事ニ候間、是又左様可相心得候

大和守殿 まいる
柏木百性中

(二六) 大原同名中惣与掟条々 (大原家所蔵文書)

定同名与掟条々

一 他所与地下一揆衆弓矢喧嘩等出来在之者、不寄悪中無音、随下知輩迄、一味同心二可為力事

一 他所与同名之内、弓矢出来之時、不寄悪中無音、敵方江身寄出間敷候、并裏篇内通比興之儀、仕間敷候事

一 他所与同名之衆弓矢喧嘩之時、於鐘鳴者、惣庄之百姓等、至堂僧迄、悉得道具ヲ持、可罷出者也、

一 并当所之内二在之他所之被官等、其主敵之与二テ無之者、兎角申、不罷出候者、其時為本人、可為佗言之事

一 領内之内二他所之屋敷堅留申候、万一被仕仁躰在之者、奉行中遂評判、可及行候、若奉行相被儀在之者、為兩年行事、可有其覚悟之事

一 領内之内二他家之屋敷之近所二在之田畠山荒野二至迄、其屋敷之出張屋敷二可成所ヲハ替地仕間敷之事

一 同名中惣劇二付テ、他所与弓矢出来之時ハ、手はしの城工番等入事在之者、各致談合、人数ヲサシ入可申候、其時相互二如在申間敷候事

一 同名中我人弓矢之時、為本人、為身統仕前仕間敷候、同被官等生害させ申間敷事
於地下中、公事出来之時、双方共、内儀ヲ以モ被頼候共、連判仕間敷事

(以下略)

(二五) 甲賀郡中惣起請文案 (『山中文書』二四三号)

今度新宮・矢河両社徒中与被相構二付而、異見申候条々

一 古庵室さゑん之儀者、如前々木ヲ被植間敷由、彼方へ申付候事

一 新宮・矢河与被相構二付而、古庵室被指候奉行衆之内、老分十人來九月六日ヨリ十月五日迄、山ヲおりられ、則五日二右老分十人矢河下馬之前にて、両社衆徒へ礼儀あるへく候、然者両社衆徒之内、老分十人右在所にて、礼儀可被請由申付候事

一 取合之儀者、郡中奉行中与して可仕候、万一於無御同心候者、郡中如掟片付可申候事

右之旨、無臆偏頗異見申候、万一私曲偽於在之者、此靈社起請文御罰深厚可蒙罷者也、仍靈社起請文前書如件

郡中

元龜二辛未年八月廿七日

惣

飯道寺古庵坊中

まいる

(三〇) 靈社起請文前書案 (『山中文書』二四七号)

靈社起請文前書

一 岩坂方与新右衛門父子之間之儀ニ付、去十二月ニ双方文箱被相渡候間、其文箱之内之書物何も悉令披見、無臆偏頗異見可申候、然上者多分ニ付、異見之儀可相究候事

一 □□月ニ双方文箱請取候て、以後ニいつかたよりも書物入させ不申候、猶以此以後入させ申ましく候事

一 此起請文書申調儀、存知之衆中より外へ他言申ましく候事

右之旨私曲偽申候ハ、此靈社起請文之御罰ヲ深厚可罷蒙者也、仍前書如件

元龜三壬申後正月廿五日

肥前守
八郎右衛門尉

大和守

(三一) 甲賀中惣田地寄進立願文案 (『山中文書』二六号)

油日大明神江御立願之事

百石 永代御神領

右之御神領田地ヲ究御寄進可仕候、然上者如先々安堵可忝之事

甲賀中

天正拾四 丙戌年十一月吉日

惣

(三三) 山中同名中惣連署書状案 (折紙) (『山中文書』二六号)

以上

山城守殿御馳走を以、貴殿之儀同名へ入申候、以来者少も如在存間敷候間、可被成其意候、同名中之儀可然様ニ每事可有御馳走候、恐々謹言

越前入道 (花押) 助左衛門尉 (花押)
山城守 (花押) 与三兵衛 (花押)
隼人 (花押) 十郎左衛門 (花押)

中堀 (花押) 助三郎 (花押)
掃部助 (花押) 与大郎 (花押)

源兵衛 (花押)
左馬允 (花押)
甚兵衛 (花押)
五郎右兵衛 (花押)

勘解由左衛門尉殿 参

〔三〕美濃部・武嶋公事申合条々案 (『山中文書』三〇九)

美濃部殿与武嶋方公事付申合条々

一 武嶋方山之内あれ田より毎年参斗之年貢水口市舛二可入事

太郎左衛門方

一 あれ田の上の木事、来年之耕作前二内貴方山中筑後守同春好者両三人を御供申きり可申事

一 如此申調候上者、如前々無御等閑様二可被仰調事

天文十年七月廿一日

多喜田兵衛尉

名乗判

猪飼九郎兵衛尉

名乗判

内貴太郎左衛門尉殿
山中筑後入道殿

まごころ

〔三〕山中・伴・美濃部各惣起請文案 (『山中文書』三三〇)

(前欠)

御請取御無事候様二石部三郷之御本人衆御教訓候て、弓矢之御難有間敷候、若此旨私曲偽在之者、此起請文之御罰深厚可蒙罷者也、仍起請文前書如件

山中

永祿八年乙丑六月廿九日

伴

惣

案文

美濃部

惣

〔三〕伴・山中・美濃部三方起請文案 (『山中文書』三五〇)

三方以起請文申合条々

一 夜討強盗山賊并不知主人ヲ害仁躰不寄上可作生害事

一 於三方領中仁、盗人之輩至手前可討留事

一 為其同名咎人申付旨、若違犯之輩在之者、三方一味二可成敗事

一 毒害等取扱仁躰、同罪たるへく候事

一 咎人告知ル仁躰者、縦雖為同類、除其咎、拾貫一振可褒美、但依咎可有輕重事

一 盜賊人之儀、崇敬仕間敷候事

一 若党并百姓計之旨之儀、三方同前二方々申付可相破候、若三方之外何方へ組候共、可為弃破事

一 此申合於一儀二、若相違之仁躰在之者、同名ヲ放シ、永代三方一味二相立間敷候事

右此旨相背申間敷候、若私曲偽在之者、此靈社起請文御罰ヲ深厚可蒙罷者也、仍靈社起請文前書如件

伴同名中

永祿九年丙子十二月十五日

惣

山中同名中

惣

美濃部同名中

惣

何も連判也

〔三〕奉行中惣起請文 (『山中文書』三六一)

美濃部大谷方与御構之儀付而、走舞中より異見被申候間、如判状可被成御同心候、万一無御承引候ハ、同名中ヲ違可申者也

右旨私曲偽申候ハ、此起請文之御罰可蒙罷者也、仍起請文前書如件

奉行中

永祿十年丁卯十二月十八日

惣 (花押)

〔三〕甲賀中惣田地寄進立願文案（『山中文書』三六号）

〔三〕山中同名中惣連署書状案（『山中文書』二六号）

〔三〕甲賀古士由緒書案（『山中文書』二七号）

〔四〕山中家相伝居屋敷由緒置文（『山中文書』二七号）

〔五〕奉行中惣書状（『山中文書』三五号）

〔六〕郡中惣書状案（『山中文書』三六号）

〔七〕惣國一揆掟書（『山中文書』三六号）

〔八〕甲賀中起請文案（『山中文書』四〇号）

〔九〕甲賀連判中惣誓状（『山中文書』四三号）

〔三〕山中一家中連署書状案（『山中文書』八九号）

宇田村之御あとの事、千代増丸殿二一家として、かたく二おとし遣し申候、其ため一家として書状如件

延徳四年壬子 七月十二日

一家中在判

酒人

堀 在判

備前 在判

岩坂 在判

仲 在判

参

千代増丸殿

橘六殿御子息

〔三〕甲賀衆連署目安条々之事（『山中文書』一九号）

目安条々之事

一 地頭職之事、まかわす候間、当年より可有御知行候

一 関之事、御支証の旨二まかせ、御知行あるへく候、但御年よりも、大和入道殿御讓御所持候二より御取候へ共、其様御前明鏡二御座候間、御知行口るへく候、然共地頭し

一 関銭方二御年・山中の・去年当年御をさへ・を、其へめさるへく候、来年より御年より之分八、御けいはうあるましく候

一 さいしゆのほう御年貢之事者、引地方へ可被仰候、御年より八しらする由御申候

文龜元年十月十八日

安川入道（花押）

福西入道（花押）

橘六殿

まいる

加賀守（花押）

高山（花押）

富長（花押）

中堀（花押）

岩坂（花押）

田所（花押）

孫六（花押）

〔三〕柏木三方中惣起請文（『柏木神社文書』四卷）

就若宮御神事之儀、両方御相論候て重御出仕無御座候間、余二無御勿躰存、此人数致参会、以起請文無負偏頗一書にて申条々事

一 馬場の御わたりの事、如親・祖父之時、そうりやうそしによらす、歳次第二打こみに御輿の御供可有御沙汰事

一 上下によらす喧嘩口論仕者在之者、於当座則生涯させられへき事

一 御神事の時御人数御奔走候て、御出仕可目出度事

右此条々無私曲偽之儀以起請文申入候、万一偽の於申事者、此起請文之御罰各々深可蒙罷者也、仍一書状如件

大永貳年壬午卯月廿七日

惣（花押）

勘解由左衛門尉殿 参

敬白 起請文之事

上者、梵天・帝釈・四大天王・日光・月光・七曜・九曜・廿八宿・北辰・北斗・十二大天、下者堅口地神・三宝荒神・熊野三所権現・王城鎮守諸大明神・山王廿一社末寺末社・根本中堂薬師如来・三塔諸堂諸房本尊薩口・赤山大明神・賀茂下上大明神・松尾大明神・稻荷大明神・八幡大菩薩・北野天満大自在天神・祇園牛頭天王・平野大明神・春日大明神・住吉大明神・諏方大明神・鹿嶋大明神・三嶋大明神・玉津嶋大明神、別而当郡飯道寺権現・柚三社大明神・油日大明神・柏木郷若宮両社大明神・国中三社大明神・宇田八幡大菩薩・美濃部大宮大明神・天満天神・山村三十八所大明神・三家中各々氏神等、惣者日本国中有情無情大小神祇仏神三宝・普天率都・内海外海龍王龍衆・閻魔法皇・五道冥官・泰山符君等敬白

右此旨無負偏頗之儀、翻宝印以起請文申入候、万一私曲偽之於申事者、此起請文之御罰各々深厚可蒙罷者也、仍起請文如件

大永貳年壬午卯月廿七日

土佐入道（花押） 五郎左衛門尉（花押）

〔御湯殿上日記〕等

〔二〕延徳三年八月二十二日 義材、近江守護六角高頼ヲ征セントシ、綸旨ヲ奏請ス、是日、

之ヲ賜フ〔御湯殿上日記〕等

〔三〕延徳三年八月二十三日 六角高頼、近江觀音寺城ヲ棄テ、同国甲賀山二入ル

〔蔭涼軒日記〕等

〔三〕明応元年十一月十五日 六角高頼ノ兵、近江甲賀ヨリ伊勢ニ走ル、国司北畠材親ノ兵、

之ヲ坂下ニ捕斬ス〔蔭涼軒日記〕等

右記史料により、永禄十一年の六角氏の甲賀出奔の背景には、長享・延徳・明応にわたる高頼期以来の甲賀出走という巧みな戦術を読み取ることができよう。複雑に入り組んだ甲賀の地形は、六角氏にとつての格好の潜伏地であり、「鈎の陣」以降、六角氏の守護権力を背後から支える防衛拠点でもあった。この防衛拠点となるべきものが、地侍衆によつて築造された複数の城館群であつた。

この一連の流れの中で甲賀武士の動向に関する史料を列記しておく。

〔四〕『山中文書』〔近江蒲生郡志〕所収

「佐々木六角判官高頼書状 老通」

急度申候、明日御動座一定候、其之持口事、山田にて候、太郎左衛門被申合今日中に彼在所へ可被着陣候、猶以運々候ては可為曲事候、不移時可被打越候、宮内大輔人数三并遣候、於彼在所可被申合候、恐々謹言

（長享元年力）九月十一日 高頼（花押）

山中橋六殿

〔五〕『重編応仁記』八 常徳院殿江東征伐、同於陣中御逝去事

（前略）終、二高頼一戦二打負、己力居所觀音寺山ノ城ヲ落テ、山賊ノ望月、山中、和田

ト云者ヲ頼ミ、同国甲賀山ノ中ニ隠レテ、行方不知ナリニケル（下略）

〔六〕『後法興院政家記』（長享元年十月五日条）

十月五日、昨日武家鈎之安養寺ニ御下着云々、今日放火甲賀城云々、御敵佐々木前大膳

太夫高頼以下被官人等、細川被官人安富物部等相応彼兩人没落云々、

〔七〕『蔭涼軒日記』（長享元年十月六日条）

十月六日、晚来自江州一撲歸語云、昨日浦上美作守為先陣入甲賀之谷放火雖然未及合戦云云

〔八〕『後法興院政家記』（長享元年十二月三日条）

入夜長泰注進状到来、昨日甲賀諸勢開陣処、牢人数千蜂起、頗及難儀云々、

〔九〕『蔭涼軒日記』（長享二年三月二十一日条）

長享二年三月二十一日、鶉飼方中間小五郎来談、伊賀甲賀之事、鶉飼七郎大津在陣云々、

廿二日、齋前鶉飼中間小五郎来傾五盃談伊賀甲賀事話云、六角方同大輔方、伊庭以下皆

在伊賀、伊賀衆二百人為六角之被官公方様御開陣有之者皆可打入江州之談合両度之京極

方所持方悉可相計伊賀衆二百人之約束有之云々

〔一〇〕『大乘院寺社雜事記』（延徳三年八月晦日条）

八月晦日、於六角高頼者不知行方、父子共不見云々、少々手者甲賀郡二有之歟於此郡者

悉以可被成焦土云々、

三、甲賀郡中惣関係史料〔『山中文書』を中心として〕

甲賀郡中惣の動態を窺う史料は、甲賀武士団の中で最も豊富な史料を伝える『山中文書』の中に見られる。すでに多くの先学の研究があるため、本稿では、関係する史料のみ列記しておく。

これらの史料によつて、山同同名中レベルでの結束から次第に鎮守社「柏木神社」を紐帯とする柏木三方中「山中・伴・美濃部」への結束、やがては甲賀郡中惣への発展的過程を読み取ることができる。

永禄十三年に書かれた「大原同名惣与掟条々」も同名中への結束を強める一連の流れの中でおさえることができる。

〔一一〕山中一家中連署書状案（『山中文書』二九号）

〔一二〕甲賀衆連署目安条々之事（『山中文書』一九号）

〔一三〕柏木三方中惣起請文（『柏木神社文書』四号）

〔一四〕美濃部・武嶋公事申合条々案（『山中文書』三〇号）

〔一五〕山中・伴・美濃部各惣起請文案（『山中文書』三三号）

〔一六〕伴・山中・美濃部三方起請文案（『山中文書』三三号）

〔一七〕奉行中惣起請文（『山中文書』三八号）

〔一八〕大原同名惣与掟条々（『大原勝井家文書』）

〔一九〕甲賀郡中惣起請文案（『山中文書』四号）

〔二〇〕靈社起請文前書案（『山中文書』四号）

延徳四年七月十二日

文亀元年十月十八日

大永二年

天文十年七月廿一日

永禄八年六月廿九日

永禄九年十二月十五日

永禄十年十二月十八日

永禄十三年

元龜二辛未年八月廿七日

元龜三後正月廿五日

史料編

一、はじめに

永禄十一年(一五六八)七月、織田信長は足利義昭を次期將軍にすえるべく、さまざまな布石をうっていった。七月二十五日には、信長は美濃の立政寺に義昭を迎え(『信長公記』・「道家祖看記」)、ついで二十九日、上杉謙信に書状を出し、義昭を奉じて上洛する決意を述べている(「志賀榎太郎氏所蔵文書」)。

これに続く、八月二日、信長は近江通過にあたり、甲賀諸侍中宛で忠節をつくすべき書状を出している。

〔近江甲賀諸侍中宛判物写〕(大野与右衛門氏所蔵文書・『近江蒲生郡志』所収)

至當国(美濃国)被移御座、入洛之儀被仰出候之処、則信長可供奉旨候、雖然江州依難叶通路、来ル五日先於彼国可進発候、先々任請状旨、信長令入魂、此刻各抽忠節者、可為神妙候、為其差越惟政・公広候、猶両三人可申入候也、

八月二日

信長(御判)

甲賀諸侍中

また足利義昭も七月二十八日大原同名中宛文書(「大原家所蔵文書」)を発行するなど、足利義昭は甲賀諸侍中だけではなく、大原同名中など甲賀地侍の有力な同名中に同様の判物を発行していたことが知られ、甲賀諸侍中に対しても様々な手立てを講じていた。

六角氏に対しては、信長が佐和山城に向き、近江の通過保証や入京に際する侍所頭人の任を依頼するが拒否。六角氏は織田信長の入京に伴う近江侵攻により、九月十二日、観音寺城を放棄して甲賀・伊賀への敗走となるのである。まさに、通史は守護大名六角氏権力の末期的様相を如実に示している。

この永禄十一年(一五六八)の織田信長の上洛を大きな画期として、日本は中世から近世へと大きく転換し始めるが、ここでは、戦国期の甲賀をとりまく歴史事象を史料を中心に素描し整理しておきたい。

特に①『山中文書』を中心とした甲賀郡中惣の勢力伸張の動向について、②甲賀郡中惣の中の「望月同名中」の動向、③伊賀地域での六角氏の動向に絞って史料を中心に見ておこう。

二、長享・延徳期の六角征伐の動向

甲賀地方には、中世、多くの地侍衆が蕃居し、各侍衆は一族のつながりを強化し、同名惣または同名中惣を形成していた。彼らは中世史上著名な同名中レベルでの自治組織「甲賀郡中惣」と呼ばれる連合体を形成して一円支配を行ったのである。

永禄十一年(一五六八)信長の上洛を契機とする六角承禎・義治父子の伊賀・甲賀出奔には、甲賀武士団が世に名を残した「長享の乱(鈎の陣)」¹⁾ 以来の歴史的経緯があった。

以下、『大日本史料』に見る長享・延徳・明応の数度にわたる主要な六角征伐の動向を見ておこう。

○長享元年六月二十三日 近江守護六角高頼、管内ノ社寺領及ヒ幕府近臣等ノ所領ヲ押

領ス、近臣等、之ヲ義尚ニ訴ヘ、其追討ヲ請フ、是日、義尚之ヲ聽ス(『後法興院政家記』等)

○長享元年八月 十二日 義尚、六角高頼ヲ征セントシ、在国ノ諸將ヲ徴ス(『後法興院政家記』等)

○長享元年九月 十一日 六角高頼、山中橋六ヲシテ、近江山田を守ラシム(『山中文書』)

○長享元年九月 十二日 義尚、京都ヲ発シ、六角高頼ヲ伐タントシ近江坂本二陣ス(『御湯殿上日記』等)

○長享元年九月 十五日 廷臣、僧侶、坂本ノ營ニ至リ、義尚ノ出陣ヲ賀ス、是日、幕府、諸寺ヲシテ戦捷ヲ祈ラシム(『御湯殿上日記』等)

○長享元年九月 二十日 義尚、諸將ヲシテ、進ンデ六角高頼ヲ打タシム、尋デ、高頼敗レテ甲賀ニ退ク(『後法興院政家記』・「大乘院寺社雜事記」等)

○長享元年九月二十四日 六角高頼、近江観音寺城ニ據ル、諸將ヲシテ之ヲ攻メシム、高頼、甲賀城ニ遁ル、是日、仁木貞長戦死ス(『法興院政家記』等)

○長享元年十月 四日 義尚、進ミテ近江鈎安養寺ニ軍シ、廷臣、門跡等ノ諸領ヲ還付ス、翌日、諸軍甲賀郡ニ入り、火ヲ放ツ、六角高頼、逃鼠ス(『後法興院政家記』・「親長郷記」等)

○長享元年十月二十七日 義尚、營ヲ近江鈎ノ眞法館ニ移ス(『後法興院政家記』等)

○延徳元年三月二十六日 征夷大將軍内大臣從一位足利義熙、近江鈎ノ陣ニ薨ズ

史
料
編



望月城外観



望月城虎口



望月城西側土塁



望月支城外観



望月支城虎口



望月支城南側土塁



杉谷砦外観



杉谷砦東側土塁



杉谷城堀切



寺前城外観



寺前城主郭



寺前城土橋、櫓台部分



村雨城・寺前城外観



村雨城主郭



村雨城虎口



新宮城外観



新宮城主郭



新宮城柵形部分



新宮支城外観



新宮支城西側土塁



新宮支城南堀切



竹中城外観



竹中城土塁（虎口付近）



竹中城西側堀部分

報告書抄録

ふりがな	ちゅうせいじょうかんいせき (こうなんちいき) ちょうさほうこくしょ							
書名	中世城館遺跡 (甲南地域) 調査報告書							
巻次	甲賀市文化財調査報告書第11集							
編集者名	長峰 透							
編集機関	甲賀市教育委員会							
所在地	滋賀県甲賀市甲南町野田810番地							
発行年月日	平成20年3月10日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 ° ' "	東経 ° ' "	調査期間	調査面積 (m ²)	調査原因
		市町村	遺跡番号					
もちづきじょういせき 望月城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうすぎたに 甲南町杉谷	366	029	34-55-9	136-8-58	1999.10 ~2000.3	12300	分布・ 測量調査
もちづきしじょういせき 望月支城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうすぎたに 甲南町杉谷	366	030	34-55-5	136-8-55	1999.10 ~2000.3	6200	文布・ 測量調査
すぎたとりいでいせき 杉谷砦遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうすぎたに 甲南町杉谷	366	028	34-54-50	136-9-16	2000.11 ~2001.3	2700	分布・ 測量調査
じぜんじょういせき 寺前城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうしんじ 甲南町新治	366	039	34-54-55	136-9-31	2001.10 ~2002.3	7800	分布・ 測量調査
むらさめじょういせき 村雨城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうしんじ 甲南町新治	366	040	34-54-50	136-9-29	2002.10 ~2003.3	10600	分布・ 測量調査
しんぐうじょういせき 新宮城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうしんじ 甲南町新治	366	042	34-55-2	136-9-42	2003.11 ~2004.3	13400	分布・ 測量調査
しんぐうしじょういせき 新宮支城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうしんじ 甲南町新治	366	043	34-54-59	136-9-45	2004.12 ~2005.3	12600	分布・ 測量調査
たけなかじょういせき 竹中城遺跡	こうかし 甲賀市 こうなんちょうしんじ 甲南町新治	366	046	34-55-34	136-9-32	2005.12 ~2006.3	3800	分布・ 測量調査
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構			主な遺物	特記事項	
望月城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、空堀、堀切					
望月支城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切					
杉谷砦遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切					
寺前城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切、櫓台					
村雨城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切					
新宮城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切、枡形虎口					
新宮支城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、堀切					
竹中城遺跡	城館	中世	曲輪、土塁、空堀					

甲賀市文化財報告書第11集

中世城館遺跡(甲南地域)調査報告書

印刷・発行	平成20年(2008年)3月10日
編集・発行	甲賀市教育委員会 滋賀県甲賀市甲南町野田810番地 TEL 0748-86-8026
印刷・製本	村田印刷株式会社